

令和5年度

菊陽町地域防災計画

令和5年5月

菊陽町防災会議

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 序文 | 1 |
| 第1節 計画の基本的事項 | 2 |
| 1. 計画の目的 | 2 |
| 2. 計画の性格 | 2 |
| 3. 計画の修正 | 2 |
| 4. 計画の構成 | 2 |
| 第2節 基本理念及び基本方針 | 3 |
| 1. 基本理念 | 3 |
| 2. 基本方針 | 3 |
| 第3節 防災に関する組織、機関等の役割と業務大綱 | 6 |
| 1. 組織 | 6 |
| 2. 防災関係機関の業務大綱 | 7 |
| 第4節 菊陽町の災害要因と被害状況 | 10 |
| 1. 被害要因 | 10 |
| 2. 被害状況 | 10 |
| 第5節 菊陽町の気象災害の特性 | 14 |
| 1. 梅雨の大雨による水害 | 14 |
| 2. 台風による災害 | 14 |
| 第6節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 | 15 |
| 第2章 災害予防計画 | 16 |
| 第1節 災害予防体制 | 16 |
| 1. 災害予防に係る組織 | 16 |
| 2. 情報収集・広報体制 | 18 |
| 第2節 応援体制の整備 | 19 |
| 1. 応援体制の整備 | 19 |
| 2. 応援協定締結状況 | 19 |
| 第3節 防災業務施設整備計画 | 25 |
| 1. 公共施設 | 25 |
| 2. 通信設備 | 25 |
| 3. 消防施設 | 26 |
| 4. 水防施設 | 26 |
| 5. 防災活動拠点施設 | 27 |
| 第4節 地域防災力強化計画 | 28 |
| 1. 自助 | 28 |
| 2. 共助 | 29 |
| 3. 事業所による防災活動 | 30 |

| | |
|---|-----------|
| 第5節 物資・資機材整備・調達計画 | 31 |
| 1. 基本方針 | 31 |
| 2. 非常用食料及び生活必需品の確保 | 31 |
| 3. 災害備蓄物資整備計画 | 32 |
| 4. 防災資機材の確保 | 34 |
| 5. 飲料水確保計画 | 34 |
| 6. その他の応急対策用資機材の確保 | 34 |
| 7. 町民及び事業所の物資対策 | 35 |
| 8. 燃料備蓄 | 35 |
| 9. 物資の管理・輸送等 | 35 |
| 第6節 避難対策 | 37 |
| 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 | 37 |
| 2. 避難指示等の発令の判断基準の整理 | 42 |
| 3. 避難誘導の事前措置 | 42 |
| 4. 速やかな避難所開設のための体制構築 | 44 |
| 5. 避難所運営マニュアルの更新等 | 44 |
| 6. 避難所における男女共同参画の推進 | 44 |
| 7. 避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働 ... | 44 |
| 8. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応 | 44 |
| 9. 避難の受入れ | 45 |
| 10. 応急仮設住宅建設予定場所の選定 | 45 |
| 11. 帰宅困難者対策 | 45 |
| 12. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 | 46 |
| 13. 地震災害時の対策 | 46 |
| 14. 災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応 | 46 |
| 第7節 災害危険地域指定計画 | 47 |
| 1. 災害危険箇所の把握 | 47 |
| 2. 災害危険地域の現況 | 47 |
| 3. 実施責任者 | 54 |
| 4. 危険区域の巡視等（水防関係） | 54 |
| 第8節 水害予防計画 | 56 |
| 1. 治水対策 | 56 |
| 2. 道路橋梁対策 | 56 |
| 3. 河川水位情報の収集および周知対策 | 56 |
| 4. 水防法に基づく対応 | 56 |
| 第9節 土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画 | 58 |
| 1. 情報収集及び周知対策 | 58 |
| 2. 避難対策 | 58 |
| 3. 土砂災害危険住宅移転対策 | 58 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 4. 訓練の実施 | 58 |
| 5. 救助に関する事項 | 58 |
| 第10節 建築物等災害予防計画 | 59 |
| 1. 防火対策 | 59 |
| 2. 震災対策 | 59 |
| 第11節 火災予防計画 | 61 |
| 1. 火災予防思想の普及及び徹底 | 61 |
| 2. 火災拡大要因の除去 | 61 |
| 第12節 防災知識普及計画 | 63 |
| 1. 町職員に対する防災教育 | 63 |
| 2. 住民に対する防災知識の普及 | 64 |
| 3. 学校教育における防災知識の普及 | 65 |
| 4. 防災上重要な施設の管理者等の指導 | 66 |
| 5. 事業所の防災対策の促進 | 66 |
| 6. 避難所等におけるDV等防止施策の実施 | 67 |
| 7. 外国人に対する防災知識の普及 | 67 |
| 8. 防災知識の普及の時期 | 67 |
| 9. 防災相談 | 67 |
| 第13節 防災訓練計画 | 68 |
| 1. 総合防災訓練 | 68 |
| 2. 広域防災訓練 | 68 |
| 3. 防災関係機関の個別防災訓練 | 69 |
| 4. 訓練の時期・場所等 | 69 |
| 第14節 自主防災組織等育成計画 | 70 |
| 1. 自主防災組織の方針 | 70 |
| 2. 地域住民等の自主防災組織 | 71 |
| 3. 事業所の自衛消防組織等 | 72 |
| 4. 地域防災リーダー育成計画 | 73 |
| 第15節 災害ボランティア計画 | 74 |
| 1. 地域福祉の推進 | 74 |
| 2. 関係機関との協働体制の構築 | 74 |
| 3. 災害ボランティア活動を支援する体制整備 | 75 |
| 4. 平常時の取組み | 76 |
| 5. ボランティアの受入体制の整備 | 78 |
| 6. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携 | 78 |
| 7. その他 | 78 |
| 第16節 建築物・宅地等応急対策計画 | 79 |
| 1. 応急危険度判定活動 | 79 |
| 2. 広報計画 | 79 |

| | |
|---|------------|
| 第 1 7 節 避難行動要支援者等支援計画 | 80 |
| 1. 菊陽町避難行動要支援者避難支援計画の構成 | 81 |
| 2. 避難行動要支援者名簿の作成と共有 | 81 |
| 3. 避難行動要支援者対策チームの設置 | 81 |
| 4. 避難支援者の選定と安全の確保 | 82 |
| 5. 情報伝達体制の整備 | 82 |
| 6. 避難誘導、安否確認等の支援体制づくり | 83 |
| 第 1 8 節 医療保健計画 | 85 |
| 1. 初期医療体制の整備 | 85 |
| 2. 医療施設等における非常用電源等の確保 | 85 |
| 3. 医薬品、医療資機材等確保体制の整備 | 85 |
| 4. 医療体制等の整備 | 85 |
| 5. 防疫体制の整備 | 86 |
| 6. 職員の安全確保 | 86 |
| 第 1 9 節 防災関係機関等における業務継続計画 | 87 |
| 第 2 0 節 受援計画 | 88 |
| 1. 受援計画の策定 | 88 |
| 2. 応援団体との連携 | 88 |
| 第 3 章 災害応急対策計画 | 90 |
| 第 1 節 組織計画 | 90 |
| 1. 菊陽町災害対策本部 | 90 |
| 第 2 節 職員配置計画 | 95 |
| 1. 職員配置体制の整備 | 95 |
| 2. 職員の配置 | 97 |
| 3. 被災市町村等への職員派遣 | 97 |
| 4. 職員の安全確認・健康管理等 | 98 |
| 第 3 節 応援要請計画 | 98 |
| 1. 関係機関との相互連絡 | 98 |
| 2. 関係機関への要請 | 98 |
| 3. 応援の受入に関する措置 | 99 |
| 4. 応援・受援体制の整備 | 100 |
| 第 4 節 災害警備計画（県警察本部） | 101 |
| 1. 組織系統 | 101 |
| 2. 災害時における警備体制及び活動内容 | 101 |
| 3. 事故災害 | 102 |
| 第 5 節 自衛隊災害派遣要請計画（陸上自衛隊第 8 師団） | 103 |
| 1. 災害派遣の要請責任者 | 103 |
| 2. 災害派遣要請の基準 | 103 |
| 3. 災害派遣要請先 | 103 |

| | |
|------------------------------|------------|
| 4. 災害派遣要請に含める事項 | 104 |
| 5. 災害派遣の要請手段 | 104 |
| 6. 自衛隊に要請する活動内容 | 104 |
| 7. 自衛隊の災害派遣要請に関する細部事項 | 105 |
| 第6節 緊急消防援助隊受援計画 | 109 |
| 1. 出動要請 | 109 |
| 2. 菊陽町応援等調整本部 | 109 |
| 3. 熊本県応援活動調整本部への派遣 | 110 |
| 4. 集結場所への誘導 | 110 |
| 5. 応援部隊への情報提供 | 110 |
| 6. 応援活動終了 | 110 |
| 第7節 気象予警報伝達計画 | 113 |
| 1. 予報等の定義 | 113 |
| 2. 予警報等の伝達系統 | 117 |
| 3. 気象予警報等の取扱い | 117 |
| 4. 予警報等伝達責任者 | 118 |
| 5. 異常発見時における措置 | 118 |
| 6. 気象等伝達についての応急措置等 | 118 |
| 第8節 通信施設利用計画 | 124 |
| 1. 通常の場合における通信施設の利用 | 124 |
| 2. 非常無線通信の利用 | 124 |
| 3. その他 | 124 |
| 第9節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画 | 125 |
| 1. 実施責任者 | 125 |
| 2. 被害報告取扱責任者 | 125 |
| 3. 防災情報共有システムの活用 | 125 |
| 4. 被害報告等の調査 | 126 |
| 5. 被害報告取扱要領 | 126 |
| 6. 収集および報告要領 | 132 |
| 7. 報告等の種別 | 133 |
| 8. 報告等の様式及び報告等の系統 | 134 |
| 9. 情報の伝達系統 | 142 |
| 10. 災害確定報告 | 142 |
| 第10節 広報計画 | 143 |
| 1. 実施機関 | 143 |
| 2. 実施機関の相互の連絡 | 143 |
| 3. 町における広報活動 | 143 |
| 4. 住民等からの問合せ対応 | 143 |
| 5. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化 | 144 |

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 6. 報道機関への対応 | 144 |
| 第11節 水防計画 | 144 |
| 第12節 消防計画 | 144 |
| 1. 実施機関 | 144 |
| 2. 消防活動計画 | 144 |
| 3. 相互応援協定 | 145 |
| 第13節 避難計画 | 145 |
| 1. 実施責任者 | 145 |
| 2. 避難指示等の内容及び伝達方法 | 146 |
| 3. 避難指示等の基準 | 147 |
| 4. 警戒区域の設定 | 159 |
| 5. 避難の誘導 | 159 |
| 6. 避難所の開設及び収容 | 160 |
| 7. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応 | 163 |
| 8. 浸水想定区域における警戒避難体制 | 163 |
| 9. 避難行動要支援者に対する対策 | 163 |
| 10. 防火対象物等における避難対策等 | 164 |
| 11. 避難場所 | 166 |
| 12. 避難指示等の解除 | 166 |
| 13. 地震災害時の避難計画 | 166 |
| 第14節 災害救助法の適用計画 | 167 |
| 1. 災害救助の実施機関 | 167 |
| 2. 災害救助法の適用 | 167 |
| 3. 救助の種類及び実施方法 | 168 |
| 第15節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画 | 173 |
| 1. 実施機関 | 173 |
| 2. 行方不明者等の捜索 | 173 |
| 3. 遺体の検視、身元確認 | 173 |
| 4. 遺体の引き渡し | 173 |
| 5. 遺体の収容 | 173 |
| 6. 遺体の火葬 | 174 |
| 7. 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬 | 174 |
| 第16節 救出計画 | 175 |
| 1. 実施責任者 | 175 |
| 2. 救出対象者 | 175 |
| 3. 救出の方法 | 175 |
| 4. 応援の手続 | 175 |
| 第17節 食料調達・供給計画 | 176 |
| 1. 実施機関 | 176 |

| | |
|-----------------------------|------------|
| 2. 災害時における米穀の応急供給 | 176 |
| 3. 炊き出しの実施及び食料の配分 | 176 |
| 4. 災害救助法による炊き出し及び食品の給与 | 177 |
| 5. 調達物資、来援物資の集積場所 | 177 |
| 第18節 給水計画 | 178 |
| 1. 実施機関 | 178 |
| 2. 給水方法 | 178 |
| 3. 給水に関する広報 | 178 |
| 4. 飲料水以外の生活用水の確保 | 178 |
| 5. 応援要請 | 179 |
| 6. 復旧支援要請 | 179 |
| 7. 災害救助法に基づく飲料水の供給 | 179 |
| 第19節 衣料品等物資供給計画 | 180 |
| 1. 実施機関 | 180 |
| 2. 生活必需品の円滑な提供 | 180 |
| 3. 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与 | 180 |
| 第20節 救援物資要請・受入・配分計画 | 181 |
| 1. 不足物資の把握 | 181 |
| 2. 受入・供給体制 | 181 |
| 第21節 住宅応急対策計画 | 182 |
| 1. 実施期間 | 182 |
| 2. 応急仮設住宅の給与 | 182 |
| 3. 住宅の応急修理 | 183 |
| 4. 町営住宅の提供 | 183 |
| 5. 住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置 | 183 |
| 6. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討 | 183 |
| 7. 災害救助法に基づく措置 | 183 |
| 第22節 医療救護計画 | 184 |
| 1. 実施機関 | 184 |
| 2. 救護体制の整備 | 184 |
| 3. 救護活動 | 184 |
| 4. 災害救助法による医療救護 | 184 |
| 5. 町内の医療機関の状況 | 184 |
| 第23節 保健衛生計画 | 186 |
| 1. 防疫計画 | 186 |
| 2. 食品衛生の確保 | 187 |
| 3. 健康管理 | 187 |
| 4. 生活衛生の確保 | 187 |
| 第24節 廃棄物処理計画 | 188 |

| | |
|---------------------------|------------|
| 1. 計画の方針 | 188 |
| 2. 被害状況調査、把握 | 188 |
| 3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等 | 188 |
| 4. 災害廃棄物の処理 | 188 |
| 5. 堆積土砂の処理 | 189 |
| 6. し尿の処理 | 189 |
| 7. 廃棄物処理の広域応援体制 | 190 |
| 第25節 交通規制計画 | 191 |
| 1. 実施責任者 | 191 |
| 2. 交通規制の措置 | 191 |
| 3. 交通規制の実施 | 191 |
| 第26節 輸送計画 | 192 |
| 1. 実施機関 | 192 |
| 2. 輸送方法 | 192 |
| 3. 災害救助法に基づく輸送 | 192 |
| 第27節 障害物除去計画 | 193 |
| 1. 実施責任 | 193 |
| 2. 障害物の除去対象及び除去の方法 | 193 |
| 3. 災害救助法に基づく障害物の除去 | 193 |
| 4. 車両の移動等 | 194 |
| 5. 除去した障害物の保管等の場所 | 194 |
| 6. 障害物の処分方法 | 194 |
| 第28節 労務供給計画 | 195 |
| 1. 通常の場合における労務者の供給要請 | 195 |
| 第29節 災害ボランティア連携計画 | 196 |
| 1. 災害ボランティアセンターに係る体制整備 | 196 |
| 2. 町と町内のNPO等との連携 | 197 |
| 3. 個々の分野における専門ボランティアとの連携 | 197 |
| 4. その他 | 197 |
| 第30節 文教対策計画 | 198 |
| 1. 実施機関 | 198 |
| 2. 待避及び避難について | 198 |
| 3. 応急教育対策について | 198 |
| 4. 学校給食等の措置 | 198 |
| 5. 災害救助法に基づく学用品の支給について | 199 |
| 第31節 民間団体活動計画 | 200 |
| 1. 実施機関について | 200 |
| 2. 組織の種別及び可動人員並びに活動内容について | 200 |
| 第32節 公共施設応急工事計画 | 201 |

| | |
|---------------------------|------------|
| 1. 公共土木施設 | 201 |
| 2. 農地及び農業用施設等 | 202 |
| 3. 社会福祉施設 | 202 |
| 4. 医療衛生施設 | 202 |
| 5. 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社熊本支社） | 203 |
| 第33節 農林水産応急対策計画 | 204 |
| 1. 農業 | 204 |
| 第34節 ガス施設応急対策計画 | 205 |
| 1. 実施機関 | 205 |
| 2. 保安体制 | 205 |
| 3. 災害発生時におけるガス事業者の措置 | 206 |
| 4. ガス事業者と関係機関との連携 | 206 |
| 5. 広報活動 | 207 |
| 第35節 航空機災害応急対策計画 | 208 |
| 1. 各関係機関の措置 | 208 |
| 第36節 電力施設応急対策計画 | 212 |
| 1. 電力施設の状況（2020年3月末） | 212 |
| 2. 応急対策の方法 | 212 |
| 3. 応急対策実施に当たっての留意点 | 212 |
| 第4章 震災対策計画 | 215 |
| 第1節 地震情報伝達計画 | 215 |
| 1. 緊急地震速報（警報） | 215 |
| 2. 地震情報の種類等 | 215 |
| 4. 異常発見時における措置 | 217 |
| 第2節 情報収集及び被害報告取扱計画 | 218 |
| 第3節 広報計画 | 218 |
| 第4節 消防計画 | 218 |
| 1. 消火対策 | 218 |
| 2. 火災予防計画 | 218 |
| 第5節 避難収容計画（予防） | 221 |
| 1. 避難場所、避難路の整備 | 221 |
| 2. 避難誘導の事前措置 | 222 |
| 第6節 避難収容対策計画（応急） | 223 |
| 1. 実施責任者 | 223 |
| 2. 避難指示等の内容及び伝達方法 | 223 |
| 3. 警戒区域の設定 | 224 |
| 4. 避難の誘導 | 224 |
| 5. 避難所の開設及び収容 | 225 |
| 6. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応 | 228 |

| | |
|--------------------------------|------------|
| 7. 避難行動要支援者に対する対策 | 228 |
| 8. 防火対象物等における避難対策等 | 229 |
| 9. 広域避難 | 231 |
| 10. 広域一時滞在 | 231 |
| 11. 被災者等への的確な情報活動関係 | 232 |
| 第7節 救出計画 | 233 |
| 第8節 交通規制計画 | 233 |
| 第9節 建築物・宅地等応急対策計画 | 235 |
| 1. 人材育成の確保 | 235 |
| 2. 応急危険度判定活動 | 235 |
| 3. 被災建築物等への対応 | 235 |
| 第5章 災害復旧・復興計画 | 237 |
| 第1節 災害復旧・復興の基本方向 | 237 |
| 第2節 公共土木施設災害復旧計画 | 238 |
| 1. 実施機関 | 238 |
| 2. 復旧方針 | 238 |
| 3. 対象事業 | 238 |
| 4. 財政援助 | 239 |
| 第3節 農林水産施設災害復旧計画 | 240 |
| 1. 実施機関 | 240 |
| 2. 復旧方針 | 240 |
| 3. 対象事業 | 240 |
| 4. 財政援助 | 241 |
| 第4節 その他の災害復旧計画 | 242 |
| 1. 住宅災害復旧計画 | 242 |
| 2. 公立学校施設災害復旧計画 | 243 |
| 第5節 被災農林漁業の経営安定計画 | 244 |
| 1. 天災害資金 | 244 |
| 2. 農業近代化資金及び漁業近代化資金 | 244 |
| 3. 日本政策金融公庫資金 | 244 |
| 4. 償還条件の緩和 | 244 |
| 5. 災害対策のための金融支援 | 244 |
| 6. その他 | 244 |
| 第6節 被災中小企業振興計画 | 245 |
| 1. 災害復興資金融資 | 245 |
| 2. 償還の延期等 | 245 |
| 3. 信用補完制度の充実 | 245 |
| 4. その他 | 245 |
| 第7節 生業及び復旧資金貸与計画 | 246 |

| | |
|-----------------------------|------------|
| 1. 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱） | 246 |
| 2. 母子父子寡婦福祉資金 | 247 |
| 第8節 被災者自立支援対策計画 | 248 |
| 1. 被災者に対する生活支援等 | 248 |
| 2. 被災者に対する生活相談 | 248 |
| 3. 罹災証明書の交付 | 248 |
| 4. 被災者台帳の作成等 | 249 |
| 5. 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用 | 249 |
| 6. 被災者自立支援対策の充実に向けた平常時の取組み等 | 249 |
| 7. 生業及び復旧資金等支給・貸与計画 | 249 |
| 8. 被災者の自立支援に資する情報の提供 | 250 |
| 第9節 被災者生活再建支援部の設置 | 251 |
| 1. 被災者生活再建支援部の設置 | 251 |
| 第10節 復興計画 | 252 |
| 第6章 広域避難受入計画 | 253 |
| 第1節 広域避難受入方針 | 253 |
| 第2節 広域避難受入の条件 | 253 |
| 第3節 広域避難受入体制の整備 | 253 |
| 1. 避難所の開設場所 | 253 |
| 2. 広域避難所の整備 | 253 |
| 3. 避難のための移動経路の確保 | 253 |
| 第4節 広域避難者への支援 | 254 |
| 1. 広域避難所の開設期間 | 254 |
| 2. 生活支援体制の整備 | 254 |
| 3. 応急仮設住宅 | 254 |
| 4. 連絡調整 | 254 |

第1章 総則

序文

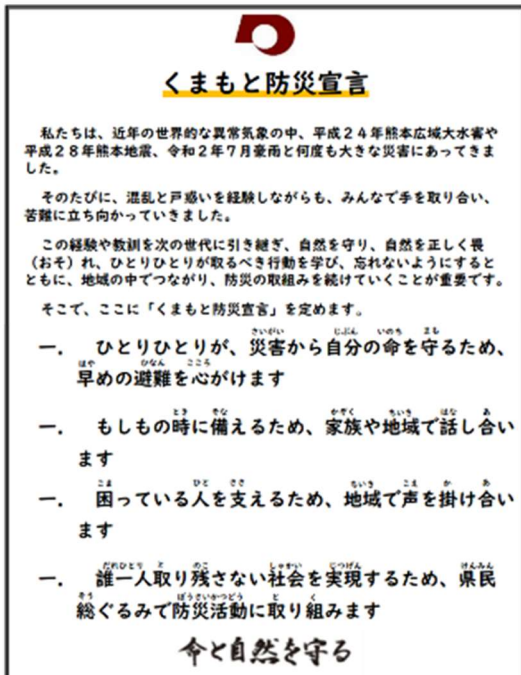
平成28年4月14日及び同16日に、震度7を2回記録した前震・本震に始まり4,000回を超える余震を発生させた熊本地震は、熊本県下で死者276名、20万棟近い住家被害など、これまで経験したことのない被害をもたらした。菊陽町においては震度5強及び震度6弱を記録し、災害関連死が6名、重軽傷者合わせて29名、住家被害5,833件の被害が発生し、水道やガス、大型店舗などの復旧も長引き住民生活に大きな影響を及ぼした。炊き出し支援や指定避難所を3か月もの長期にわたり開設・運営することは、これが初めての経験であった。

地震だけでなく、本町では大雨や台風などによる災害を被ってきたが、被害はそのときどきの雨量や台風の規模などで大きく変わる上、阿蘇山の火山活動もいつ活発化するのかわからない。いずれの災害にも言えることは、その発生を完全に防ぐことは不可能であり、想定は容易に超え得るといえることである。

災害による被害を止めることはできなくても、軽減することはできる。これまで主に想定していた風水害を中心とした対策をさらに進めるとともに、熊本地震や東日本大震災などの地震災害における教訓を踏まえ、被害を極限し迅速な回復を図る「減災」の考え方を中心に、町や各防災関係機関が協働で効果的な災害対策を講じ、住民一人ひとりが防災意識を高めることを促し、災害時の被害を最小化できるよう平常時から備える防災対策を進めている。

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症は、「5類感染症」に区分が変更されるものの、災害時には不特定多数の避難者が避難所等には集中することが予測され、国・県のガイドライン等当時の状況に応じた避難所での感染症対策は、重要である。また、県では熊本地震や令和2年7月豪雨の経験・教訓を次の世代に継承していくとともに、当時の記憶を風化させないようにするため、平時における備えや災害時の対応等をわかりやすく表現し、「くまもと防災宣言」を策定した。この防災宣言は災害から命を守るための県民の行動方針となるものである。

今後も、町民全体の、防災・減災の意識を高め、各防災関係機関は積極的に防災・減災に向けて取り組むものとする。



くまもと防災宣言

私たちは、近年の世界的な異常気象の中、平成24年熊本広域大水害や平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨と何度も大きな災害にあってきました。

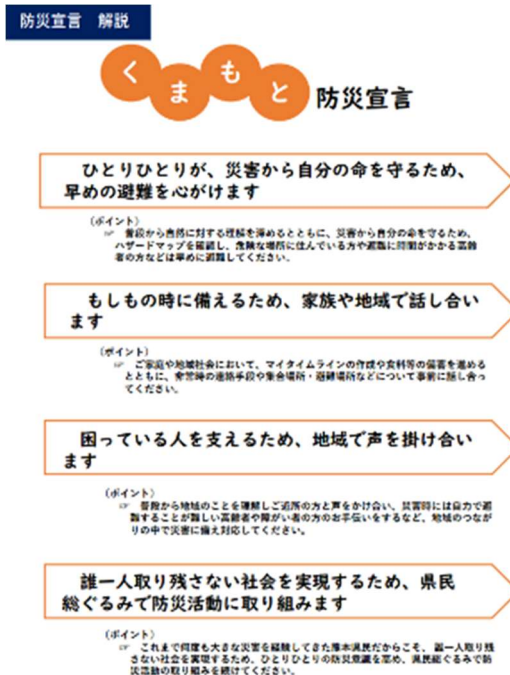
そのたびに、混乱と戸惑いを経験しながらも、みんなで手を取り合い、苦難に立ち向かっていきました。

この経験や教訓を次の世代に引き継ぎ、自然を守り、自然を正しく畏（おそ）れ、ひとりひとりが取るべき行動を学び、忘れないようにするとともに、地域の中でつながり、防災の取組みを続けていくことが重要です。

そこで、ここに「くまもと防災宣言」を定めます。

- ひとりひとりが、災害から自分の命を守るため、**早めの避難を心がけます**
- もしもの時に備えるため、**家族や地域で話し合います**
- 困っている人を支えるため、**地域で声を掛け合います**
- 誰一人取り残さない社会を実現するため、**県民総ぐるみで防災活動に取り組めます**

命と自然を守る



防災宣言 解説

くまもと 防災宣言

- ひとりひとりが、災害から自分の命を守るため、早めの避難を心がけます**
(ポイント)
⓪ 普段から危険に対する理解を深めるとともに、災害から自分の命を守るため、ハザードマップを確認し、危険な場所には入らない方や避難に時間がかかる高齢者の方などは早めに避難してください。
- もしもの時に備えるため、家族や地域で話し合います**
(ポイント)
⓪ 家庭や地域社会において、マイタイムラインの作成や資料等の保管を進めるとともに、非常時の連絡手段や集合場所・避難場所などについて事前に話し合ってください。
- 困っている人を支えるため、地域で声を掛け合います**
(ポイント)
⓪ 普段から地域のことを理解しご近所の方と声をかけ合い、災害時には自力で避難することが難しい高齢者や障がい者の方のお手伝いをするなど、地域のつながりの中で災害に備え対応してください。
- 誰一人取り残さない社会を実現するため、県民総ぐるみで防災活動に取り組めます**
(ポイント)
⓪ これまで何度も大きな災害を経験してきた熊本県民だからこそ、誰一人取り残さない社会を実現するため、ひとりひとりの防災意識を高め、県民総ぐるみで防災活動の取組みを続けてください。

第 1 節 計画の基本的事項

1. 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策並びに災害復旧及び復興対策に関し、熊本県（以下「県」という。）、町及び各防災関係機関の業務の大綱及び処理すべき事務を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町土や住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

2. 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づく「菊陽町地域防災計画」として菊陽町防災会議が策定する計画であり、本町の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、各防災関係機関が取るべき防災対策の基本的な事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、各防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図ることとする。

3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する等防災体制の確立に万全を期すものとする。

4. 計画の構成

この計画は、第 1 章の総則に続いて、第 2 章を災害予防計画、第 3 章を災害応急対策計画、第 4 章を震災対策計画、第 5 章を災害復旧・復興計画とし、それぞれの段階における諸対策及び町、各防災関係機関、町民等の役割分担を示している。また、第 6 章を広域避難受入計画として、他の市町村の被災者を受け入れる計画を定めている。

第2節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

災害を未然に防ぐことは不可能であるが、平常時から対策を行っておくことで被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」を目指すことは可能である。そこで「減災」を本計画の中心に据え、また、町の基本理念や将来像を定めた「第6期菊陽町総合計画」及び本計画との関連計画である「菊陽町熊本地震復旧・復興計画」との整合性を加味して、本計画の基本理念を次のように定める。

「災害に強い 人・緑・未来 「さん」と輝く生活都市 きくよう」

2. 基本方針

熊本地震により、想定を超える災害は突然発生し、「減災」のための平常時からの備えが重要であることが改めて示された。そのため、大規模災害、複合災害及び二次災害を想定した備えを充実させるとともに、全ての住民の生命を守るための避難収容対策、緊急物資の確保並びに早期の生活再建を図るための計画的な災害復旧及び復興対策の実施が重要となる。

これらの課題に対応すべき基本方針として、以下のとおり定める。

(1) 防災及び減災に向けた対策の推進

熊本地震で町役場が一時使用不能となり災害対策本部を屋外に設営した事及び指定避難所が被災して利用できなかった等の教訓を踏まえ、一刻も早く町全体の防災力を強化する必要がある。具体的には、令和2年3月に完成した光の森防災広場（指定緊急避難場所兼物資受入配送拠点）、令和3年9月に完成した防災センター、更には避難拠点となる防災公園として区域拡張・防災施設整備を行っている菊陽町総合体育館等（令和5年10月運用開始予定）の3つの拠点を今後有機的に連携させ、防災力を強化する。併せて、災害時オペレーションシステム等の導入、地域の避難拠点となる公園への防災機能の導入、施設の耐震化、燃料種類の異なる公用車の導入等のハード対策を計画的に実施するとともに、生命、身体及び財産の安全を守ることを最優先に災害活動体制整備や防災意識啓発、防災教育等のソフト対策を組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政の施策としての「公助」の適切な役割分担のもとで防災対策を推進し、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所や指定一般避難所及び指定福祉避難所の周知徹底など、地域防災力の向上に努める必要がある。

(2) 町及び各防災関係機関の機能の維持に向けた体制強化

災害発生時に町の機能が維持できるよう、災害対策本部や非常時優先業務の配備・執行体制を常に見直し、強化するとともに、各防災関係機関も的確に対応できる体制を整える。

また、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定などにより、広域からの応援を円滑に受け入れる体制を構築する。

(3) 町内外への情報伝達の強化

災害発生時に迅速かつ正確でわかりやすく受け取りやすい情報伝達の実施や広報活動に努めるため、従来の防災行政無線やテレビ、ラジオ等に加えて、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用した伝達手段による耐災化、多重化、多様化が必須である。

また、東日本大震災や熊本地震では、インターネット（特にSNS）上に真偽不明の情報が錯綜して被災者の生活を混乱させたことから、インターネット上に正確で的確な情報を提供する手段が必要である。

(4) 災害発生時の避難対策の強化

熊本地震では、地震発生後の避難に自家用車が多く使われた。車社会である地方部の特徴とも言えるが、避難所におけるプライバシー対策や自らの避難物資を運搬・保管する意味もあるといえよう。しかし、自家用車による避難は渋滞を発生させるだけでなく、事故の危険性が高まり、緊急通行車両の通行を妨げ、急激な燃料不足を招くなど応急対策への悪影響が懸念される。自家用車での避難が一定程度あることを織り込みつつも、無用な混乱を招かずに避難が行われるよう検討する必要がある。

また、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な人は避難場所に行く必要がないことや、安全な親戚・知人宅も避難場所になり得ることを周知することで、真に避難所が必要な人々に提供できるよう、避難の理解力を高める普及啓発活動を行うこととする。

なお、避難所の開設に当たっては、被災者の年齢、性別、住家の被害状況、障がいの有無といった事情を的確に把握するとともに、避難者同士の間隔を広く取ることや発熱や咳の症状がみられる避難者専用のスペースを設けるなど、健康的で衛生的な避難ができるよう適切に対応する必要がある。

(5) 十分な物資の確保

災害発生直後は、道路をはじめ各種交通インフラの安全確認を要するため、流通がストップする。流通が再開し物資が提供されるまでの間は、住民は、自らの生命及び健康の維持のため、最低3日分（推奨1週間分）の非常用食料を自ら備蓄し使用することが重要であると熊本地震でも改めて認識させられた。

また、熊本地震発生直後においては国による物資のプッシュ型支援が一定の効果を上げたが、その後の物資の需要に対する供給時期の遅れや供給過多などを踏まえ、プル型支援への早期移行や受入可能物資の表明方法などを検討し、物資を災害対策本部から避難所へ配賦する手段を確立するまでに一定の時間を要したことから、物資の受入・配賦体制、供給基準や物資輸送協定などを検討しておくことが必要である。

併せて、災害発生後の町、各防災関係機関による応急活動や二次災害防止の活動を実施するための物資の備蓄を充実させるとともに、外部からの物資確保に向けて他の自治体との災害時相互応援体制を強化する。

(6) 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、入院患者、外国人等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの配慮が

必要である。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難対策の充実・強化、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、平時から訓練研修等を実施し、計画の効果的な運用に努める。

(8) 復旧・復興活動

被災地の復旧・復興は、早期の復旧により災害の再来に備えるだけでなく、より安全性を高め、地域の社会経済活動を活性化させ、住民生活の質をさらに高める創造的復興を軸に実施する。

第3節 防災に関する組織、機関等の役割と業務大綱

町、県及び各防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため平常時から相互に連携し防災・減災に取り組む体制を整える。

1. 組織

(1) 菊陽町防災会議

本町の防災を総合的に推進するため、町長を会長として、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく菊陽町防災会議条例（昭和38年条例第60号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、防災関係機関相互の連絡調整を行うことを任務とする。

(2) 菊陽町災害対策本部

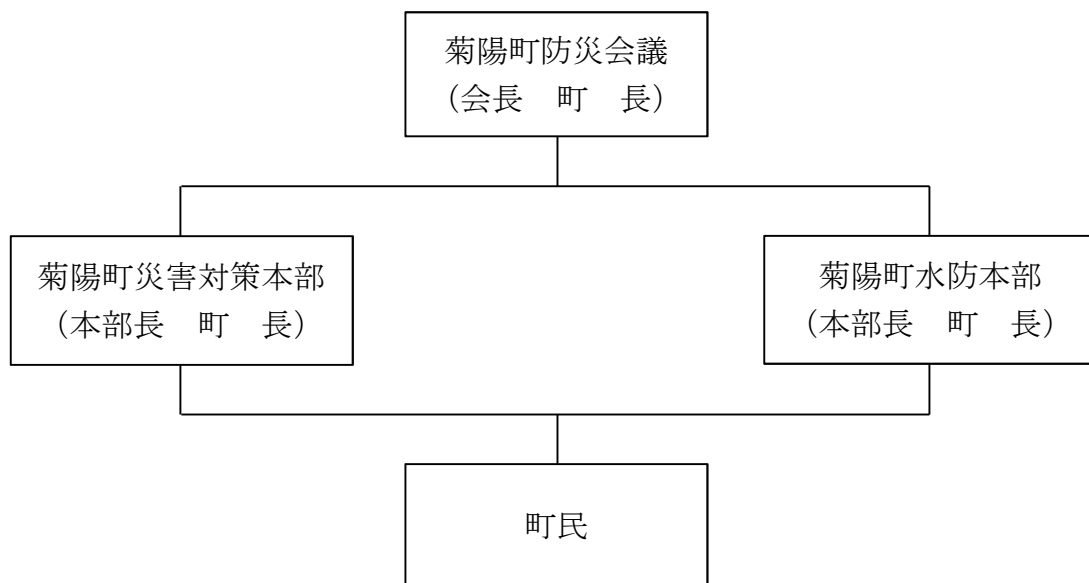
災害が発生、又はそのおそれがある場合に、災害対策基本法第23条の2第1項に基づいて、町長を本部長として町の職員（町教育委員会を含む）で組織するものであり、その所掌事務として水防、消防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を実施する。また、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の組織及び運営については、菊陽町災害対策本部条例（昭和38年条例第61号）及び本計画（第3章第1節「組織計画」～第3章第2節「職員配置計画」参照）に定めるところによる。

(3) 菊陽町災害対策本部と菊陽町水防本部との相互関係及び連携

災害の種類は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等（災害対策基本法第2条）であるが、これに対処するための組織としては、災害対策基本法に基づく菊陽町災害対策本部と、洪水等による水災に対処するための水防法に基づく菊陽町水防本部とがある。これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から、町長においてその設置運営を統制する。

また、連携を密にし、事務処理に当たるものとする。



2. 防災関係機関の業務大綱

本町の区域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、菊陽町災害対策本部と菊陽町防災会議を構成する防災関係機関は、町内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

各防災関係機関は、おおむね次のような業務を行う。

| 機関名 | 業務内容 |
|--|---|
| 菊陽町 菊陽町教育委員会 菊陽町議会 菊陽町区長会 TEL 2 3 2 - 2 1 1 1 FAX 2 3 2 - 4 9 2 3 | 1. 菊陽町防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 消防、水防その他の応急措置 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7. 町内における公共的団体及び自主防災組織等の育成指導 8. その他町の所掌事務についての防災対策 |
| 菊陽町消防団 (自主防災組織等含む) TEL 2 3 2 - 2 1 1 0 FAX 2 3 2 - 4 9 2 3 菊陽町防災士連絡協議会 | 1. 情報の収集、伝達 2. 災害広報 3. 避難者の誘導 4. 被災者の救助 5. 町民の生命、身体及び財産の保護(消防、水防等) 6. 警戒区域の設定及び被害の拡大防止 7. 関係機関との連絡調整及び応援 |
| 菊陽町社会福祉協議会 TEL 2 3 2 - 3 5 9 3 | 1. ボランティアに関すること 2. その他災害応急対策の協力 |

| 機関名 | 業務内容 |
|--|--|
| 菊池広域連合 TEL 3 4 2 - 5 3 9 5 | 災害時における塵芥処理（施設で処理できる範囲のもの） |
| 大津菊陽水道企業団 TEL 2 9 3 - 7 7 1 1 緊急電話 （災害復旧優先電話） TEL 2 9 2 - 1 2 6 0 | 1. 飲料水の備蓄及び確保 2. 給配水施設に関すること 3. 水道被害調査 |
| 菊池広域連合消防本部 （南消防署） TEL 2 3 2 - 9 3 3 1 （泉ヶ丘消防署） TEL 2 4 8 - 4 7 3 1 | 1. 災害時における負傷者の救急及び負傷者の緊急輸送 2. 気象予警報、災害情報等の伝達 3. 災害時における消防無線通話の協力 4. 避難者の誘導 5. その他消防署の所掌事務についての防災対策 |
| 菊池地域農業協同組合 菊陽中央支所 TEL 2 3 2 - 2 2 1 1 | 1. 農林水産関係の被害調査又は協力 2. 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3. 被災農林水産家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料・肥料等の確保、又は斡旋 |
| おおきく土地改良区 TEL 2 9 3 - 6 8 5 1 馬場楠堰土地改良区 TEL 3 7 4 - 8 1 8 8 | 1. 溜池及び水閘門等の整備と防災管理 2. 農地及び農業用施設の被害調査と復旧 |
| 菊陽町商工会 TEL 2 3 2 - 2 7 5 7 | 1. 商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び斡旋等 2. 災害時における物価安定についての協力、徹底 3. 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 4. 金融機関被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置 |
| 菊陽建設業協会 TEL 3 4 0 - 2 3 0 3 （事務局(株)東築建設） | 1. 災害時における機械機具の協力・斡旋 2. 「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づく応急措置 |
| 菊陽町造園協会 TEL 2 3 2 - 1 2 7 0 （事務局(株)坂本造園） | 1. 災害時における機械機具の協力・斡旋 2. 「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づく応急措置 |
| 菊陽町電気工事業協会 TEL 2 3 2 - 7 1 4 4 （事務局九州電設(株)） | 1. 災害時における機械機具の協力・斡旋 2. 「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づく応急措置 |
| 菊陽町医療機関 「災害応急計画医療救護 計画参照」 | 1. 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護 2. 災害時における負傷者等の医療、助産救助 |
| 社会福祉施設経営者 | 1. 避難施設の整備と避難等の訓練 2. 被災時における収容者保護 |

| 機関名 | 業務内容 |
|---|--|
| 熊本県北広域本部 (菊池地域振興局) TEL0968-25-4111 | 1. 情報の収集、伝達 2. 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. その他所掌事務についての防災対策 |
| 大津警察署 TEL 2 9 4 - 0 1 1 0 | 1. 災害時における治安の確保に関すること 2. 災害時における交通規制の指導調整に関すること 3. 災害時における他管轄警察との連携に関すること 4. 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること 5. 災害時における警察通信の運用に関すること 6. その他警察署の災害時における所掌事務に係る事項 |
| 熊本空港事務所 TEL 2 3 2 - 2 8 5 3 | 災害時における情報提供・協力 |
| 空港運営権者 熊本国際空港株式会社 TEL 2 3 2 - 2 3 1 1 | 空港施設の防災対策 |
| 日本郵便株式会社 熊本北郵便局 TEL 2 3 3 - 5 4 5 6 | 1. 災害時における郵便業務の確保 2. 災害時における為替、貯金、簡易保険等の非常取扱による資金の融通 |
| 鉄道関係機関 九州旅客鉄道株式会社 | 1. 鉄道施設の防災対策 2. 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 |
| 西日本電信電話株式会社 熊本支店 TEL 2 7 2 - 9 2 1 5 | 1. 電気通信施設の防災対策 2. 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達 |
| 電力供給機関 九州電力大津営業所 TEL0120-761-383 西営業所 TEL0120-761-384 九州電力送配電株式会社熊本 支社配電部大津配電事業所 TEL0120-986-952 | 1. 電力施設の保全、保安対策 2. 災害時における電力供給確保 |
| ガス供給機関 西部ガス株式会社 TEL 3 7 0 - 0 9 1 9 ENEOSグローブエナジー株式会社 TEL 2 3 2 - 2 2 0 0 | 1. ガス施設の保全、保安対策 2. 災害時におけるガス供給の確保 |

第4節 菊陽町の災害要因と被害状況

1. 被害要因

本町は地理的には熊本の中央に位置し、東に複式活火山として有名な阿蘇山がある。また、阿蘇山に源を発する白川が町中央部を東西に流れ、熊本平野の一角を形成している。町内の土壌は、阿蘇の火山灰により構成されている特殊な地帯である。このような地理的条件から、梅雨時期や台風時期には、白川・堀川水系の上流山間部において大雨をもたらし、河川氾濫等の災害を発生させる要因となっており、また、台風の進路如何によっては驚くべき暴風を伴って広範囲に災害が発生する。なお、阿蘇火山の噴火についての予知は困難であるが、過去に、火山灰で農作物等に多大な被害をもたらしている。

2. 被害状況

本町における災害の主なものは、暴風・豪雨・洪水及び冬期間における雪害並びに火災等によるものであり、町民の生命、身体、財産に及ぼす損害は甚大である。

近年における本町の主要な災害の発生状況を示すと「表1」及び「表2」のとおりである。

表1 菊陽町における主な気象災害

| 年月日 | 被害名 | 被害地域 | 被害状況 |
|-------------|--------|-------------------------------|------------------------|
| S 59. 1. 18 | 豪雪 | 町内全域 | 農地・農業用施設 38 |
| S 59. 6. 23 | 豪雨 | 馬場 入道水 | 道路の崩壊 2 |
| S 59. 7. 22 | 豪雨 | 古閑原 | 水路の崩壊 |
| S 61. 6. 29 | 豪雨 | 上堀川 | 床下浸水 1 |
| S 62. 7. 3 | 豪雨 | 馬場 川久保 柳水 | 道路の崩壊 1 水路の崩壊 2 |
| S 62. 7. 18 | 台風 5 号 | 馬場楠 大堀木 津留 馬場 古閑原 | 道路の崩壊 3 水路の崩壊 5 小屋崩壊 1 |
| S 63. 5. 3 | 豪雨 | 古閑原 辛川 馬場 道明 | 道路の崩壊 3 水路の崩壊 1 |

| 年月日 | 被害名 | 被害地域 | 被害状況 |
|---------------------|---------|---------------------------------------|---|
| S 63. 7. 21 | 台風 | 古閑原 沖野 馬場 上中代 下津久礼 川久保 | 道路の崩壊 4 水路の崩壊 3 |
| H元. 7. 10 | 豪雨 | 馬場 | 水路の崩壊 1 |
| H2. 7. 2 | 豪雨 | 町内全域 | 崖崩れ 1 河川 12 道路 2 商業施設 1 農業用施設 9 社会教育施設 4 水路 10 農地流失・埋没 26. 8ha 農地の冠水 53. 9ha 衛生施設 1 農作物被害 63. 3ha 床上浸水 5 床下浸水 22 車止め 7 停電 142 戸 罹災世帯 5 |
| H3. 6. 30 ~7. 1 | 豪雨 | 下堀川 馬場 新町 三里木 | 床下浸水 5 交通止め 2 |
| H3. 9. 27 | 台風 19 号 | 町内全域 | 交通止め 4 停電世帯及び断水全世帯 文教施設等 16 農業施設 77 公共施設 26 農業関係 609ha 罹災世帯 4 その他住家、非住家等世帯被害 |
| H4. 8. 8 | 台風 10 号 | 町内全域 | 文教施設等 15 農業施設 2 公共土木施設 1 福祉施設 2 その他公共施設 3 農作物 52. 4ha 床下浸水 1 |
| H5. 4. 10 | 晩霜 | 町内全域 | 農作物被害 69. 7ha |
| H5. 4. 28 | 豪雨 | 新山 | 床下浸水 2 |
| H5. 6. 18 ~7. 19 | 豪雨 | 町内全域 | 農地被害 0. 45ha 農業用施設 21 床下浸水 11 河川 9 道路 1 |
| H5. 8. 9 | 台風 7 号 | 町内全域 | 農業用施設 2 住宅・非住家破損 25 床下浸水 1 |
| H5. 9. 3 | 台風 13 号 | 町内全域 | 住宅・非住家破損 2 停電 40 戸 道路 1 |
| H9. 7. 6 ~7. 12 | 豪雨 | 町内全域 | 崖崩れ 3 河川 3 道路 8 床下浸水 24 |
| H11. 9. 1 | 豪雨 | 町内全域 | 交通止め 1 水路の崩壊 2 床下浸水 2 農作物被害 |

| 年月日 | 被害名 | 被害地域 | 被害状況 |
|----------------------|-----------------------------|------|---|
| H11. 9. 23 ～9. 24 | 台風 18 号 | 町内全域 | 交通止め 2 停電世帯及び断水全域 文教施設等 13 農業施設 58 公共施設 15 罹災世帯 1 その他住家、非住家等世帯被害 957 |
| H16. 9. 7 ～8 | 台風 18 号 | 町内全域 | 重傷者 1 軽傷者 1 半壊 5 一部破損 305 その他 57 罹災世帯 420 |
| H18. 6. 24 ～7. 7 | 豪雨 | 町内全域 | 法面崩落 1 道路 5 水路 1 床上浸水 1 |
| H23. 6. 12 | 豪雨 | 町内全域 | 床下浸水 1 水路 1 |
| H24. 7. 12 | 熊本広域 大水害 (九州北部 豪雨) | 町内全域 | 床上浸水 29 床下浸水 52 罹災世帯 27 農地の冠水 65ha 農道 1, 227m |
| H28. 4. 14 以降 | 熊本地震 | 町内全域 | 4/14 震度 5 強 (前震) 4/16 震度 6 弱 (本震) 全壊 15 半壊 671 一部損壊 5, 147 関連死 6 重傷者 14 軽傷者 15 最大避難者数 8, 000 応急仮設住宅 20 その他公共施設、商業施設被害多数 |
| R4. 9. 19 | 台風 | 町内全域 | 停電 原水・鉄砲小路約 190 世帯、 戸次・下村 20 世帯 避難世帯数 光の森 6 4 三里木 2 0 南部 2 7 東部 3 3 老人福祉センター 1 9 (R 5. 5. 3 1 現在) |

表2 被害件数一覧

| 区分 年 | 気象災害 | | | | | | | | 火災（件） | | | | |
|---------|------|------|-----|-------|------|------|------|------|-------|-----|-----|----|------|
| | 被害人員 | | | | 被害状況 | | | | （建物） | | | | |
| | 死亡者 | 行方不明 | 負傷者 | 罹災世帯 | 住宅全壊 | 住宅流失 | 住宅半壊 | 住宅浸水 | 死者 | 負傷者 | 焼失棟 | 含む | 部分焼失 |
| 平成3年 | | | 11 | 4 | | | 11 | 5 | | | | | 11 |
| 平成4年 | | | | | | | | 1 | | 2 | | | 8 |
| 平成5年 | | | | | | | | 14 | | | | | 7 |
| 平成6年 | | | | | | | | | | 1 | | | 6 |
| 平成7年 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 平成8年 | | | | | | | | | | | | | 4 |
| 平成9年 | | | | | | | | 24 | | | | | 2 |
| 平成10年 | | | | | | | | | | 2 | | | 7 |
| 平成11年 | | | 14 | 4 | | | 19 | | | 2 | | | 7 |
| 平成12年 | | | | | | | | | | 2 | | | 9 |
| 平成13年 | | | | | | | | | | | | | 7 |
| 平成14年 | | | | | | | | | | | | | 10 |
| 平成15年 | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 平成16年 | | | 2 | 420 | | | 5 | | | | | | 9 |
| 平成17年 | | | | | | | | | | | | | 6 |
| 平成18年 | | | | | | | | 1 | | | | | 17 |
| 平成19年 | | | | | | | | | 1 | | | | 4 |
| 平成20年 | | | | | | | | | | | | | 7 |
| 平成21年 | | | | | | | | | | | | | 4 |
| 平成22年 | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 平成23年 | | | | | | | | 1 | | | | | 6 |
| 平成24年 | | | | 77 | | | | 80 | | 1 | | | 4 |
| 平成25年 | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 平成26年 | | | | | | | | | | | | | 3 |
| 平成27年 | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 平成28年 | | | 29 | 5,833 | 15 | | 671 | | | | | | 3 |
| 平成29年 | | | | | | | | | 2 | | | | 10 |
| 平成30年 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 2 |
| 令和元年 | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 令和2年 | | | | | | | | | | | | | 6 |
| 令和3年 | | | | | | | | | | | | | 3 |
| 令和4年 | | | | 5 | | | | | | | | | 3 |

第5節 菊陽町の気象災害の特性

本町における気象災害は、主に梅雨の大雨と台風によるものが多く、災害の発生時期は、6月から10月にかけてである。

1. 梅雨の大雨による水害

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側だけが海に面して開けているため、東シナ海から暖かく湿った空気が流入しやすく、流入したその空気は九州山地等の斜面に当たり上昇気流を発生させ、その地域に大雨をもたらす。平成24年7月に発生した熊本広域大水害（九州北部豪雨）では、このシステムで阿蘇外輪山周辺に次から次に積乱雲を発生させる、いわゆるバック・ビルディング現象により24時間で500mmを超える大雨（阿蘇乙姫）を引き起こした。本町を流れる白川・堀川の上流域もこのような地形により定常的に大雨が降りやすい場所となっており、過去に多くの水害をもたらしている。

また、近年は、都市構造や宅地開発に伴う環境の変化により、水害も多様化している状況である。

2. 台風による災害

本町は九州山地の連峰が大きな壁をなしているため、7月から9月にかけて台風が九州の東側を進む場合は比較的軽微であるが、台風が天草に上陸するか、九州西岸に接近して北上する場合は、大きな被害をもたらす。一方台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による被害が発生しやすい。

第6節 熊本県の特質と過去の主な地震災害

平成28年熊本地震では、平成28年4月14日に日奈久断層帯（高野－白旗区間）の活動に伴う前震と、同月16日に布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。震度5弱と震度6強という強い地震がわずか28時間以内に2度発生し、観測史上類をみない地震であった。

この地震による被害が広範かつ甚大であったため、地震発生直後の平成28年4月14日に災害救助法が適用され、同月25日には激甚災害、同月28日には全国で4例目の特定非常災害に指定された。しかし、地震の予知は難しく、不意に発生する地震災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。

| 層帯名 | 予想地震規模 (マグニチュード) | 相対的評価 | 30年以内に 地震が発生する確率 |
|----------------------|---------------------|-------|---------------------|
| 布田川断層帯 (宇土半島北岸区間) | 7.2 程度以上 | Xランク | 不明※1 |
| 布田川断層帯 (宇土区間) | 7.0 程度 | Xランク | 不明※1 |
| 布田川断層帯 (布田川区間) | 7.0 程度 | Zランク | ほぼ 0% |
| 日奈久断層帯 (八代海区間) | 7.3 程度 | S*ランク | ほぼ 0%～16% |
| 日奈久断層帯 (日奈久区間) | 7.5 程度 | S*ランク | ほぼ 0%～6% |
| 日奈久断層帯 (高野-白旗区間) | 6.8 程度 | Xランク | 不明※1 |
| 緑川断層帯 | 7.4 程度 | Zランク | 0.04%～0.09% |
| 出水断層帯 | 7.0 程度 | A*ランク | ほぼ 0%～1% |
| 人吉盆地南縁断層帯 | 7.1 程度 | A*ランク | 1%以下 |
| 万年山-崩平山断層帯 | 7.3 程度 | Zランク | 0.004%以下 |

※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和5年1月13日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防体制

本町での災害対策の基本を「減災」に置いた基本理念及び基本方針に基づき、災害予防体制を以下のように定める。

1. 災害予防に係る組織

災害予防の第一義的責任は町にある。町は、気象予警報や国土交通省、県などからの情報を積極的に収集し、大雨や台風など被害の可能性が予測できる場合は事前に対策を行うなど早いうちからの防災活動に努める。

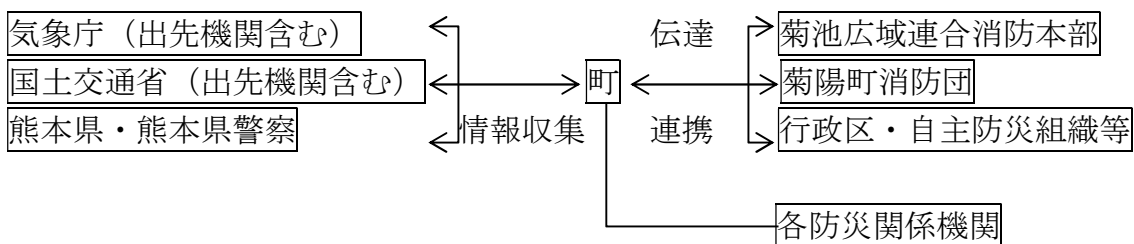


表 菊陽町防災組織

(R5. 4. 1 現在)

| 種類 | 組織名 | 備考 |
|---------|----------------|---------------|
| 消防団 | 菊陽町消防団 | 26 班 総員 360 名 |
| | 第 1 分団 (旧白水地区) | (6 班で構成) |
| | 第 2 分団 (久保田地区) | (5 班で構成) |
| | 第 3 分団 (津久礼地区) | (5 班で構成) |
| | 第 4 分団 (原水西地区) | (4 班で構成) |
| | 第 5 分団 (原水東地区) | (5 班で構成) |
| | 本部機動隊 | |
| 幼年消防クラブ | なかよし園幼年消防クラブ | |
| | みどり園幼年消防クラブ | |
| | さくら園幼年消防クラブ | |
| | 白鈴園幼年消防クラブ | |
| | 美鈴幼稚園幼年消防クラブ | |
| 自主防災組織 | 戸次区自主防災会 | |
| | 馬場楠区自衛消防団 | |
| | 曲手区自衛消防団 | |
| | 辛川区自主防災組織 | |
| | 井口区自主防災会 | |

| 種類 | 組織名 | 備考 |
|----|---------------|----|
| | 上中代区自主防災組織 | |
| | 出分自主防災会 | |
| | 中代区自衛消防隊 | |
| | 津留区自主防災会 | |
| | 大堀木区自主防災会 | |
| | 下原区自主防災組織 | |
| | 上津久礼自主防災会 | |
| | あさひヶ丘区自主防災会 | |
| | 宮ノ上区自主防災組織 | |
| | ひばりヶ丘自主防災組織 | |
| | 下津久礼区自主防災会 | |
| | 緑ヶ丘区自主防災会 | |
| | 緑陽台区自主防災会 | |
| | 南方自主防災組織 | |
| | 新町区自主防災組織 | |
| | 新町西自主防災組織 | |
| | 馬場消防協力隊 | |
| | 菊陽町柳水区自主防災組織 | |
| | 入道水区自主防災会 | |
| | 長塚区自主防災会 | |
| | 三里木区自主防災組織 | |
| | 三里木北区 | |
| | 青葉台区自主防災組織 | |
| | 東ヶ丘区自主防災組織 | |
| | 新山区自主防災会 | |
| | 境の松区自主防災会 | |
| | 新成区自主防災組織 | |
| | 菊陽北新山区自主防災会 | |
| | 菊陽杉並台区自主防災会 | |
| | 沖野区自主防災会 | |
| | 光の森2町内自主防災会 | |
| | 光の森5町内自主防災会 | |
| | 武蔵ヶ丘1町内自衛防災部 | |
| | 武蔵ヶ丘2町内自治会 | |
| | 武蔵ヶ丘3町内自主防災組織 | |
| | 武蔵ヶ丘4町内自主防災組織 | |
| | 武蔵ヶ丘5町内自主防災組織 | |

| 種類 | 組織名 | 備考 |
|-----|--------------|---------|
| | 武蔵ヶ丘6町内自治会 | |
| | 武蔵ヶ丘7町内自主防災会 | |
| | 武蔵ヶ丘8町内自治会 | |
| | 八久保区自主防災会 | |
| | 南八久保区自衛消防団 | |
| | 花立区自主防災会 | |
| | 南花立区自主防災会 | |
| | にじの森自主防災会 | |
| | 向陽台自主防災会 | |
| | 鉄砲小路区自主防災会 | R4.4 発足 |
| 防災士 | 菊陽町防災士連絡協議会 | |

2. 情報収集・広報体制

災害時の被害を最小限に抑えるため、町は平常時から気象庁、国土交通省、県や各防災関係機関と緊密に連絡を取り災害情報を収集し、災害が予測される場合はその情報を迅速に町民に提供する。

(1) 情報収集体制

気象庁ホームページ、県統合型防災情報システム等で大雨や台風の情報を収集し、また被害のおそれがある場所へ職員を派遣し現地を確認する。

(2) 広報体制

災害の発生が予測される際には、住民による事前の対策が被害を最小限に抑える。そのため、防災行政無線やインターネット（町ホームページやきくよう安心メール、ヤフー防災速報など）、テレビ、ラジオなど、複数の情報伝達手段により、気象情報や避難所の開設予定などを迅速に町民に提供する。

町ホームページ <https://www.town.kikuyo.lg.jp/>

きくよう安心メール登録用アドレス kikuyo@gw.ansin-anzen.jp

(3) 熊本県防災情報メールサービスの活用

熊本県では、気象情報や避難情報などを配信する熊本県防災情報メールサービスを実施している。速報性が高いため、積極的に利用するよう町民に登録を促す。

熊本県防災情報メールサービスホームページ <http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

第2節 応援体制の整備

災害発生時には迅速かつ的確な減災・復旧対策を実施する必要があるが、特に大規模な災害が発生した際には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難である。実際、熊本地震の際には自衛隊をはじめ県南の自治体、県外の自治体等から非常に多くの人的派遣を受け、復旧業務の大きな助けとなった。

このように被災していない地域の機関等からの応援は非常に有効であり、町は、近隣の自治体や組織だけでなく、遠方の自治体等との広域的相互応援体制の整備充実を図っていく必要がある。

1. 応援体制の整備

(1) 連絡体制の確立

町は、円滑な応援及び受援を行うため、先方の連絡担当部局や夜間における連絡先などをあらかじめ確認し平常時から意思疎通を図り、災害時には、主な応援要請事項や応援実施に必要な被害情報を明確に伝達する。

(2) 防災関係機関との応援協定の締結

町は、災害時の応援・協力活動などを円滑に行うため、災害復旧に関して専門的な知識や資機材を持つ組織や住民の避難生活に必要な生活物資を輸送し供給できる組織などと災害時応援協定を締結する。

また、県外の自治体と災害時の相互応援体制を整備するための協定を締結する。

(3) 受援計画の策定

応援をスムーズに受け、その力を速やかに最大限発揮してもらうため、令和2年3月に災害時受援計画を策定した。

2. 応援協定締結状況

(1) 相互応援協定

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|-------|-------------------------------------|-----------|---|
| 県下市町村 | 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定 (市長会と町村会で協定) | R3. 5. 25 | 1. 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2. 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 3. 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供 4. 救援・救助、医療、防疫、清掃、避難所運営、罹災証明書関係事務、生活再建支援関係事務、災害廃棄物に係る業務その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 5. 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項 |

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|------------------|----------------------------------|-------------|---|
| 大津町 | 菊池郡災害時相互 応援に関する協定 | R3. 5. 18 | 同上 |
| 合志市及び菊 池郡 | 熊本県合志市及び 菊池郡災害時相互 応援に関する協定 | H19. 3. 1 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2. 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供 3. 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供 4. 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣 5. 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項 |
| 県下市町村及 び消防組合等 | 九州自動車道等 における消防相互 応援協定 | H27. 4. 1 | 九州自動車道、九州中央自動車道及び南九州西回り自動車道における災害発生時に協力 |
| 県下市町村及 び消防組合等 | 熊本県消防相互 応援協定 | H27. 4. 1 | 県内における災害発生時に協力 |
| 大阪府豊中市 | 災害時の相互 応援に関する協定 | H29. 2. 10 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 応援措置等を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供 2. 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 3. 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4. 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5. 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項 |
| 鹿児島県屋久 島町 | 災害時の相互 応援に関する協定 | H29. 11. 11 | 同上 |

(2) 災害応援協定

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|------------|----------------------------|--------------------|--|
| 熊本県 | 熊本県防災消防ヘリコプター応援協定 | H13. 3. 28 | 次の場合に応援要請ができる。 1. 災害が隣接市町村に拡大するおそれがある場合 2. 防御が著しく困難な場合 3. 防災消防ヘリ以外に適切な手段がない場合 |
| 国土交通省 | 大規模災害時の応援に関する協定 | H23. 8. 4 | 1. 所管施設の被害状況の把握 2. 情報連絡網の構築 3. 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 4. 災害応急措置 5. その他必要と認められる事項 |
| 熊本国際空港株式会社 | 熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 | R2. 4. 1 (適用開始) | 空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態に際し、消火救難活動を実施 |

(3) 災害復旧協定

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|------------------------|----------------------|------------|------------------------------|
| 菊陽建設業協会 | 災害時における応急対策の協力に関する協定 | R3. 4. 1 | 公共土木施設等における応急補修 |
| 菊陽町造園協会 | 各種災害に伴う復旧業務委託に関する協定 | R3. 4. 1 | 災害に伴う復旧作業 |
| 菊陽町電気工事事業協会 | 災害時における応急対策の協力に関する協定 | R 元. 5. 22 | 公共施設における応急補修等 |
| 九州電力送配電株式会社 大津配電事業所 | 菊陽町災害復旧に関する覚書 | R3. 9. 2 | 災害時における被災情報の共有及び、電気設備の早期復旧作業 |

(4) 物資供給・輸送協定

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|-----------|---------------------|-----------|--|
| イオン九州株式会社 | 緊急時における物資等の供給に関する協定 | R3. 4. 28 | 1. 食料品・飲料水・日用品・医薬品・衣料・その他の提供 2. ザ・ビッグアヴァンモール菊陽店の駐車場を避難場所として提供 |

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|-----------------------|--|------------|---|
| 株式会社イズミ | 緊急時における物資等の供給に関する協定 | H19. 2. 1 | 1. 食料品・飲料水・日用品・医薬品・衣料・その他の提供 2. ゆめタウン光の森の駐車場を避難場所として提供 |
| 公益社団法人熊本県トラック協会 | 災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定 | H27. 3. 25 | 1. 災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務 2. 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務 3. 瓦礫の輸送など町が必要とする応急対策業務 4. 物流専門家によるアドバイザー業務 |
| NPO法人コメリ災害対策センター | 災害時における物資供給に関する協定 | H29. 3. 29 | 緊急時に調達可能な物品の提供（作業関係用品・日用品・飲料水・冷暖房機器・電気用品・トイレ関係用品等） |
| 富士フイルム株式会社 | 緊急時における物資等の供給に関する協定 | H29. 4. 1 | 食料品・飲料水・日用品・医薬品・衣料・その他の提供 |
| 菊池地域農業協同組合 | 災害時における施設等の利用、物資の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定 | H31. 3. 15 | 支援物資の集積場の確保及び被災者に対する物資の供給 |
| サントリービバレッジソリューション株式会社 | 災害時における飲料供給に関する協定 | R元. 10. 1 | 災害時における飲料供給要請に応える |
| コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 | 災害時における飲料水の供給に関する協定 | R元. 10. 1 | 大規模災害時に飲料水を供給する |
| 株式会社赤ちゃん本舗 | 災害時における物資供給に関する協定 | R元. 12. 18 | 乳幼児用品・マタニティ関連用品の提供 |
| 株式会社イデックスリテール熊本 | 災害時における石油類燃料の供給に関する協定 | R2. 11. 24 | 石油類燃料の供給 |

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|-------------------------------------|-------------------------------|------------|-------------------------------------|
| 株式会社ピカッシュ | 災害時における物資供給に関する協定 | R2. 12. 11 | 衛生用品等の供給 |
| 株式会社ナフコ | 災害時における物資供給に関する協定 | R3. 3. 30 | 作業道具、工具、飲料水、生活必需品等の供給 |
| 三協フロンテア株式会社 | 災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書 | R3. 7. 13 | 災害時における救援物資(ユニットハウス等)の供給 |
| 株式会社グッデイ | 災害時における物資の調達及び供給に関する協定書 | R3. 12. 16 | 作業道具、日用品、飲料水、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係用品等の供給 |
| ダイードリンク株式会社(ダイナミックベンディングネットワーク株式会社) | 災害時における飲料供給に関する協定書 | R4. 2. 14 | 災害時における飲料供給要請に応える |

(5) その他の協定

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|-----------------|--|-------------------------|--|
| 株式会社ジェイコム九州 | 災害発生時における放送要請に関する協定 地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定書 | H26. 2. 26 R4. 8. 29 | 災害情報の放送 災害発生時等町の要請に応じて町内の備蓄倉庫から避難所へ必要な物資の搬送を行うとともに、必要に応じ株式会社ジェイコム九州が保有する備蓄食料等の提供を受け円滑な避難所運営や避難者支援を実施する。 |
| 株式会社ゼンリン | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | H26. 11. 21 | 災害時における地図製品の提供 |
| 西日本電信電話株式会社熊本支店 | 特設公衆電話の設置・利用に関する協定 | H29. 4. 4 | 災害発生時のみ電話機を屋内配線に接続することにより、被災者等が無料で特設公衆電話を利用できる |
| ヤフー株式会社 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | H29. 8. 10 | 1. 町ホームページの負担軽減 2. スマートフォンアプリ「Yahoo!防災速報」への緊急情報配信 |

| 協定先 | 協定名 | 締結日 | 概要 |
|-----------------|--|------------|---|
| 創価学会熊本 平和会館 | 大規模地震等の災害時における創価学会熊本平和会館施設の一時避難所利用に関する申合せ事項確認書 | H30. 3. 29 | 1. 大規模災害時における地域住民の緊急避難のため、熊本平和会館の一部を一時避難所として提供 |
| 日産自動車株式会社 ほか | 災害時における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書 | R2. 2. 7 | 台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合における電気自動車による避難所への電力供給 |
| 日本郵便株式会社 | 災害発生時における協力に関する協定 | R2. 12. 10 | 緊急車両の提供、広報活動、郵便災害特別事務取扱、避難所臨時郵便差出箱及び平常時道路等損傷状況報告等 |

第3節 防災業務施設整備計画

災害が発生した場合に、災害対策本部の設置、被災者の支援、復旧・復興を進めるためには、その拠点となる施設が被災すると業務に多大な影響を及ぼす。そのため、減災の要となる施設は事前に十分に整備しておくことが重要である。

1. 公共施設

町役場庁舎、社会教育施設、社会福祉施設などは、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持することが必要である。災害対策本部機能を強化するため防災センターが令和3年9月に完成し、本年10月には、町内最大の指定避難所となる菊陽町総合体育館も運用開始となる。今後は各施設の耐震化や、指定避難所の空調やトイレなどの改修を検討する。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、耐震性貯水槽等による水の確保、非常用電源設備や電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに各種システムの運用に関する技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバー機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、地震発生直後の点検及び応急復旧について平常時から体制等の整備をしておくものとする。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないように、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

なお、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点は、次のとおりとする。

- ①役場（防災センター、本庁舎及び別館）②光の森町民センター
- ③中央公民館④図書館

2. 通信設備

(1) 防災行政無線施設

県庁を統制局とする県防災行政無線施設と、町防災行政無線施設により防災業務の推進を図っている。

(2) 県防災情報ネットワークシステムの現況

県防災行政無線の代替システムとして、熊本県情報ギガハイウェイを利用した防災情報ネットワークを県庁、広域本部・地域振興局、町等との間で構築し、情報通信の万全を図っている。

(3) インターネットによる情報提供の現況

本町のホームページは、県外のデータセンターにサーバーを設置し、障害時には別サーバーに切り替わって稼働するように構築されている。また、大規模災害に備え、別のデータセンターにおいてもデータのバックアップを行っており、庁舎が被災しても情報

提供手段が遮断されることがないように備えている。

平成30年度のリニューアル時には、他の市町村との共用ではない町単独のサーバーに移行しており、熊本地震の際にアクセスが集中し一時閲覧しにくくなった課題への対応を行った。

3. 消防施設

(1) 消防施設の現状と整備方針

本町の消防力は、菊池広域連合消防本部と菊陽町消防団で構成されている。

菊池広域連合消防本部のうち本町を管轄とするものは、本町の東部に位置する南消防署と、合志市に所在する泉ヶ丘消防署の2か所である。

また、菊陽町消防団は5分団26班で構成され、各班に消防倉庫、積載車、小型動力ポンプを配備しており、計画的に消防施設等を整備する。さらに消防施設等整備補助金については、限られた予算の範囲の中で、緊急性が高い施設等について、重点的に整備するとともに、消防体制の充実強化を図る。

表 消防団の現状

(R5. 5. 1 現在)

| 人口 | 消防団 | | 保有機材 | | 消防水利 |
|---------|-----|------|------|---------|------|
| | 分団数 | 団員数 | 積載車 | 小型動力ポンプ | |
| 43,587人 | 5分団 | 360人 | 26台 | 27基 | 788基 |

※保有機材数及び消防水利数は令和5年度消防防災・震災対策現況調査より

(2) 消防団の設備充実

消防団の機動力強化に寄与する小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車等については、耐用年数を勘案して計画的な整備を図る。また、消防団車庫等の建物は災害時に重要な拠点となるが、経年により老朽化しているものもあり、修繕や整備の際には十分な耐震性を備えたものとする。

(3) 水利の充実

水利不便地区については、防火水槽及び消火栓の整備を推進する。なお、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等は計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図る。

4. 水防施設

水害を防御し、又は被害の軽減を図るためには、応急対策の円滑化を期する必要がある。そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

町の所有する水防資材一覧表は、巻末の「菊陽町水防計画」のとおりである。

5. 防災活動拠点施設

(1) 防災活動拠点

町は、大規模な災害に限らず、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

(2) 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るよう努める。

第4節 地域防災力強化計画

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町及び県は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（住民一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の町民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1. 自助

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平常時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平常時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合方法
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・命を守る「マイタイムライン」の作成

ウ 事前の備え

- ・地震保険等自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄を含む。）日常備蓄：日頃利用する食料品や生活必需品を少し多めに購入し備蓄する方法
- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

※薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

- ・自動車へのこまめな満タン給油

2. 共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平常時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平常時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（町と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進
- キ 地区一時避難場所施設及び防災用備蓄倉庫の整備

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災活動

(1) 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平常時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

(2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 施設の耐震化・耐災化

エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し

オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施

(4) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町及び県との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(5) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 物資・資機材整備・調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

町及び県は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平常時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1. 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 町及び県は、住民・事業者が、平常時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 町及び県は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (5) 町及び県、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。
- (6) 町は、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

2. 非常用食料及び生活必需品の確保

災害に備えて、町民の食料等の備蓄や町の備蓄、県の備蓄並びに流通業者との協定等により総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日分相当の食料等の確保に努める。

(1) 各家庭による備蓄

災害発生後には食料品等の確保、供給が困難と予想されるため、日頃から災害に備えて各家庭で3日分（推奨1週間分）相当の食料等を備蓄するよう町民への啓発を行う。

(2) 町備蓄倉庫での備蓄

備蓄倉庫での食料等の備蓄は、想定避難者数の2日分相当の食料を目標として計画的な整備に努め、備蓄物資の中で賞味期限・耐用年数のあるものについては、適宜入替え若しくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

また、備蓄場所の増加を検討する。

ア 主な備蓄品の現況（計画）

備蓄場所、品目及び数量については、下記災害備蓄物資整備計画に示すとおり。

イ 通常の備蓄

被災者に対する食料等は「アルファ米」「乾パン」等の長期保存可能な物とし、生活必需品は「毛布」「災害用ポータブルトイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。

ウ 要配慮者用の備蓄

高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮した備蓄として、「お粥」「粉ミルク」「紙おむつ（大人用含む）」「哺乳瓶」等を整備する。

(3) 食物アレルギーを有する者への対応

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3. 災害備蓄物資整備計画

(1) 備蓄倉庫（町内に5箇所）

- ①防災センター
- ②光の森防災備蓄棟
- ③役場北防災用地
- ④三里木町民センター敷地内
- ⑤光の森町民センター敷地内
- ⑥杉並木公園内菊陽町総合体育館（R5.10以降）

(2) 災害備蓄物資

ア 非常用食料等

(R5.4.1現在)

| 区分 | R4年度 実績 | R5年度 計画 | R6年度 計画 | R7年度 計画 | R8年度 計画 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 米食 | 7,380食 | 9,180食 | 11,780食 | 12,980食 | 11,580食 |
| 期限切れ | △20食 | △0食 | △510食 | △3800食 | △2740食 |
| 追加購入 | 1,820食 | 2,600食 | 1,710食 | 2400食 | 2,800食 |
| 年度末備蓄数 | 9,160食 | 11,780食 | 12,980食 | 11,580食 | 11,640食 |
| パン | 720食 | 720食 | 720食 | 720食 | 770食 |
| 期限切れ | △0食 | △0食 | △0食 | △0食 | △50食 |
| 追加購入 | 0食 | 0食 | 0食 | 0食 | 50食 |
| 年度末備蓄数 | 720食 | 720食 | 720食 | 720食 | 720食 |
| 乾パン | 720食 | 720食 | 720食 | 720食 | 720食 |
| 期限切れ | △0食 | △0食 | △0食 | △720食 | △0食 |
| 追加購入 | 0食 | 0食 | 0食 | 720食 | 0食 |
| 年度末備蓄数 | 720食 | 720食 | 720食 | 720食 | 720食 |
| カロリーメイトロングライフ | 2,220食 | 2,220食 | 2,220食 | 2,220食 | 2,220食 |

| | | | | | |
|-----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 期限切れ | △1260 食 | △0 食 | △960 食 | △0 食 | △1320 食 |
| 追加購入 | 1260 食 | 0 食 | 960 食 | 0 食 | 1,320 食 |
| 年度末備蓄数 | 2,220 食 | 2,220 食 | 2,220 食 | 2,220 食 | 2,220 食 |
| その他（リッツ等） | 408 食 | 384 食 | 360 食 | 288 食 | 280 食 |
| 期限切れ | △24 食 | △24 食 | △72 食 | △0 食 | △22 食 |
| 追加購入 | 0 食 | 0 食 | 0 食 | 0 食 | 22 食 |
| 年度末備蓄数 | 384 食 | 360 食 | 288 食 | 288 食 | 288 食 |
| 総合計 | 13224 食 | 15,800 食 | 16,928 食 | 15,528 食 | 15,580 食 |

※年次計画的な備蓄により、12,900 食以上を備蓄する。

菊陽町人口：43,000 人×6%=2,580 人 → 2,580 人×3食×2日分=15,480 食

※ある年度に偏って賞味期限を迎えることのないよう、年度ごとの購入をできるだけ平準化して備蓄することとする。

| 区分 | R4 年度 実績 | R5 年度 計画 | R6 年度 計画 | R7 年度 計画 | R8 年度 計画 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 液体ミルク | 48 食 | 48 食 | 48 食 | 48 食 | 48 食 |
| 期限切れ | △48 食 | △48 食 | △48 食 | △48 食 | △48 食 |
| 追加購入 | 48 食 | 48 食 | 48 食 | 48 食 | 48 食 |
| 年度末備蓄数 | 48 食 | 48 食 | 48 食 | 48 食 | 48 食 |

イ 生活必需品

| 備蓄場所 | 役場 | 三里木 町民センター | 光の森 町民センター | 光の森 防災備蓄棟 | 菊陽町総合 体育館 (R5.10以降) |
|-------------|---------|---------------|---------------|--------------|---------------------------|
| 災害用マンホールトイレ | 3セット | 3セット | 3セット | 10セット | 11セット 整備予定 |
| 災害用ポータブルトイレ | 2,752 個 | — | — | — | — |
| 毛布 | 2,924 枚 | 12 枚 | 10 枚 | — | — |

ウ 救急品

(R5.4.1 現在)

| 備蓄場所 | 役場 | 三里木 町民センター | 光の森 町民センター | 光の森 防災備蓄棟 |
|-------------|------|---------------|---------------|--------------|
| 救急セット（20人用） | 2セット | 3セット | 3セット | — |

(3) 指定福祉避難所

ア 備蓄倉庫

- ・菊陽町老人福祉センター駐車場敷地内

イ 災害備蓄物資

(R5.4.1 現在)

| 区分 | 現在数 | 区 分 | 現在数 |
|----------|------|-----------|-------|
| ポータブルトイレ | 14 台 | 二つ折り担架 | 7 台 |
| 簡易ベッド | 35 台 | ホスピタマットレス | 284 組 |
| 車いす | 4 台 | 毛布 | 355 枚 |
| 消臭スクリーン | 36 台 | 訓練用ベスト | 100 枚 |

(4) 流通業者からの確保

災害時における食料及び生活必需品の確保、供給及び輸送などに関する協定を、卸・小売業者・運送業者等と締結し、その安定確保に努める（第2章第2節「応援体制の整備」参照）。

4. 防災資機材の確保

備蓄倉庫等に備える防災資機材

(1) 救出救助用資機材

ジャッキ、大バール、のこぎり、斧、両口ハンマー、トビ、ボルトクリッパー等

(2) その他整備しておくことよい資機材

照明用資機材、災害対策用特殊車両、交通対策用資機材、情報収集資機材、その他後方支援用等必要な資機材

5. 飲料水確保計画

(1) 応急給水

町は、大津菊陽水道企業団と協力して、大規模災害による上水道の断水に備え、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

また、飲料水取扱企業との協定により、飲料水の確保に努める（第2章第2節「応援体制の整備」参照）

(2) 飲料水以外の生活用水の確保

町、県及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

(3) 町の整備状況

被災者に対する飲料水を確保するため、光の森町民センター駐車場（平成27年3月）及び、光の森防災広場（令和2年3月）に耐震性貯水槽を設置した。今後も、熊本地震での経験を踏まえ、地域の避難拠点に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進める。

また、大津菊陽水道企業団では、ペットボトルによる水の備蓄や、災害用給水袋、ステンレス製給水タンクなどの非常用設備を備蓄し、災害に備えている。

なお、給水計画については、第3章第18節給水計画の定めるところによるものとする。

6. その他の応急対策用資機材の確保

災害時における救出救助活動等の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、救出・救助用の資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平常時から防災関係機関・

団体相互間の緊密な連携・協力の保持に努める。

災害時に必要な資機材等は関連業者等の応援により確保する。(第2章第2節)

7. 町民及び事業所の物資対策

(1) 町民の努力

ア 緊急時に携行できる非常用持ち出し品の準備に努める。

イ 各家庭において、家族の3日分(推奨1週間分)程度の物資等の備蓄に努める。

ウ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平常時から3日分(推奨1週間分)程度の物資等を自ら確保するよう努める。

エ その他災害時に必要な物資を事前に用意するよう努める。

(2) 事業所の努力

ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者に備え、必要となる物資等の備蓄に努める。

イ 事業所は、災害時でも業務の継続に必要な人員分の物資等の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は入居者、入院患者等が必要とする物資等の確保に努める。

表 物資の例

| | |
|----------|--|
| 食料品 | 水、アルファ米、乾パン、レトルト食品、アレルギー対応食品、離乳食、お菓子など |
| 生活必需品 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー、着替え、生理用品、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、紙オムツ、毛布、常備薬 など |
| あると便利なもの | ラジオ、懐中電灯、乾電池、モバイルバッテリー、携帯トイレ など |

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

町及び県は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材の確保について、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

8. 燃料備蓄

町、県及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料(ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等)について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

9. 物資の管理・輸送等

町は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平常時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所

への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者、消防団、自治会、自主防災組織等と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、町及び県は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第6節 避難対策

災害対策基本法第49条の4第1項の規定に基づき町長が定める指定緊急避難場所及び指定避難所等は次のとおりとし、町長は、必要に応じて随時指定するものとする。ただし、避難所等の利用計画や開設については災害の種類・規模・被害が発生した場所等により異なり、第3章第13節「避難計画」に定めるとおりとする。

なお、避難所を開設した場合は、防災行政無線やインターネット（町ホームページやきくよう安心メール、SNSなど）等により迅速に町民に知らせる。

1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において円滑かつ迅速に避難するための場所である。身の安全を確保するため発災時に一時的に避難する場所であり、グラウンドや公園など建物が近くにない場所が望ましい。

町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

また、案内標識誘導の看板等を設置し、平常時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

【参考 JIS 災害種別誘導標識システムに用いる図記号等】

| 災害種別 | 図記号 | | | |
|-------------|--|---|---|---|
| | 災害種別 一般図記号 | 注意図記号 | 避難場所図記号 | 避難所図記号 |
| 洪水 |  JIS Z8210-6.5.1 | — |  JISZ 8210-6.1.4 |  JIS Z8210-6.1.5 |
| 内水氾濫 | | |  JISZ 8210-6.1.6 |  JIS Z8210-6.1.5 |
| 高潮 |  JIS Z8210-6.5.3 |  JIS Z8210-6.3.9 |  JISZ 8210-6.1.7 | |
| 津波 | | |  JISZ 8210-6.1.4 |  JIS Z8210-6.3.10 |
| 土石流 |  JIS Z8210-6.5.4 |  JIS Z8210-6.3.11 |  JISZ 8210-6.1.4 | |
| 崖崩れ・ 地滑り |  JIS Z8210-6.5.5 | | | — |
| 大規模な火事 |  JIS Z8210-6.5.5 | — |  JISZ 8210-6.1.4 | |

出典 JIS Z 9098

出典：「災害種別避難誘導標識システム」 JIS Z 9098 防災標識ガイドブック
 一般社団法人日本標識工業会

(2) 指定避難所

指定避難所は、災害が発生した場合において、避難のための立退きを行った者や災害が発生した場所に一時的に滞在していた者、又は自ら居住の場所を確保することが困難となった住民を一時的に滞在させるための施設である。開設の期間は、発災の日から1週間を目途としている。

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定一般避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所

指定福祉避難所は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等（要配慮者）を滞在させることが想定される避難所である。要配慮者が円滑に利用でき、要配慮者の相談や助言などを受けられることができる体制を整備しておくことが必要とされる。

なお、令和3年の災害対策基本法施行規則改正に伴い、受入対象者をあらかじめ指定して受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できるようになった。改正後の規則による指定福祉避難所の指定は、速やかに行うこととする。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努め、社会福祉施設、デイサービスセンター等と協定を締結し福祉避難所の指定を進める。

(4) 協定一時避難所

町は、公共施設の配置上、指定緊急避難場所及び指定一般避難所の指定が難しい地域において、町内の民間事業所等との協定により、当該地域住民が大規模災害時に身の安全を守るため一時的に避難する場所として利用できる施設を「協定一時避難所」として提供してもらえよう努めるものとする。

協定一時避難所の開設期間は、大規模災害発生後1週間以内を目途とし、なお避難の必要がある場合は、町は、避難者を指定一般避難所へ移動させるものとする。

表 指定緊急避難場所及び指定一般避難所

| 番号 | 所在校区等 | 避難場所及び避難所名 | 異常な現象の種類 | | | | | 収容可能人数 | |
|----|-----------|------------------------|----------|-----|----|------|-----|--------|-------|
| | | | 洪水 | 崖崩等 | 地震 | 内水氾濫 | その他 | 屋内 | 屋外 |
| 1 | 菊陽南小学校区 | 菊陽南小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 200 | 1,000 |
| 2 | | 南部町民センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 90 | - |
| 3 | 菊陽中部小学校区 | 菊陽中部小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 300 | 1,600 |
| 4 | | 町民体育館 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 330 | - |
| 5 | | 老人福祉センター※ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 60 | - |
| 6 | | 菊陽中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 630 | 3,700 |
| 7 | | 東部町民センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 90 | - |
| 8 | | 上津久礼公民館 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 130 | - |
| 9 | | 下津久礼公民館 | | | ○ | ○ | ○ | 70 | - |
| 10 | 菊陽北小学校区 | 菊陽北小学校 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 220 | 1,500 |
| 11 | | ふれあいの森研修センター | | ○ | ○ | ○ | ○ | 40 | - |
| 12 | 菊陽西小学校区 | 菊陽西小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 330 | 2,700 |
| 13 | | 三里木町民センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 90 | - |
| 14 | 武蔵ヶ丘小学校区 | 武蔵ヶ丘小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 330 | 1,400 |
| 15 | | 武蔵ヶ丘中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 450 | 2,100 |
| 16 | | 武蔵ヶ丘コミュニティセンター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 210 | - |
| 17 | | 光の森町民センター(体育館) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 280 | - |
| 18 | 武蔵ヶ丘北小学校区 | 武蔵ヶ丘北小学校 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 280 | 2,300 |
| 19 | | 西部町民センター | ○ | ○ | ○ | | ○ | 70 | - |
| 20 | 町内全域 | 菊陽町総合体育館 ※R5.10運用開始 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 850 | |

※老人福祉センターは、指定福祉避難所を開設しない場合に利用することとする。

表 指定緊急避難場所

| 番号 | 所在校区 | 避難場所 | 異常な現象の種類 | | | | | 収容可能人数 | |
|----|------|----------------------|----------|-----|----|------|-----|--------|-------|
| | | | 洪水 | 崖崩等 | 地震 | 内水氾濫 | その他 | 屋内 | 屋外 |
| 1 | 町内全域 | 町民グラウンド | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 4,500 |
| 2 | | 菊陽杉並木公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 8,000 |
| 3 | | 菊陽町光の森防災 広場・多目的広場 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 6,000 |
| 4 | | ふれあいの森公園 | | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 2,600 |
| 5 | | 鼻ぐり井手公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 2,600 |
| 6 | | 菊陽町防災センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 65 | - |

表 指定福祉避難所

| 種別 | 番号 | 施設名 | 収容可能人数 |
|---------|----|----------------------|--------|
| 町立福祉避難所 | 1 | 老人福祉センター | 40 |
| | 2 | 福祉支援センター | 30 |
| | 3 | ふれあい交流・福祉支援センター | 50 |
| | 4 | 総合交流ターミナル さんふれあ | 105 |
| | 5 | 図書館ホール | 100 |
| | 6 | 菊陽杉並木公園 管理センター | 100 |
| | 7 | 光の森町民センター（地域センター） | 75 |
| 協定福祉避難所 | 1 | 特別養護老人ホーム きほう苑 | 15 |
| | 2 | 老人保健施設 サンライズヒル | 40 |
| | 3 | 障害者施設 第2熊本菊陽学園 | 100 |
| | 4 | 障害者施設 就労サポートセンター 菊陽苑 | 80 |
| 合計 | | | 735 |

表 協定一時避難所

| 番号 | 主な対象地域 | 施設名 | 収容可能人員 |
|----|-----------------|------------|--------|
| 1 | にじの森、花立、南花立、向陽台 | 創価学会熊本平和会館 | 1,264 |
| 合計 | | | 1,264 |

(5) 避難路

ア 避難路の整備計画

町及び県は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せて、地域の特性等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

(6) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に留まらず、生活の質、利便性の向上のため順次特設公衆電話及び無料W i f i等を整備する。

備品等の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(7) 行政区への支援

町は、行政区が、災害時における共助のため、行政区内の避難場所や物資の不足を補う目的で地区一時避難場所施設及び防災用備蓄倉庫を整備しようとするときは、その支援を行うよう努める。

また、行政区が、行政区民のために利用している地区公民館の耐震化を進めようとするときは、その支援を行うよう努める。

(8) 都市農地の避難場所等への活用

町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2. 避難指示等の発令の判断基準の整理

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで必要な地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、平常時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

判断にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

町は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3. 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所等の周知徹底

町は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平常時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- (ウ) 避難指示等の伝達方法
- (エ) 避難後の心構え

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選定すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

(3) 広域避難及び被災者の運送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討の上、実施するものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(4) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(5) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(6) 指定避難所以外の施設における対策

指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、町担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

4. 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5. 避難所運営マニュアルの更新等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成するよう努め、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、外国人対応も含め、今年度内を目途に避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

マニュアル作成にあたっては、県が整備する避難所運営ガイドラインや災害時の栄養管理ガイドラインを参考にするものとする。また、県が開催する市町村職員を対象とした研修に参加し、平常時から知識の向上に努めるものとする。

また、町及び県は、あらかじめ避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

6. 避難所における男女共同参画の推進

町及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

7. 避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働

町及び菊陽町社会福祉協議会（ボランティアセンター）は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平常時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。避難所の適切な運営管理にあたっては、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

8. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」

という。)を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

9. 避難の受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

町は、応急仮設住宅建設予定地の確保を行うにあたり、県から助言を受ける。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11. 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 町民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(4) 情報提供体制の整備

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

12. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

町は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、県、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう協力するものとする。

13. 地震災害時の対策

地震災害時の対策については、第4章第5節「避難収容計画（予防）」に定めるとおりとする。

14. 災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応

県及び町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第7節 災害危険地域指定計画

この計画は、洪水、地すべり等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1. 災害危険箇所の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意の上行うものとする。

(1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっている所もあり、漏れの無いように常に現状把握を行うものとする。

また、町、国及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

(2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な自然現象や、当該施設が破損すれば甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。

(3) 県及び町は、治水・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び町はこれらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

2. 災害危険地域の現況

(1) 河川

河川で危険である箇所は、水防法第14条の規定に基づき指定された別図の白川水系白川及び坪井川水系堀川に係る浸水想定区域のほか、巻末の「菊陽町水防計画書」のとおりである。

(2) 土砂災害

地すべり、急傾斜地崩壊等により危険である箇所は、土砂災害防止法第6条に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域及びその他の危険区域とし、土砂災害警戒区域指定地区及びその他の危険区域のとおりである。

町は、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果について、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面等により、住民へ公表するものとする。

表 土砂災害警戒区域指定地区

| | 番号 | 所在地 | 箇所名 | 箇所番号 | 延長 | 備考 |
|----------------|----|-------------------|--------|-------------|------|---------|
| 平成 19 年度 | 1 | 菊陽町大字津久礼 | 下津久礼 1 | 404-1-001 | 800m | 県道瀬田竜田線 |
| | 2 | 菊陽町大字津久礼 | 下津久礼 2 | 404-1-002 | 400m | 県道辛川鹿本線 |
| | 3 | 菊陽町大字津久礼 | 下津久礼 3 | 404-1-003 | 450m | 県道瀬田竜田線 |
| | 4 | 菊陽町大字津久礼 | 上津久礼 1 | 404-1-004 | 300m | |
| | 5 | 菊陽町大字津久礼 | 上津久礼 2 | 404-1-005 | 160m | |
| | 6 | 菊陽町大字津久礼 | 下津久礼 | 404-3-003 | 250m | |
| 平成 25 年度 | 7 | 菊陽町大字曲手 | 曲手 | 404-1-006 | 30m | 里道 |
| | 8 | 菊陽町大字戸次 | 戸次-1 | 404-1-007-1 | 110m | 県道瀬田熊本線 |
| | 9 | 菊陽町大字戸次 | 戸次-2 | 404-1-007-2 | 140m | 県道瀬田熊本線 |
| | 10 | 菊陽町大字戸次 | 戸次-3 | 404-1-007-3 | 240m | 県道瀬田熊本線 |
| | 11 | 菊陽町大字辛川 | 古閑の上 | 404-2-001 | 240m | |
| | 12 | 菊陽町大字戸次 | 馬場楠 1 | 404-3-005 | 200m | 県道瀬田熊本線 |
| | 13 | 菊陽町大字戸次 | 戸次 2 | 404-3-007 | 100m | |
| | 14 | 菊陽町大字戸次 | 馬場楠 2 | 404-3-011 | 50m | 県道熊本空港線 |
| 平成 27 年度 | 15 | 菊陽町大字戸次 | 阿原目 1 | 403-3-027 | 220m | 県道瀬田熊本線 |
| 令和 2 年度 | 16 | 菊陽町大字原水 | 入道水 1 | K-404-0003 | 80m | |
| | 17 | 菊陽町大字原水 | 入道水 2 | K-404-0004 | 120m | |
| | 18 | 菊陽町大字曲手、 大字馬場楠 | 曲手 3 | K-404-0012 | 260m | |
| | 19 | 菊陽町大字原水 | 柳水 | K-404-0002 | 40m | |
| | 20 | 菊陽町大字原水 | 古閑原 | K-404-0005 | 80m | |
| | 21 | 菊陽町大字久保田 | 大堀木 1 | K-404-0007 | 180m | |
| | 22 | 菊陽町大字久保田 | 大堀木 2 | K-404-0008 | 200m | |
| | 23 | 菊陽町大字辛川 | 辛川 1 | K-404-0009 | 120m | |
| | 24 | 菊陽町大字辛川 | 辛川 2 | K-404-0010 | 60m | |
| | 25 | 菊陽町大字曲手 | 曲手 2 | K-404-0011 | 140m | 県道瀬田熊本線 |
| | 26 | 菊陽町大字馬場楠 | 曲手 4 | K-404-0013 | 120m | |
| | 27 | 菊陽町大字馬場楠 | 馬場楠 3 | K-404-0014 | 220m | |
| | 28 | 菊陽町大字曲手 | 曲手 5 | K-404-0015 | 220m | |

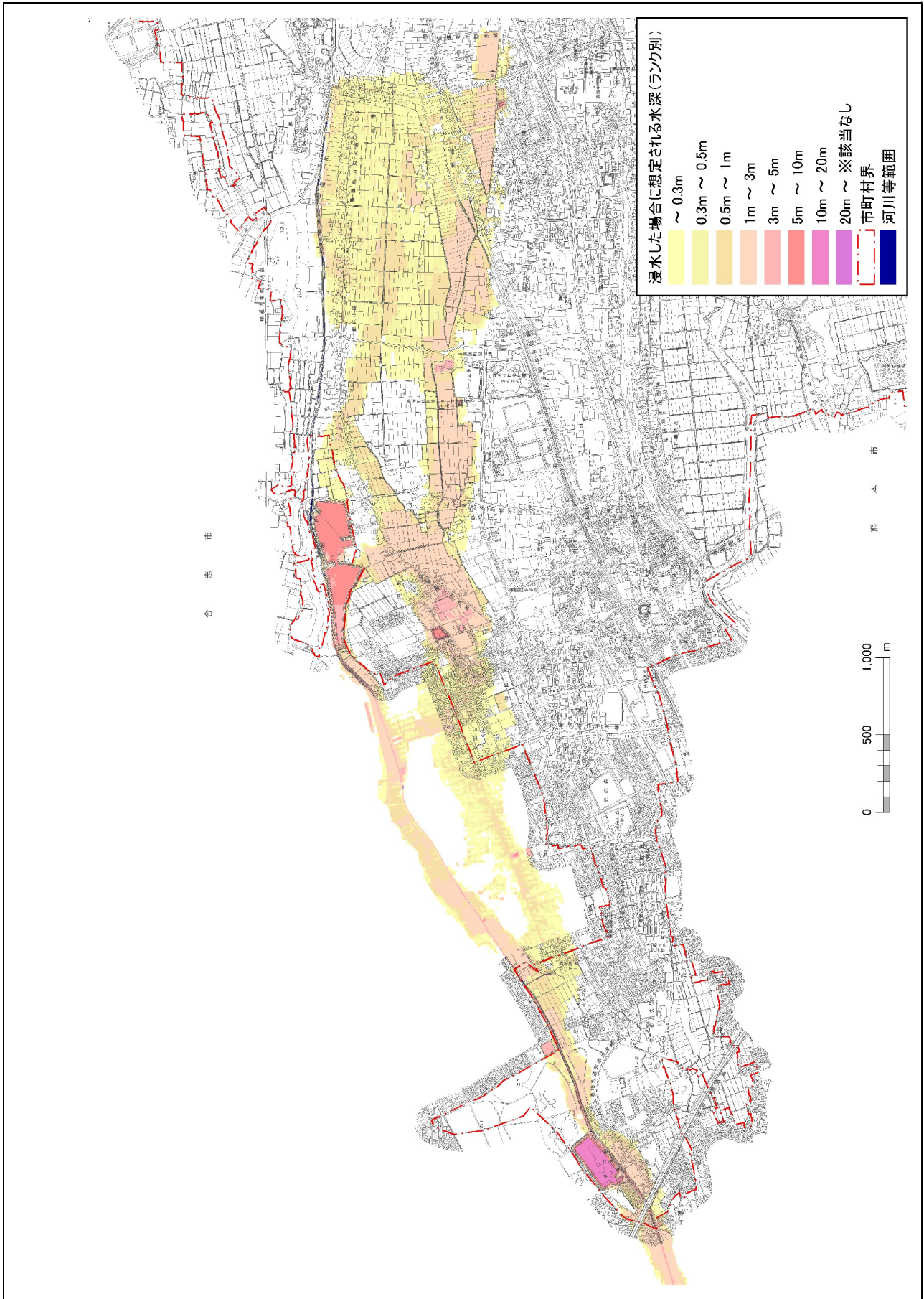


図 坪井川水系支川堀川浸水想定区域図 (想定最大規模)

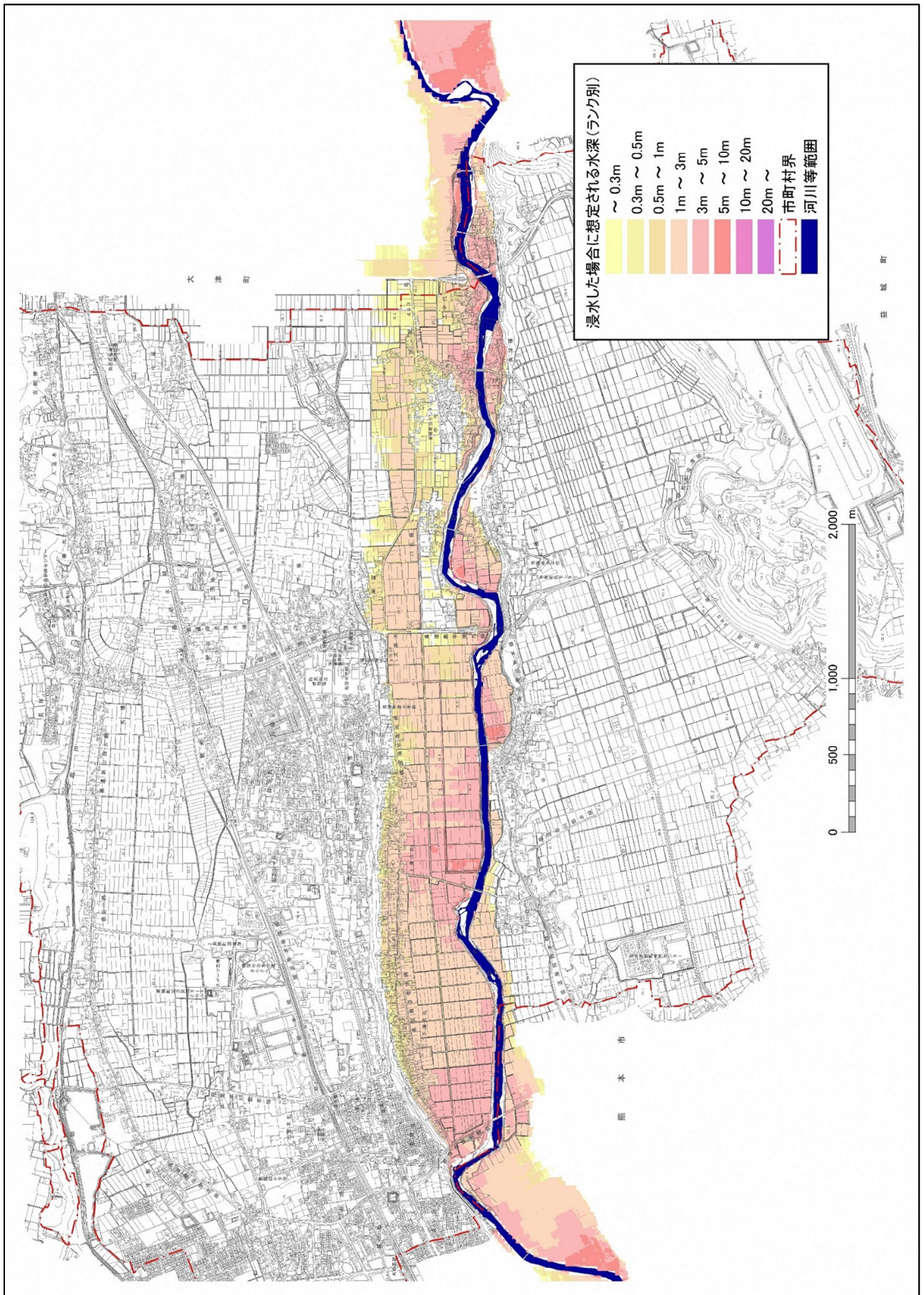


図 白川水系白川浸水想定区域図 (想定最大規模)

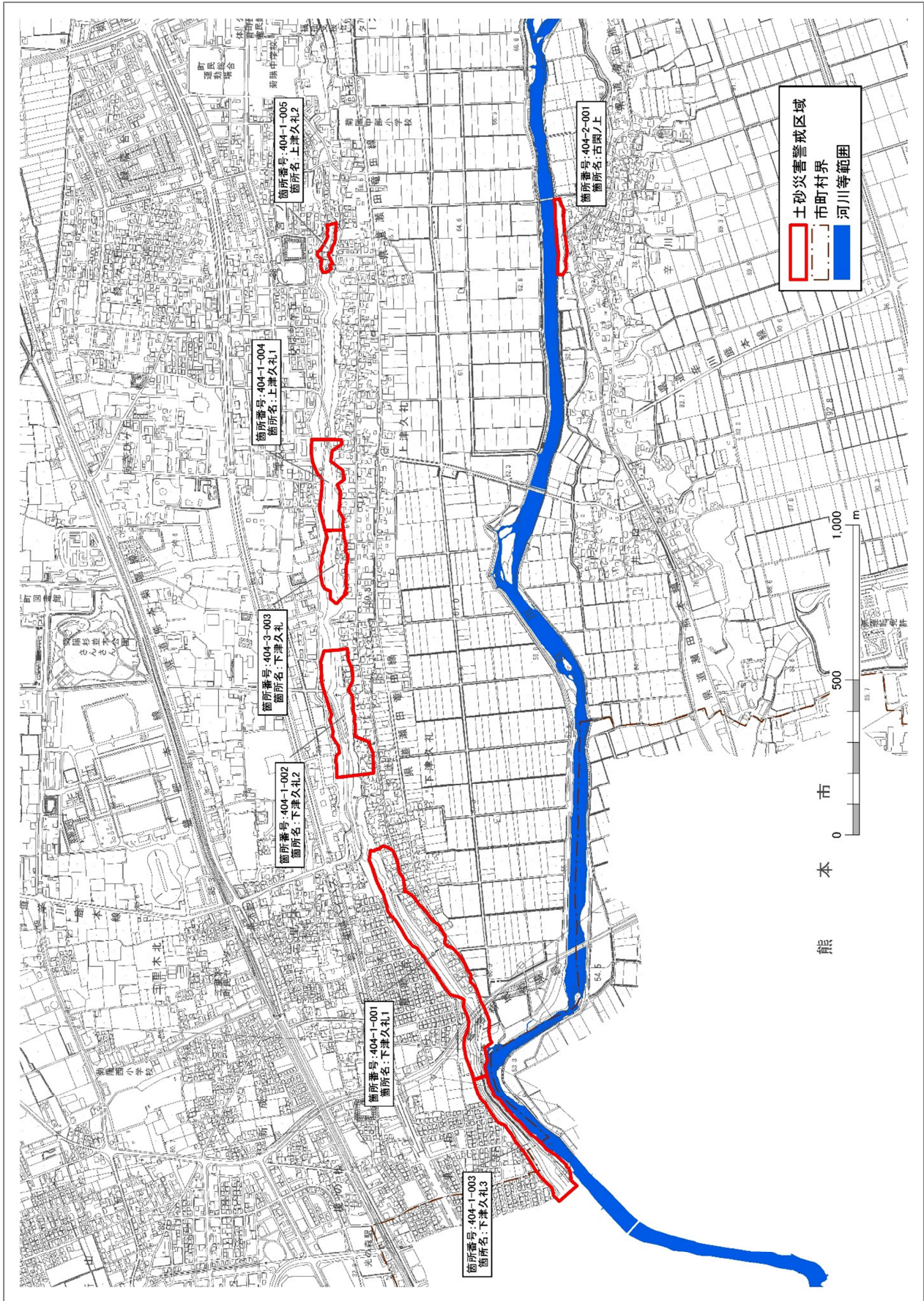


図 土砂災害警戒区域指定区域図①

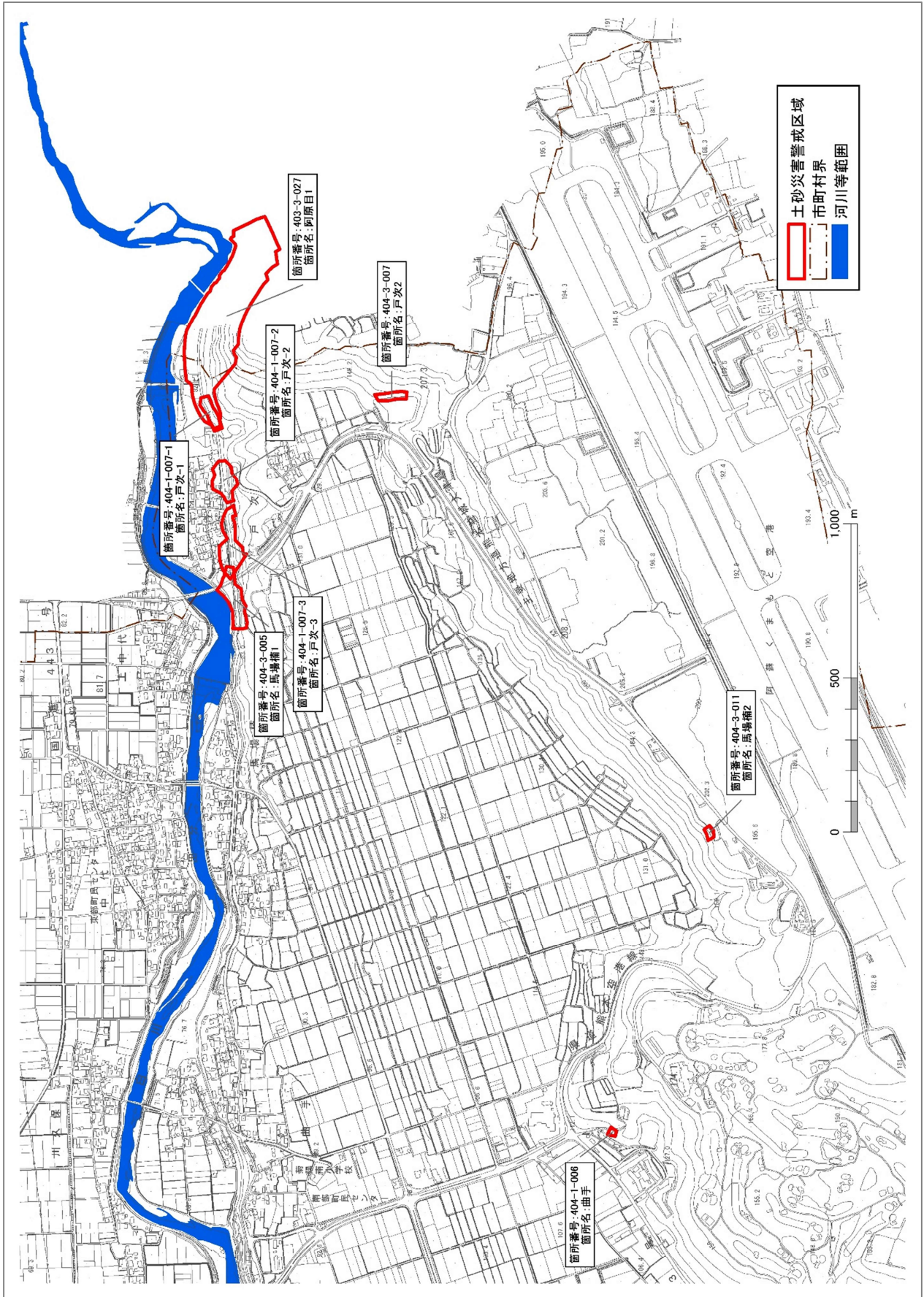


図 土砂災害警戒区域指定区域図②

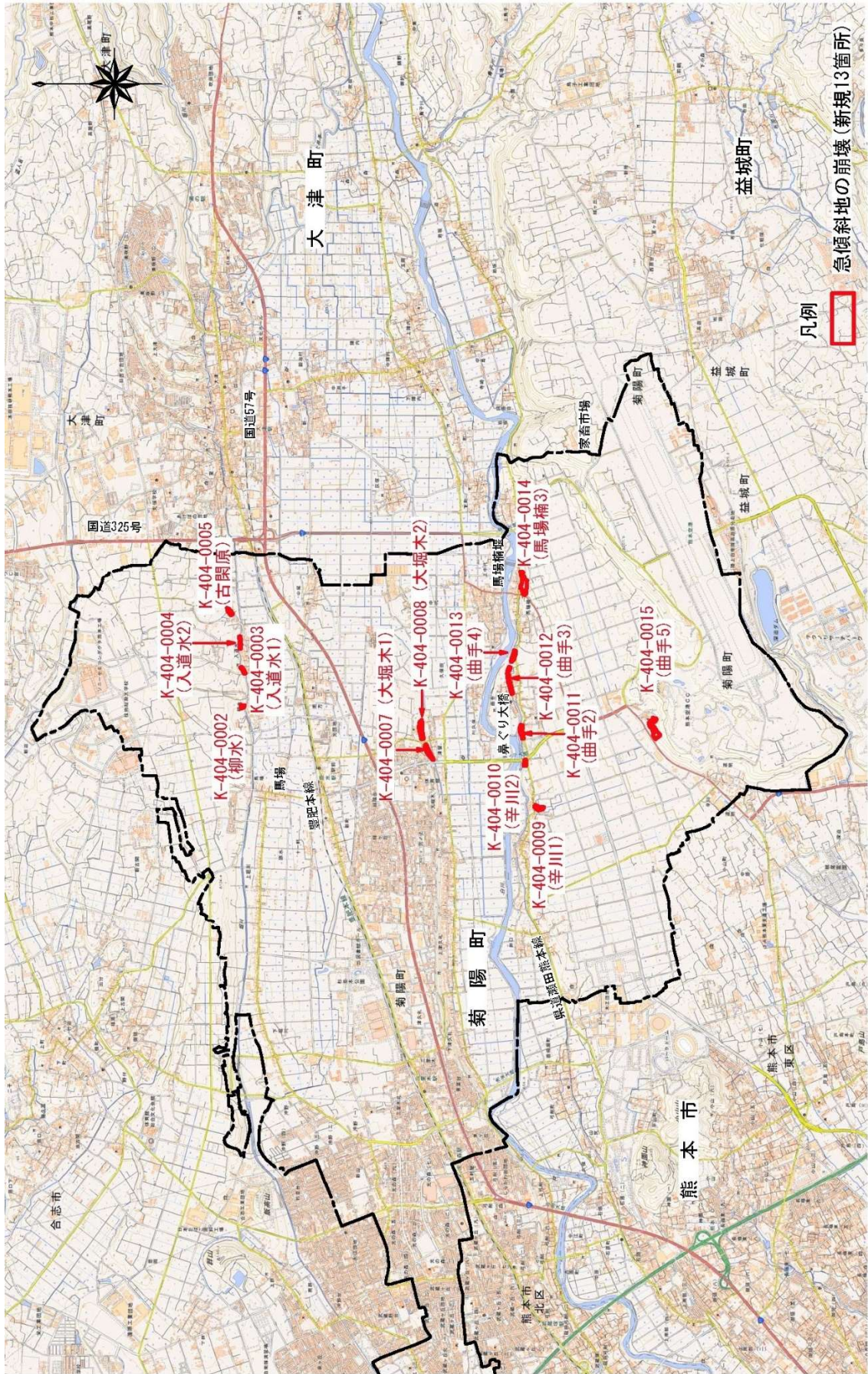


図 土砂災害警戒区域指定区域図③

(3) 農業用ため池

本町では深迫ダムを防災重点ため池に選定している。

地震や豪雨により深迫ダムの堤体が決壊した際に危険となる箇所は、別図のため池ハザードマップのとおりである。

ため池ハザードマップとは、地震や豪雨によりため池の堤体が決壊した場合を想定し、浸水範囲や避難場所の情報をまとめたものである。

3. 実施責任者

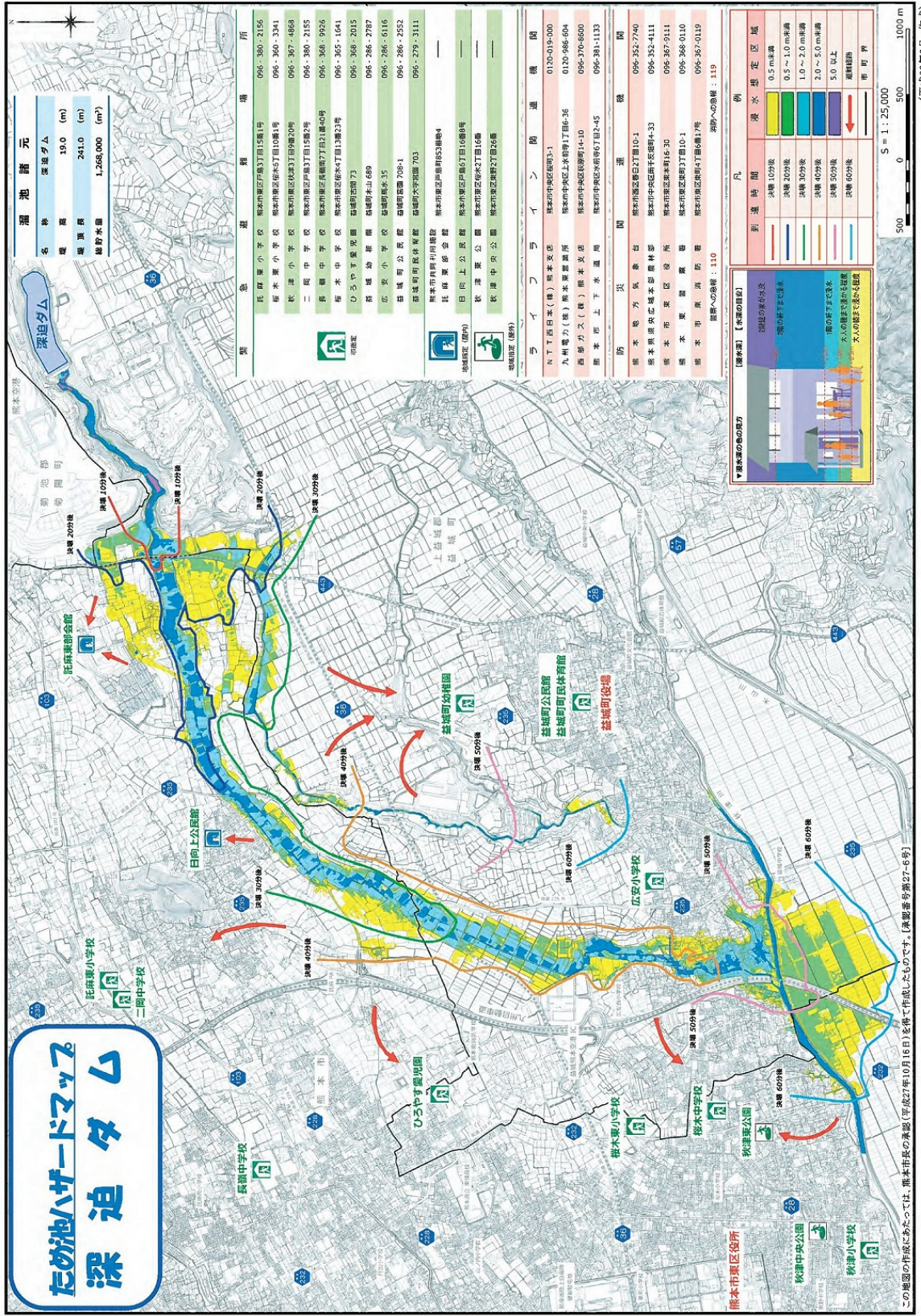
河川の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、巻末の「菊陽町水防計画」に定めるところにより、水防管理者（町長）及び知事が行うものとする。

4. 危険区域の巡視等（水防関係）

(1) 異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記災害危険区域について、河川及び堤防等の巡視を行うものとし、また、監視のための水防団員（消防団員）を配置するものとする。

(2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒・巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位と堤防等の高さを比較の上適切に対応するものとする。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、巻末の「菊陽町水防計画」に定めるところによる。



溜池諸元

| | |
|-------|-----------------------------|
| 名称 | 深迫ダム |
| 総高さ | 19.0 (m) |
| 堤頂長さ | 241.0 (m) |
| 総貯水容量 | 1,266,000 (m ³) |

| 緊急避難場所 | 避難場所 |
|------------------|-----------------------------|
| 託麻里小学校 | 熊本県戸部町15番1号 096-380-2156 |
| 松木東小学校 | 熊本県東区松木町10番1号 096-380-3341 |
| 秋津小学校 | 熊本県東区秋津町15番2号 096-387-4868 |
| 二岡中学校 | 熊本県戸部町15番2号 096-380-2155 |
| 熊本市立長崎町7丁目12番04号 | 096-368-9926 |
| 熊本中央区役所 | 熊本県東区松木町13番02号 096-385-1641 |
| ひろやま児童館 | 益城町西野73 096-368-2015 |
| 新堀幼稚園 | 益城町米山689 096-286-2787 |
| 広安小学校 | 益城町米山35 096-286-6116 |
| 益城町公民館 | 益城町西野708-1 096-286-2552 |
| 益城町町民体育館 | 益城町西野703 096-279-3111 |
| 熊本市民体育館 | 熊本県東区戸部町15番34号 |
| 熊本県庁舎 | 熊本県東区松木町16番8号 |
| 日向上公民館 | 熊本県東区松木町16番8号 |
| 秋津東公民館 | 熊本県東区松木町16番8号 |
| 秋津中央公民館 | 熊本県東区松木町16番8号 |

ライプツライン

| | | | |
|-----------|-------|------------------|--------------|
| NTT西日本(株) | 熊本支店 | 熊本県中央区西町1-1 | 0120-019-000 |
| 九州電力(株) | 熊本営業所 | 熊本県中央区上水町1丁目6-36 | 0120-986-604 |
| 西部ガス(株) | 熊本支店 | 熊本県中央区西町14-10 | 096-376-8600 |
| 熊本市上下水道局 | | 熊本県中央区西町14-45 | 096-381-1133 |

防災機関

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 熊本電力気象台 | 熊本県西區西町10-1 | 096-352-7240 |
| 熊本県消防本部 | 熊本県中央区西町10-1 | 096-352-4111 |
| 熊本県消防本部東区本部 | 熊本県東区西町4-33 | 096-387-9111 |
| 熊本県消防本部西區本部 | 熊本県東区米町16-30 | 096-388-0110 |
| 熊本県消防本部東区本部 | 熊本県東区西町10-1 | 096-387-9119 |
| 熊本消防本部 | 熊本県東区西町10-1 | 096-387-9119 |

【浸水】 浸水の状況

浸水の状況は、浸水の深さによって、浸水の危険度が異なります。

浸水の深さによって、浸水の危険度は、以下のようになります。

| 浸水の深さ | 浸水の危険度 |
|---------------|-----------|
| 0.5 m未満 | 浸水の危険度が低い |
| 0.5 ~ 1.0 m未満 | 浸水の危険度が低い |
| 1.0 ~ 2.0 m未満 | 浸水の危険度が低い |
| 2.0 ~ 5.0 m未満 | 浸水の危険度が低い |
| 5.0 m以上 | 浸水の危険度が低い |

【避難】 避難の状況

避難の状況は、避難の所要時間によって、避難の危険度が異なります。

| 避難の所要時間 | 避難の危険度 |
|---------|-----------|
| 10分以内 | 避難の危険度が低い |
| 20分以内 | 避難の危険度が低い |
| 30分以内 | 避難の危険度が低い |
| 40分以内 | 避難の危険度が低い |
| 50分以内 | 避難の危険度が低い |
| 60分以内 | 避難の危険度が低い |

スケール: S = 1 : 25,000

この地図の作成にあたっては、熊本市長の高尾(平成27年10月16日)を基として作成したものです。[東部番号第27-6号] (平成28年2月 作成)

図 ため池ハザードマップ「深迫ダム」

第8節 水害予防計画

1. 治水対策

本町は、河川法適用の河川である白川と堀川及び下井手等を有し、近年は局地的集中豪雨に伴う洪水等により大きな被害を受けつつあるため、治水事業の計画的推進を図る。

2. 道路橋梁対策

本町の道路延長は245,578m、橋梁延長は894m(R5.3.31現在)であり、道路崩壊等のおそれのある箇所について逐次、防災石積及びコンクリート側溝等により整備を図る。特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

また、道路側溝の破損やつまりによる住宅地の浸水を防止するため、定期的な修繕や清掃を行う。

3. 河川水位情報の収集および周知対策

台風や集中豪雨により河川の氾濫が危惧される場合、避難情報提供や被害拡大防止のため、気象庁や国土交通省、県などから積極的に情報を収集する。その結果、避難指示等を発令した場合には、ただちに防災行政無線、インターネット及び県防災情報メール配信システム等により住民に周知する。

4. 水防法に基づく対応

町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、次に掲げる事項について定めることとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又

は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、町に訓練結果を速やかに報告するものとする。

浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設

| 番号 | 名称 | 所在地 |
|----|--------------|----------------------|
| 1 | なかよし園 | 久保田 1230 番地 1 |
| 2 | みどり園 | 原水 2050 番地 1 |
| 3 | 優貴保育園 | 原水 1462 番地 |
| 4 | 元気の森ラビット保育園 | 武蔵ヶ丘北 3 丁目 1 番 3 1 号 |
| 5 | げんき保育園 | 沖野 2 丁目 18 番 2 号 |
| 6 | もみじ園 | 原水 5208 番地 11 |
| 7 | 認定こども園 美鈴幼稚園 | 武蔵ヶ丘北 3 丁目 1 番 3 5 号 |
| 8 | ぽっぽ保育園 | 原水 5587 番地 |
| 9 | 陽かりの郷 | 沖野 2 丁目 18 番 1 号 |
| 10 | 本多内科胃腸科医院 | 馬場楠 427 番地 |
| 11 | 竹長小児科内科医院 | 杉並台 2 丁目 1 2 - 1 5 |
| 12 | 菊陽病院 | 原水 5587 番地 |
| 13 | 矢野医院 | 原水 1611 番地 |

土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設

| 番号 | 名称 | 所在地 |
|----|---------------|--------|
| 1 | 熊本菊陽学園 | 曲手 811 |
| 2 | 熊本リハビリテーション病院 | 曲手 760 |
| 3 | くまりはキッズガーデン | 曲手 760 |
| 4 | サンライズヒル | 曲手 760 |

第9節 土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画

この計画は、「土砂災害防止法」に基づき指定された土砂災害警戒区域について、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を定めるものである。

1. 情報収集及び周知対策

気象庁ホームページ、県統合型防災情報システム等で雨量や土砂災害危険箇所の情報を収集し、また現地へ職員を派遣し情報を収集するなど、情報収集体制の確立を図る。

土砂災害警戒情報を受理し、避難指示等を発令した場合、ただちに防災行政無線、インターネット及び県防災情報メール配信システム等により、住民に周知する。

2. 避難対策

土砂災害警戒区域ごとに定める指定避難所は第3章第13節「避難計画」に定めるところによる。また、避難経路については、別途に各警戒区域に即した防災ハザードマップ等を作成し、当該区域住民に周知することとし、併せて町が提供する各種防災情報により広く町民に周知するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

3. 土砂災害危険住宅移転対策

近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」により、全国各地で短時間に大雨が降る事例が多く発生し、平成24年7月の熊本広域大水害や平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨災害では、大規模な土砂災害により甚大な被害が発生した。

このため、「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び身体を守るため、平成27年度から県が開始している「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」について、県と連携のもと、危険な区域から安全な区域への移転促進を図っていく。

4. 訓練の実施

第2章第13節の「防災訓練計画」に基づく訓練の実施に努める。なお、住民参加型避難訓練の実施時は、避難所や避難経路が周知される内容となるよう配慮する。

5. 救助に関する事項

被災者の救助については第3章第16節「救出計画」に定めるところによる。

第 10 節 建築物等災害予防計画

1. 防火対策

(1) 家屋密集地域

火災による建築物の焼失は、建物の大部分が木造であることに起因している。特に家屋密集地域においては、消防力の強化整備とともに、建築物の不燃化等の促進により、防災建築物の促進を図る。

(2) 特殊建築物

大規模な特殊建築物については、その防火性能や構造概要を十分に把握するとともに、災害に対処するための総合的な防災対策を行う。

(3) 防火知識の普及

国土交通省の「建築物防災週間」に合わせ、建築物に関連する防災知識の普及に努める。

2. 震災対策

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震をはじめ、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

町及び県は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町、県等の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

(1) 耐震化に向けた環境整備

町は、「菊陽町建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 2 月改定）」、「熊本県建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月策定）」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、住民の生命、身体及び財産を確保するため、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修等、次の対策を推進する。

ア 公共建築物の耐震化

庁舎では、天井・照明等非構造部材の耐震化をすすめるとともに、災害に強い庁舎の在り方について検討する。

社会教育施設、社会福祉施設、町営住宅及び小・中学校等の公共施設では、建物本体の耐震化とともに、天井・照明等非構造部材の耐震化をすすめる。

イ 一般建築物の耐震診断・耐震改修についての知識普及

耐震改修等により建築物の適切な維持が図れるよう、住宅の耐震診断の方法等について広報を行い、知識普及に努める。

特に、耐震性能が低いとされる昭和 56 年以前に建築された物件については、戸建木造住宅耐震診断事業により耐震診断を促すことによって耐震化を図る。

さらに町は、県が取り組む全市町村において住宅耐震化補助を受けることができる体制整備を受け、木造住宅の耐震化を全町的に取り組む。また、建築士を対象にした耐震診断講習会の開催や町民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。

ウ 落下物による危険防止

町は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

エ ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

オ 家具等の転倒防止対策

町及び県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

第 1 1 節 火災予防計画

1. 火災予防思想の普及及び徹底

全国的に住宅火災による死者が建物火災による死者の約 9 割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にある。本町における火災の原因をみると、たばこ、天ぷらの不始末等の自己不注意による失火が依然として多い。

また、都市化に伴い、大規模構造物や危険物施設等が増加し、住居が高層化・密集化したことにより、火災の大規模化・特殊化が懸念される。特に大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もある。このため、菊池広域連合消防本部と連携して、火災予防の徹底に努める。

(1) 一般家庭に対する周知

住宅火災と逃げ遅れによる被害拡大を防ぐため、消防法の改正により設置が義務化された住宅用火災報知機や防災カーテンなどの設置を推進する。また、大規模地震発生時には、出火防止のため、防災行政無線、インターネット及び県防災情報メール配信システム等により火元の確認やガスの閉栓などの広報を行う。

これらの広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて、住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器・防災物品・初期消火用具等の普及を図る。

(2) 幼年、少年、婦人防火クラブ等の防災組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年婦人防火クラブ等の自主防災組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

(3) 火災予防運動

毎年、春と秋の 2 回実施される全国火災予防運動に際し、広報活動等を実施する。

(4) 消防団の訓練の充実

危険物施設をはじめ、特殊な災害要因の増大に伴い、これらによる火災その他の災害において、警防面での対応が極めて困難となっているため、消防団による消防力の充実強化を図る必要がある。

そのため、熊本県消防学校への入校、菊池広域連合消防本部の指導による訓練等を定期的に実施する。

2. 火災拡大要因の除去

(1) 市街地の計画的な不燃化と防火帯（街路樹・垣根等）の整備推進

市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、防火帯の整備を推進する。具体的には、道路整備をする中で街路樹の積極的な整備を検討し、また、個人住宅に対する垣根等の設置を勧奨することにより推進するものとする。

(2) 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備推進

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域への対応として、幅員6 m以上の消防活動に支障の無い道路の整備に向けて検討する。

第 1 2 節 防災知識普及計画

災害による被災を最小限に食い止めるためには、町・防災関係機関による災害対策の推進（公助）はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を高め、災害から自らを守る（自助）とともにお互いに助け合うという意識と行動（共助）が必要である。

町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関し、関係者のより一層の自覚と理解を深めるため、災害の予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

また、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動の中に自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会を捉えて関係職員及び住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

1. 町職員に対する防災教育

災害発生時に地域防災計画を実行する主体となる町長はじめ防災担当職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされる上、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。このため、町は各防災関係機関と協力して、防災業務に従事する町長はじめ防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、町及び県は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ア 地域防災計画を作成、又は修正したときの要旨及びこれに伴う各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害の原因・対策等の科学的・専門的な知識
- エ 災害の特性及び過去の主な被害事例
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施及び参加
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布

- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 防災訓練（机上等）の実施

2. 住民に対する防災知識の普及

町及び各防災関係機関は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、住民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

ア 災害に関する一般的知識

- (ア) 気象予警報等の種別と対策
- (イ) 災害の特性及び過去の主な被害事例
- (ウ) 災害対策の現状
- (エ) 応急救護法の習得

イ 災害予防の心得

ウ 平常時の心得（日頃の準備）

- (ア) 3日分（推奨1週間分）の食料（食物アレルギー対応食品等含む）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (イ) 緊急連絡先の確認
- (ウ) 家族間等による安否の確認方法
- (エ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、電池、健康保険証（コピーでも可）等）の準備
- (オ) 屋内の整理点検（家具転倒防止等）、住宅の点検（住宅の耐震性、ブロック塀補強等）
- (カ) 災害の種別に応じた避難場所、避難方法、避難路の確認
- (キ) 避難所生活のマナーとルール
- (ク) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備

エ 明るいうちからの予防措置、予防的避難

オ 災害発生時の心得

- (ア) 場所別、状況別の心得
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難の心得
- (エ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (オ) 自動車運転者のとるべき措置
- (カ) 携帯電話会社の災害用伝言板利用方法

カ 台風襲来時の家屋の保全方法

キ 建築物に関する各種調査の周知

町及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に

周知するよう努めるものとする。

- ク 農林水産物に対する応急措置
- ケ 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- コ その他

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用を努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、生涯学習、出前講座、青年団体・婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体を利用した普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- ① 広報紙、インターネット等の利用
- ② 報道機関への情報提供
- ③ その他講演会、講習会、展覧会等の開催

ウ 防災訓練における普及

町及び県は、講習会の開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

3. 学校教育における防災知識の普及

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、学校行事や学級活動を中心に各教科等教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法

イ 災害時の助け合いの重要性

- ウ 地震等災害発生のおくみ
- エ 防災対策の現状
- オ 地震等を想定した避難訓練の実施

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、災害時の保護者等への児童の引渡し方法などを検討し、指導者の防災に対する知識の強化を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

県及び町は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める

4. 防災上重要な施設の管理者等の指導

町、県及び各防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災教育を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

(1) 避難誘導等防災体制の整備

(2) 災害の特性及び過去の主な被害事例

(3) 地震災害に関する防災対策研修等の実施

(4) 防災業務従事者の安全確保

(5) 危険物施設等の位置、構造及び施設の保安全管理

(6) 出火防止、初期消火等の任務分担

(7) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

5. 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

町及び県は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入

や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

町、県及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に中小企業等の支援に当たっては、町、県及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

6. 避難所等におけるDV等防止施策の実施

町は指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

7. 外国人に対する防災知識の普及

町及び各防災関係機関は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

8. 防災知識の普及の時期

町及び各防災関係機関は、普及の内容により、「防災週間」や「防災とボランティア週間」、及び予想されるそれぞれの災害シーズン前等、最も効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うものとする。

- ・防災の日：9月1日
- ・防災とボランティアの日：1月17日

9. 防災相談

町及び各防災関係機関は、住民に対する防災知識の普及活動の一環として、菊陽町防災士連絡協議会との連携を図り防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

第13節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協働により、大規模災害を想定した訓練を実施するよう努める。また、県及び町は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえ災害毎の対応計画の見直しにも努めるものとする。

1. 総合防災訓練

町は、各防災関係機関や地域住民との協働により総合防災訓練を実施し、町単独実施が困難な場合は近隣市町と合同での訓練を実施するなど、定期的に実施するものとする。

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、総合防災訓練は風水害とともに大規模地震を想定した訓練として実施し、それにより各防災関係機関の職員の能力向上、各防災関係機関相互及び各防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図る。

訓練に当たっては、国からの応援や広域応援を想定した実践的な訓練に努める。

(2) 訓練計画

各防災関係機関は、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協働により、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

- ア 情報収集伝達、避難指示発令
- イ 安否確認、避難誘導
- ウ 避難誘導
- エ 災害警備
- オ 救出・救助
- カ 医療救護
- キ 消防
- ク 水防
- ケ 道路警戒
- コ 防疫

2. 広域防災訓練

町は、相互応援協定に基づく広域的な応援を迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 防災関係機関の個別防災訓練

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を繰り返し実施する必要がある。

このため、町及び県をはじめとする各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・地方災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

4. 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たり、町及び県は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第14節 自主防災組織等育成計画

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、大規模な地震等の災害に備えるものである。また、自主防災組織の設立・活動の手引きとなるマニュアル等を配布し、町内全体の組織率の向上を図る。

1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、より有効な防災対策となるものである。

このため、地域ごとに住民自らが自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておくことが重要である。

さらに、町民、町、県及び事業者は、地域住民により防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

- (1) 町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、町民は、平常時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 町は、県や消防などの関係機関と連携しながら、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平常時からその活動状況を把握し、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- (3) 町は、自主防災組織育成の取組みや自主防災組織と連携した防災訓練について、県と連携し支援に努める。また、地域防災リーダー育成計画に基づき、リーダー研修会の実施や県が開催する自主防災組織リーダー研修会への参加促進、自主防災組織に関する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布等を通じて自主防災組織

の活動の充実を図る。

また、リーダー研修会や防災士養成講座等で育成した防災リーダーや防災士が、自らが居住する地域の自主防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、町と県が連携しながら、その活用を図っていくものとする。

- (4) 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の編成単位

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。

ア 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(3) 活動計画

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模・様態を十分活かした具体的な活動計画を定めるものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災知識の普及

(イ) 災害の未然防止のための地域巡回

(ウ) 地域の状況（消防署や消防団、防火水槽や消火栓などの消防設備、避難場所、危険箇所など）の把握

(エ) 地域と一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体との連携した訓練等）

・避難指示等の地域への情報伝達訓練

・被害状況（安否確認含む）の把握、市町村への情報伝達訓練

・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練

・避難所の運営訓練

・消火訓練

(オ) 情報の収集伝達体制の整備

- (カ) 火気使用設備器具等の点検
- (キ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- (ク) 防火水槽や消火栓などの清掃や点検
- (ケ) 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
- (コ) 避難行動要支援者の把握
- (サ) 隣接や同じ小学校区の町内会との連携
- (シ) 地域内にある他組織との連携促進

イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達、初期消火活動（消火器や消火栓による消火活動など）
- (イ) 出火防止、初期消火の実施救出救護活動（負傷者の救護など）
- (ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達
- (エ) 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者への避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- (ケ) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所の自衛消防組織等

大規模地震発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、町・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化

を図るものとする。

なお、町及び県は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平常時の活動

(ア) 防災訓練の実施

(イ) 施設及び設備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施等

イ 災害時の活動

(ア) 従業員等の安否確認

(イ) 情報の収集伝達

(ウ) 出火防止、初期消火の実施

(エ) 避難誘導

(オ) 救出・救護の実施及び協力

(カ) 避難生活における避難場所、避難所の運営協力等

4. 地域防災リーダー育成計画

自主防災組織の活動を活発化し、災害発生時の「自助」「共助」による「減災」を強力に推進するため、次の項目を通じて自主防災組織の構成員の防災に対する知識や技術を向上させ、地域防災リーダーとして育成する。特に、合志市、菊池市、及び大津町の近隣市町村と連携して取り組む防災士養成講座への参加促進により防災士の育成を強化する。

(1) リーダー研修会の実施

(2) 火の国ぼうさい塾への参加促進

(3) 総合防災訓練への参加

(4) 防災士養成講座による防災士の育成強化

第15節 災害ボランティア計画

災害発生時には、国内、国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、町及び関係機関は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平常時から地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、町は県及び関係機関と相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。

1. 地域福祉の推進

町は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平常時から、菊陽町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、町や町社協は、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平常時からの連携に努めなければならない。

2. 関係機関との協働体制の構築

(1) 町や町社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平常時から応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3. 災害ボランティア活動を支援する体制整備

大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町は単独又は複数の市町村の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」）を設置する。

(1) 災害ボランティアセンター

ア 目的

災害ボランティアセンターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

町及び町社協等は、災害状況に応じて災害ボランティアセンターを、町又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

町及び町社協等は関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておく。なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協との協力体制を構築しておく。

ウ 役割と機能

(ア) 市町村や県センターとの連絡調整

- ・被災状況や避難所開設状況、ライフライン、公共交通機関の復旧状況等の行政情報の収集と情報提供
- ・ボランティア及び資材や機材の募集等の要請

(イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの協力要請

(ウ) 活動用資材や機材の調達（県センター、市町村と連携）

(エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握

- ・相談窓口、相談受付用専用電話の設置
- ・避難場所や被災地の巡回
特に高齢者や障がい者など、情報の伝達やニーズ把握が困難な人に対しては、訪問などにより積極的に働きかける。また、避難者の情報について町と共有を図る。
- ・民生委員児童委員や区長など地区の事情に精通した人からの情報収集
- ・ボランティアの受入状況、活動状況についての情報公開

(オ) ボランティアの受入

- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア保険未加入者の加入手続き

(カ) ボランティア希望者の配置等

- ・被災者からの依頼とボランティアの希望する活動とのマッチング
- ・オリエンテーション、ミーティングの実施
- ・災害ボランティアが被災地で支援活動を行うに当たっての基本的なルールの周知徹底

(キ) ボランティアによる支援活動

- ・救援物資の仕分け、配布
- ・現地での支援活動

- ・避難所の運営支援
- ・在宅被災者への生活支援
- (ク) ボランティアの健康管理
- (ケ) その他

エ 組織及び運営体制

(ア) 組織

代表、事務局長を置き、必要に応じて班を編成するなど効率的・効果的な組織体制を整備する。町及び町社協は、地域ボランティア関係団体等とあらかじめ協議して、その職務を定めておく。

(イ) 運営体制

災害ボランティアセンターは、被災者の自立や被災地の一日も早い復旧を支援するための災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう設置されるものであり、被災者の様々なニーズに対してきめ細かな支援が行えるよう、地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

オ 閉所の時期について

災害ボランティアセンターの閉所に当たっては、被災地の住民組織、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。

(2) 専門ボランティアとの協力

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。

専門ボランティアの支援が必要な場合、各担当課が把握している団体に対しては、各担当課が直接、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。

(3) 町の対応

ア 連絡調整窓口の設置

町は、災害ボランティアセンターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。

イ 活動場所の提供

町は、必要に応じて災害ボランティアセンターの設置施設を確保するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供も考慮しておく。

ウ 行政情報の適切な提供

町は、被災状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政が把握している情報を、適時適切に災害ボランティアセンターに提供する。

4. 平常時の取組み

災害発生という緊急時に、県センターや災害ボランティアセンターの機能・役割を効

果的に発揮するために、平常時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

(1) 地域福祉の推進

町や町社協は災害発生前後に避難行動要支援者の避難誘導や被災後の地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平常時からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮せるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。また、ふれあいいきいきサロンや民生委員児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

(2) 関係機関との協働体制の構築

町や町社協等は、自治会、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業を通して顔の見える関係を築いていく。

また、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体と協働で策定し、想定訓練などを通して、各関係機関・団体相互の役割などを明確化しておく。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平常時から交流・連携に努めるものとする。甚大かつ広域的な災害に備え、近隣以外の市町村と提携しておく。

(3) 災害ボランティアの養成・登録・体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク、町社協及び県社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入等に必要な体制を整備するものとする。

ア 町ボランティアセンター、災害ボランティア活動のあり方などについて、理解を深めるための研修の機会などを設けるとともに、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

イ 町ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、特殊技能を持った団体、個人については、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

ウ 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、町社協及び県社協は、町や県の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

町社協や県社協は、町や県と連携を図り、平常時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

エ 体制整備

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置する災害ボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

(4) 専門ボランティアとの協力

専門知識、技能等を有する専門ボランティアについては、県の各担当課が直接、支援の要請等の対応を行うことから、各担当課は定期的に、専門ボランティア団体の状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るものとする。

今後は、更に多くの団体等に協力を求めていくとともに、それら専門ボランティア相互のネットワーク化に努めていく。

5. ボランティアの受入体制の整備

町社協は、平常時から他市町村社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、町や県、県社協や町社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平常時から住民に対して、災害発生時における災害ボランティアセンターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

6. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

7. その他

具体的な運用等については、各関係機関において要綱等を定めるものとする。

第16節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による建物の倒壊や宅地の崩落等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定に対する理解を広める。

1. 応急危険度判定活動

町は県・建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士への連絡体制並びに派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。

2. 広報計画

第12節「防災知識普及計画」に合わせて、当該制度の理解を広める。

第 17 節 避難行動要支援者等支援計画

災害による被害を最小限に食い止めるには、日頃からの防災意識と避難対策が不可欠であり、特に、避難支援体制が被害の規模に大きく左右すると言っても過言ではない。避難支援体制の整備にあつては、要配慮者（災害時に限定せず一般的に配慮を要する者）自らの積極的な取組に加え、要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を特定するとともに、全庁的な連携体制や避難行動要支援者情報の共有化・活用化の推進、避難支援者の決定など、避難行動支援計画・体制を具体化することが重要である。

このため、町は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月策定）に基づき、風水害や地震等の自然災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、平常時から要援護者に関する情報の把握を行い、防災情報の伝達手段・伝達体制を整備し、避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、平成 22 年 9 月に「菊陽町災害時要援護者避難支援計画」を策定した。

なお、令和 3 年 5 月に改正された災害対策基本法による国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月改定）」を踏まえ、令和 3 年 1 1 月に「菊陽町避難行動要支援者避難支援計画」を改訂しており、それに基づき災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施していく。

表 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

| 要配慮者 | 避難行動要支援者 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 乳幼児・ 妊産婦・ 病弱者（慢性疾患を有する者等）・ 日本語の理解が十分でない外国人・ その他地域で配慮が必要な者 | <ul style="list-style-type: none">・ 75 歳以上の高齢者のみの世帯で要支援 1 以上の認定をうけている者・ 介護保険法に規定する要介護 3 以上の認定を受けている者・ 認知症高齢者・ 身体障がい者（肢体不自由・視覚・聴覚 1～2 級）・ 知的障がい者（療育手帳 A・B）・ 精神障がい者（1～2 級）・ 内部障がい者（心臓・腎臓・呼吸器機能障害）・ 難病患者等・ その他要配慮者等で避難支援を希望し、町が避難行動要支援者と認める者 |

1. 菊陽町避難行動要支援者避難支援計画の構成

菊陽町避難行動要支援者避難支援計画は、菊陽町地域防災計画の下位計画であり、災害対策基本法の趣旨に則り、避難行動要支援者の避難支援についての具体的な推進方法等を定めた計画（以下「全体計画」という。）と、避難行動要支援者一人一人の支援計画を定めた計画（以下「個別計画」という。）により構成する。

全体計画は、町での推進体制や個別計画の作成方法、災害発生時の対応等の基本的な考え方を明らかにしたものであり、個別計画は、全体計画に基づき避難行動要支援者一人一人について、避難支援者、避難所、避難支援の方法等を策定するものである。

2. 避難行動要支援者名簿の作成と共有

(1) 避難行動要支援者の把握

町の福祉担当部局は、庁内関係課等及び熊本県の協力を得て要配慮者の把握を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町の福祉担当部局は、平常時において、要配慮者の中から、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（庁内関係課や民生委員児童委員等の関係機関の情報をもとに避難行動要支援者を把握して、氏名、性別、年齢、電話番号、住所等を記載した避難行動要支援者の名簿）を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。また、名簿は年に1回更新する。

(3) 避難行動要支援者名簿の共有

町の福祉担当部局は、避難行動要支援者のうち、社会福祉協議会、民生委員児童委員、区、自主防災組織（以下「避難支援等関係者」という。）への情報の提供に同意を得た者の名簿については、速やかに情報を避難支援等関係者へ提供する。

(4) 情報の管理

町の福祉担当部局が避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供する際は、個人情報情報の漏えい防止及びその他個人情報の適正な管理に関する適切な措置を講じる。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用を支障が生じないように、データのバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築する。

3. 避難行動要支援者対策チームの設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局を中心に福祉担当部局と防災担当部局・社会福祉協議会で構成する避難行動要支援者対策チームを設置する。

避難行動要支援者対策チームは、平常時は避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画実施、広報等を行う。

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所又は指定福祉避難所に設置される避難所支援班等との連携・情報共有、単独の避難所で対応できない場合の広域調整を行う。

町は、災害時における避難支援状況等の状況を適宜県に報告し、必要に応じて県から助言や支援を受けるものとする。

4. 避難支援者の選定と安全の確保

避難支援者の選定については、避難支援等関係者の協力を得ながら、本人の希望と照らし合わせ、可能な限り避難行動要支援者の近隣に居住する者から選定する。

町は、避難支援等関係者の支援が受けられない避難行動要支援者について、消防機関、警察、消防団等の救援機関、介護保険制度関係者、障がい者相談支援専門員、障害者団体、福祉関係者等と連携しながら避難支援者を選定する。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者（福祉タクシー等）等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

また、避難支援者の身体的安全を守るため、避難支援者の行動範囲や最終的な「退避」の判断基準を明確化し、避難支援者の安全を最大限確保する。また、地域住民へ避難支援者の退避について周知を図る。

5. 情報伝達体制の整備

(1) 地域福祉・防災の連携等

ア 消防団、区・自主防災組織等との連携による情報伝達経路の整備

町は、消防団や区・自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にし、避難行動要支援者への情報伝達経路を整備することとする。

なお、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数ルート化等に配慮する必要がある。

イ 福祉関係者との連携

町は各種団体等を通じ、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これら団体等と協力して情報伝達を行うこととする。

民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者は、ケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援計画の策定作業を通じて、要配慮者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握することとする。

(2) 情報伝達に関する配慮

ア 避難行動要支援者の特性を踏まえた情報伝達

災害時における緊急情報は音声（サイレン・放送等）による情報伝達が中心となるため、聴覚障がい者への情報伝達には特に配慮が必要となる。

- ・聴覚障がい者：手話・筆談・身振り・絵・図（必要に応じてファクシミリ、携帯電話、インターネット等を利用した情報受信システムを検討する必要がある。）
- ・判断能力が不十分な避難行動要支援者：平易な言葉を用いた情報伝達
- ・外国人：外国語による情報提供

イ 機器による情報伝達

町及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、その日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

〈機器の例〉

- ・聴覚障がい者：インターネット、携帯メール、テレビ放送
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機能を備えた携帯電話等

(3) 高齢者等避難の判断基準の整備と発令

町は、高齢者等避難の判断基準を事前に定めた上で災害時に発令することとし、そのための体制整備を行うこととする。

また、避難行動に時間を要する者に避難を求める場合は、自主避難の呼び掛け、避難注意情報等の情報を高齢者等避難に標準化するとともに、その周知徹底に努めることとする。

6. 避難誘導、安否確認等の支援体制づくり

災害発生直後に、行動等に制約のある避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要である。

また、被災者の安否確認等を町が中心となって行う際には、避難行動要支援者のプライバシーを確保しながら、避難支援者、地域住民、関係団体等の協力を得ることも必要となる。

(1) 関係機関との役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれが具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過、安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持つておくことが必要である。

(2) 避難誘導の支援体制整備

在宅の避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要である。

自主防災組織が組織されている地域においては、自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者自身や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や訓練の実施等を行うことにより、支援体制整備を図る。

また、避難行動要支援者自身からも、災害発生時における助力を地域住民に積極的に依頼するなど、地域住民との協力体制を構築するよう働き掛けることも大切である。

さらに、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、外国人でもわかるよう外国語による表示やひらがな・カタカナ表記もするなどの配慮に努めることも必要である。

(3) 安否確認情報の収集体制

町においては、管内にある社会福祉施設等について、どのような施設であるか、利用者はどれくらいかなどの情報を把握しておくとともに、日頃から協力関係をつくること

により、災害発生時には各施設から安否確認情報が得られるよう体制を整備しておく必要がある。

また、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスの提供を受けている在宅の避難行動要支援者や、グループホーム等で生活している避難行動要支援者の安否確認情報についても居宅介護支援事業者との連携により入手できる体制を整備したり、高齢者や障がい者等については、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）による安否確認を併せて行うことにより確認漏れを防ぐことができるため、日頃からこれらの関係者等と連携を図ることが望まれる。

第18節 医療保健計画

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療が提供できなくなるおそれがある。このため、平常時から町、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1. 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2. 医療施設等における非常用電源等の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3. 医薬品、医療資機材等確保体制の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

4. 医療体制等の整備

(1) 災害時医療救護マニュアル等の整備

町は、災害時医療救護マニュアル等を整備し、災害発生初期・中期・長期等の対応の変化に応じた体制・役割分担の明確化を図る。

また、マニュアルには、以下の内容を踏まえて作成する。

- ア 各段階における消防機関・医療関係機関との連携のあり方
- イ 避難者の応急処置のあり方
- ウ 透析患者、要支援者等への対応のあり方
- エ 各医療支援チームの受入体制のあり方
- オ 感染症対策
- カ 避難者等への情報発信のあり方

(2) 消防機関・医療機関等への要請

町は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災消防ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等による搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

断水に伴い、応急的な医療用水の供給が困難な場合は、県の窓口である健康福祉部健康局医療政策課へ、給水支援の要請を行う。

なお、町内医療機関については、第4章第22節「医療救護計画」を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、本計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

5. 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

町は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

また、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症対策についての講習や研究会等も併せて実施し、災害時の防疫活動及び住民への情報発信ができるように備える。

(2) 防疫班等の整備

ア 町は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成する。

イ 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画（感染症等対応活動マニュアル）を作成しておく。

(3) 感染症対応活動マニュアル等の作成

災害時に、被災地内における感染症（ノロウイルスやインフルエンザ等）を未然に防ぐための活動内容を踏まえたマニュアルを作成し、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。また、マニュアルには、以下の内容を踏まえて作成する。

ア 防疫班の編成体制

イ 防疫活動の内容

ウ 防疫活動に必要な薬剤、機器、機材等の整備及び活用方法

エ 被災者等への情報発信のあり方

さらに、災害時には活動マニュアルを見ながらの対応は困難であるため、簡潔にまとめたマニュアルを別途作成するとともに、定期的な訓練を実施する。

6. 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図る。

第 19 節 防災関係機関等における業務継続計画

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第20節 受援計画

1. 受援計画の策定

町、県及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては、町及び県において次の事項について定めておくものとする。

(1) 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

（ア） 受援組織の設置

（イ） 受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

（ア） 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

（イ） タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

（ウ） 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入に必要な人員・資機材の確保等受入体制

2. 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄処理等相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣地方自治体に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

町は、平常時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入を想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1章に記載したように、本町における主な災害は大雨や台風による風水害であり、本章に記載する内容は基本的にはこれに対応するための計画であるが、熊本地震のような大規模な災害への対策も考慮する必要がある。

本章では災害一般での対応を記載することとし、地震の際に特に留意する必要があることについては第4章に別記する。

第1節 組織計画

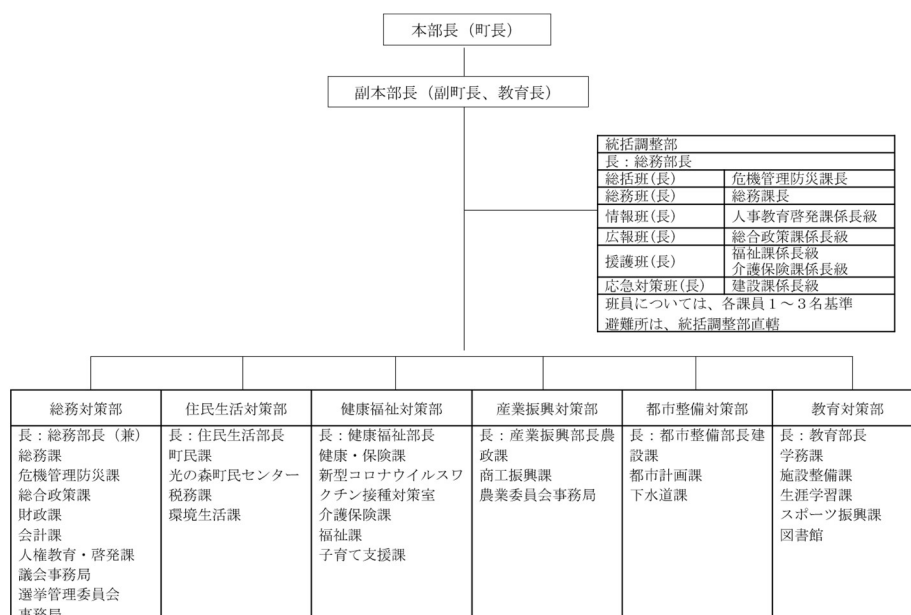
1. 菊陽町災害対策本部

菊陽町災害対策本部の組織及び編成等は「菊陽町災害対策本部条例」及び下記に定めるところによる。

(1) 本部長等

| 職 | 配置 | 職務 | 備考 |
|------------------|---------|--------------------------------|------------------------------------|
| 本部長 | 町長 | 災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 | 町長に事故があるときは、副町長、教育長、総務部長の順位で指揮を執る。 |
| 副本部長 | 副町長、教育長 | 本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 | |
| 統括調整部長 災害対策部長 | 部等の長 | 本部長の命を受け、統括調整部及び各対策部の事務に従事する。 | |

(2) 災害対策本部の編成（3次・2次配置体制）



3次配置体制は全職員、2次配置体制は各課長計画により担当職員を勤務させる。

ア 本部長は、災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とするときは、災害対策本部の設置を行うとともに活動体制を整えるための、指揮系統を確立する。

イ 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部対策会議を開催し、応急対策について協議する。

ウ 協議事項

- (ア) 災害予防及び災害応急対策に関する事項
- (イ) 自衛隊の派遣要請に関する事項
- (ウ) 災害救助法の発動に関する事項
- (エ) 業務継続計画（BCP）の発動その他の重要事項

エ 設置場所

設置場所の順位は、次のとおりとする。

- ①防災センター ②本庁舎 ③別館 ④中央公民館 ⑤図書館

オ 災害対策本部対策会議参加者（基準）

- (ア) 本部長、副部長
- (イ) 統括調整部長及び統括調整部長指名者
- (ウ) 各対策部長及び各対策部長指名者
- (エ) 本部長が必要と認める者

カ 各部の主要業務

(ア) 統括調整部

| 編成等 | 班長及び班員等 | 主 要 業 務 |
|--------|----------------------------|--|
| 統括調整部長 | 総務部長 | ○統括調整部各班の業務統制（優先すべき業務の指示）○本部長に対する報告項目・時期の統制○災害対策本部会議の司会・進行○統括調整部に対する応援要請の調整○本部長、副本部長行動予定表の作成調整○災害対策本部の設置・廃止に関する判断・報告 |
| 総括班 | 危機管理防災課長 危機管理防災課（3名） | ○気象等に関する情報の収集○本部会議の準備○本部長の指揮命令に関する準備○避難情報等の整理○消防団の召集・運用○救助部隊（警察・消防・自衛隊）の派遣要請、受入準備、活動調整 ○防災行政無線の運用○災害日誌及び災害記録○避難所の開設・運営に関する統制・調整 |
| 総務班 | 総務課長 総務課（1～2名） | ○職員招集（安否確認）○区長との連絡調整（情報収集） ○報道機関の取材対応○国・県からの視察対応、要望等の対応○国・県等に対する応援職員の派遣要請及び受入○庁内受援ニーズの把握○応援職員等に対する生活環境の確保 ○本部長指示等各対策部への伝達 |
| 情報班 | 人権教育・啓発課係長級 危機管理防災課（1名） | ○被害情報等の収集・集計・分析・報告○通信の維持・確保○物資調達○食料・生活必需品等のニーズの把握○物資の調整・ |

| | | |
|-------|--|---|
| | 人権教育・啓発課 (2名) | リスト管理○物資(支援物資含む。)の受入・配分調整○関係機関との調整 |
| 広報班 | 総合政策課係長級 総合政策課 (1～2名) | ○広報車等による住民への情報伝達○ホームページ、データ放送、SNSなどでの情報発信○災害写真の撮影・収集、災害記録の収集・整理 |
| 援護班 | 福祉課係長級 介護保険課係長級 福祉課(1名) 介護保険課(1名) | ○福祉避難所の開設及び運営調整○避難行動要支援者及び高齢者福祉施設に対する情報伝達○避難行動要支援者の避難及び避難誘導 |
| 応急対策班 | 建設課係長級 建設課 (1～2名) | ○各河川の水位情報収集○土砂災害発生(被害)情報の収集○道路に関する被害情報の収集及び応急処置に関する調整○土砂災害発生時の応急措置○道路交通規制の実施及び警察署との連携調整 |

(イ) 統括調整部直轄避難所班

| 班長 | 分掌事項等 |
|-------------------|--|
| 避難所班 各避難所係長クラス | <p>総務部G p (総務課、総合政策課、財政課、人権教育啓発課、議会事務局、会計課) 健康福祉部G p (健康・保険課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、介護保険課、福祉課、子育て支援課) 住民生活部G p (町民課、税務課、光の森町民センター、環境生活課) 教育委員会G p (生涯学習課、図書館、スポーツ振興課、学務課、施設整備課)</p> <p>①避難所の開設、運営 ②各G p 毎各避難所係長級1名を含む2名を配置、担任する避難所及び勤務時間は別途調整する。</p> |

(ウ) 各対策部

| 部 | 長 | 担当課 | 分掌事項 |
|-------|------|--|--|
| 総務対策部 | 総務部長 | 危機管理防災課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国・県関係機関及び警察・消防・消防団との連絡調整に関する事 2. 自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 3. 災害救助法の適用申請・事務処理に関する事 4. 避難所の開設・運用及び閉鎖の決定に関する事 5. 罹災証明書の発行に関する事(住家) 6. 被災証明書の発行に関する事 |
| | | 総務課 総合政策課 人権教育・啓発課 選挙管理委員会 議会事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 統括調整部、各対策部の応援に関する事 2. 職員の配置、動員の調整に関する事 3. 区長との連絡調整に関する事 4. 災害対応が長期に至った場合の勤務時間の統制に関する事 5. 動員職員の食糧確保に関する事 6. 職員の安否及び被害状況に関する事 7. 応急食糧の確保及び調達に関する事 8. 災害時の飲料水の確保及び供給に関する事 9. 行方不明相談所の設置に関する事 10. 県及び指定行政機関等に対する職員の派遣要請及びあっせん依頼に関する事 11. 災害対策従事職員(他機関からの応援者含む)の給与、その他に関する事 12. 広報及び報道機関との調整及び広報に関する事 13. 救助物資の集配の体制整備に関する事 14. 他部に属さない事項・本部長の指示する事項に関する事 |

| 部 | 長 | 担当課 | 分掌事項 |
|---------|----------|----------------------------------|--|
| | | 財政課 会計課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策経費の取りまとめに関する事 2. 災害経費の予算措置に関する事 3. 庁舎管理に関する事 4. 普通財産及び町有施設全般（学校、町営住宅、上下水道施設を除く。）の被害調査及び応急対策・復旧に関する事 5. 災害救助金の出納に関する事 6. 義援金・見舞金の出納、保管に関する事 7. 応急対策物品の購入に関する事 |
| 住民生活対策部 | 住民生活部長 | 町民課 光の森町民センター 税務課 環境衛生課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 愛玩動物の避難に関する事 ※令和5年整備予定 2. 外国人への対応に関する事 3. 被災者に対する町税の減免及び徴収猶予等に関する事 4. 住家の被害認定調査に関する事 5. 防疫（消毒活動）の実施に関する事 6. 死体の収容及び安置に関する事 7. 火葬施設に係る被害調査及び施設運営の調整に関する事 8. し尿の処理に関する事 9. 災害ごみ（がれき等）の収集運搬に関する事 10. 衛生材料の供給に関する事 |
| 産業振興対策部 | 産業振興対策部長 | 商工振興課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難場所の調整及び運営に関する事 2. 車中避難者の把握に関する事（商工業等） 3. 商工業に係る被害の調査及び収集に関する事 4. 生活必需品の調達及び配給に関する事 5. 物資の調達・リスト管理・受入・配分 6. 救援物資の輸送に関する事 7. 被害中小企業者に対する融資のあっせんに関する事 8. 罹災証明書の発行に関する事（事業所用） |
| | | 農政課 農業委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 農畜産物に係る被害調査及び収集に関する事 2. 被災地の病害虫の防除に関する事 3. 被災農家に対する融資のあっせんに関する事 4. 農道及び農業用施設（ため池を含む。）の災害予防及び災害応急対策に関する事 5. 林地、治山に係る災害予防及び災害応急対策に関する事 6. 町有林の災害予防及び災害応急対策に関する事 7. 林地、治山に係る被害調査及び応急対策に関する事 8. 災害復旧協定に基づく応援要請に関する事 9. 罹災証明書の発行に関する事（農林業に関する物） |
| 都市整備対策部 | 都市整備部長 | 建設課 都市計画課 下水道課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 2. 土木建設用機械等の調達及び運用に関する事 3. 道路、橋梁上の危険標識の設置及び通行止め並びに障害物の排除に関する事 4. 交通途絶時の迂回路の設定に関する事 5. 河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事 6. 災害復旧に係る建設業協会等との連絡、調整、指示に関する事 7. 応急仮設住宅建築に関する事 8. 災害建築資材の調達あっせんに関する事 9. 一時避難所（公園）の管理に関する事 10. 公園施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 11. 町営住宅の被害調査及び災害応急対策に関する事 12. 車中避難者の把握に関する事（管理駐車場） 13. 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査に関する事 14. し尿処理に関する事 15. 大津菊陽水道企業団との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の飲料水の確保及び供給に関する事 ・給水設備の保全及び応急修理に関する事 ・災害地における送配水管の維持管理に関する事 ・被災地域における緊急給水活動に関する事 ・上水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 |

| 部 | 長 | 担当課 | 分掌事項 |
|---------|--------|--|---|
| 健康福祉対策部 | 健康福祉部長 | 健康・保険課 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室 介護保険課 福祉課 子育て支援課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉避難所の調整及び運営に関する事 2. 避難所における健康管理に関する事 3. 被災者の栄養指導に関する事 4. 避難行動要支援者の救護活動等に関する事 5. 高齢者福祉施設、障がい者施設及び児童保育施設の被害調査及び情報収集に関する事 6. 町立保育所及び学童保育施設の復旧に関する事 7. 災害救助法に基づく諸対策に関する事 8. 医療機関及び保健医療調整本部等との連絡調整に関する事 9. 感染症予防に関する事 10. 医療品及び衛生資材の調達並びに供給に関する事 11. 避難所での性的被害防止に関する事 12. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連携調整に関する事 13. 救助物資の集配の体制整備に関する事 14. 義援金、見舞金等の受付配分及び輸送に関する事 15. 一時子供預かりに関する事 |
| | | 学務課 施設整備課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校施設の被害調査及び情報収集に関する事 2. 町立学校の施設復旧に関する事 3. 応急教育施設の確保に関する事 4. 児童及び生徒の応急教育対策に関する事 5. 教材・学用品の調達・配給に関する事 6. 児童及び生徒の安全避難対策に関する事 7. 給食施設及び供給体制等の被害状況の把握に関する事 8. 児童及び生徒の保健衛生に関する事 9. 避難所（学校施設）の調整・運営及び鍵の保管に関する事 |
| 教育対策部 | 教育部長 | 生涯学習課 スポーツ振興課 図書館 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設及び社会体育施設等の被害調査・情報収集に関する事 2. 社会教育団体等との連絡調整に関する事 3. 社会教育施設及び社会体育施設等の復旧に関する事 4. 文化財の被害調査に関する事 5. 避難所（社会教育施設）の調整・運営及び鍵の保管に関する事 |

カ 現地災害対策本部

本部長が災害対策上、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

(3) 第1次配置体制（警戒本部）

| 長 | 編 成 | | 人 員 | 主 要 業 務 等 |
|------|--------------------------|-----------------------------|-----|---|
| 総務部長 | 総括班 長：危機管理防災課長 | 危機管理防災課 | 4 | ①警戒本部業務の統括②対策本部開設準備③高齢者避難発令④避難所開設見積⑤県庁等との調整 |
| | 総務班 | 総務課 | 2 | ①職員招集②区長との連絡③受援見積④町民対応⑤町民広報、マスコミ対応 |
| | 消防班 | 本部機動隊 | 2 | ①総括・総務班の支援②消防団予備 |
| | 事業課班 長：係長級 | 都市整備部 産業振興部 | 5 | ①災害応急措置②必要により人員を増強 |
| | ☆避難所班 長：各避難所係長級 | 第3（2）配置体制における統括調整部直轄避難所班に同じ | | |
| | ☆援護班 長：福祉課長 介護保険課長 | 福祉課1 介護保険課1 | 2 | ①福祉避難所との調整②避難行動要支援者への処置 |

※状況により配置する職員を指定することができる。（自宅待機含む）

凡例 ☆：避難所開設時等必要により編成する。

(4) 情報収集（地震）、注意報（風水害）体制

| 長 | 編 成 | 人 員 | 主要業務 |
|----------|----------|-----|--|
| 危機管理防災課長 | 危機管理防災課2 | 3 | ①情報の収集 ②関係職員への連絡 ③警戒本部設置準備 ④軽易な応急対応 |

※状況により配置する職員を指定することができる（自宅待機含む）

第2節 職員配置計画

災害が発生するおそれ、又は発生した場合に備えて、防災関係機関並びに町は、災害対応等の業務を適切に行うための業務継続計画（BCP）に基づき行動することを基本とし、災害応急措置職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1. 職員配置体制の整備

(1) 職員への周知徹底

災害応急措置等を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動できるようにあらかじめ体制・担当事務・及び職員待機要領を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

なお、各対策部等における所掌事務は第3章第1節「組織計画」に定めるとおりとする。

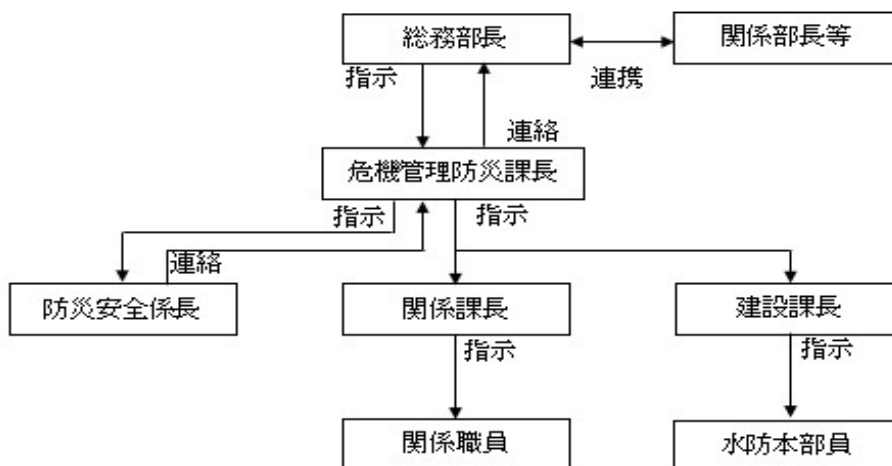
(2) 職員の招集・責務

ア 総務部長は、必要に応じ、災害情報を検討するため、関係課長等を招集する。また、災害情報の収集及び災害応急対策措置推進のため、職員の待機、参集、配置又は活動について指示する。

イ 災害関係課長等は、所属職員の一部又は全部を指揮監督する。また、災害応急対策に従事、活動し得る体制を整えておくものとする。職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集体制、参集順位、連絡方法について具体的に計画しておくものとする。

ウ 職員等は、災害情報を入手した場合は、すすんで所属の上司と連絡を取り、又は自らの判断で参集し、災害応急対策に従事するものとする。また、道路の遮断や公共交通機関等の不通により、直ちに登庁出来ない場合は、所属長へその旨連絡し、指示を仰ぐものとする。

エ 職員配置の基準に関わる気象情報の伝達及び職員配置の指示系統



(3) 職員の招集・安否確認方法

職員の招集又は安否確認に当たっては、最も迅速かつ的確な方法（電話、メール、SNS等）によるものとする。

(4) 発災時の即報

「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」を遵守して、国、県との協力を図る。即報を必要とする基準に留意する。例を次にあげる。

- ・死者が3人以上生じたもの
- ・死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- ・町区域内で、震度5強以上を記録した地震
- ・報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

2. 職員の配置

(1) 地震発生時

| 基準 | 区分 | 体制 | 主な活動内容 |
|--|-------------------------|----------------|---|
| 震度4未満 | 情報収集体制 必要により災害警戒本部設置 | | ・地震情報伝達・被害情報収集 |
| 震度4 | 第1次配置体制 | 災害警戒本部 自動設置 | ・(上記活動) ・収集情報等に基づく状況分析(会議)の実施 ・応急対策等の対応(必要により協定団体等への協力依頼) ・第2次配置体制への移行検討 |
| ①震度5弱 ②南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 ③長周期振動階級3が発表された場合 | 第2次配置体制 | 災害対策本部 自動設置 | ・(上記活動) ・災害復旧の対応 ・各課長計画により関係職員は勤務 ・第3次配置体制への移行検討 |
| ①震度5強以上 ②長周期振動階級4が発表された場合 | 第3次配置体制 | | |

(2) その他の災害

| 基準等 | | 区分 | 体制 | 主な活動内容 |
|----------------------|--|------------------------|----------|---|
| 災害発生 の恐れがある 場合 | 雨季における ①大雨注意報 ②洪水注意報 | 注意報体制 必要により災害警戒本部設置 | | ・雨量河川水位情報等及び被害情報の収集 |
| | ①各種警報 (暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪) ②火山噴火予知情報 ③災害発生が危惧される異常気象 ④その他、町長が必要と認め指示したとき | 第1次配置体制 | 災害警戒本部設置 | ・(上記活動) ・収集情報等に基づく状況分析(会議)の実施 ・応急対策等の対応(必要により協定団体等への協力依頼) ・第2次配置体制への移行検討 |
| 災害発生時 | ①特別警報(地震に関する警報除く) ②災害が既に発生している又は、発生が予想され、本部を設置して応急対策を行う必要がある場合 ③局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合 | 第2次配置体制 | 災害対策本部設置 | ・(上記活動) ・災害復旧の対応 ・各課長計画により担当職員は勤務 ・第3次配置体制への移行検討 |
| | ①広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ②本部長が第3次配置体制を指示した場合 | 第3次配置体制 | | |

※町内での突発重大事故(大規模な航空機災害、旅客列車等鉄道災害道路災害)発生時、消防機関等だけでは対応困難であると町長が判断した場合も準用する。

3. 被災市町村等への職員派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等に

よる支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

これら被災市町村等への応援職員の派遣は、町職員にとって人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

4. 職員の安全確認・健康管理等

町及び県は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置、設備等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

なお、災害対応を担う職員のため、飲料水や食料を確保することとする。

第3節 応援要請計画

町及び県等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1. 関係機関との相互連絡

大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、菊陽町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

2. 関係機関への要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、町長は、地方自治法第252条の

17 並びに災害対策基本法第 29 条の規定により他の地方公共団体又は国の機関の職員の派遣を要請することができ、また、災害対策基本法第 30 条の規定により職員の派遣の斡旋を求めることができる。

(1) 県への応援又は職員斡旋の要請

県に対して応援又は職員の斡旋を要請する場合は、当町を管轄する県出先機関を經由して県庁関係部課に要請するものとする。

(2) 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（令和 3 年 5 月 25 日）に基づき、相互に応援を行うものとする。

(3) 熊本県消防相互応援協定等に基づく応援要請

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。応援の要請は、「熊本県消防相互応援協定」及び「九州自動車道等における消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

(4) その他の応援要請

その他の応援要請については、締結している各協定（第 2 章第 2 節応援体制の整備参照）に定められた方法により、災害の規模、被災の状況、復旧・復興活動の状況に応じて要請する。

3. 応援の受入に関する措置

本節の定めるところにより、各防災関係機関が他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

(1) 職員の受入

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第 252 条の 17 並びに災害対策基本法第 32 条の規定により、災害時における派遣職員の円滑な受入を図り、別途定める受援計画により応急措置の実施促進を図る。

(2) 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第 32 条の規定により、町は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示（昭和 51 年 3 月自治省告示第 118 号）によるものとする。

(3) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

ア 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第 18 条による。

イ 県及び他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、地方自治法第 252 条の 17 第 3 項による。

(4) その他の経費負担

その他、応援にかかる費用負担については、各協定に定めがある場合はそれに従い、定めがない場合はその都度協議する。

4. 応援・受援体制の整備

町、県及び防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平常時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入を想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

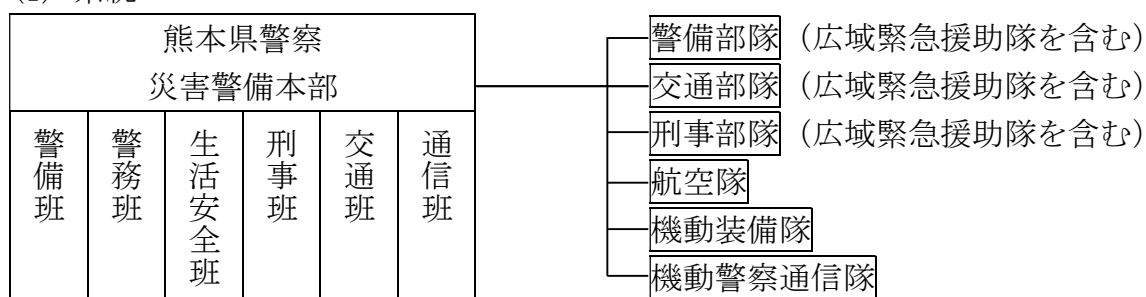
第4節 災害警備計画（県警察本部）

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産を保護し、災害の拡大等を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の防止、交通の規制等の応急対策を実施する県警察本部と、連携を密にするものである。

発災時は、熊本県災害警備本部が設置されるため、県計画第3章第3節を参照する。

1. 組織系統

(1) 系統



(2) 災害警備本部の編成及び分掌事務は県計画別冊資料編のとおりとする。

2. 災害時における警備体制及び活動内容

災害に対処する警察の警備体制及び活動内容は、次のとおりである。

| 種別 | 時期 | 活動内容 |
|------|--|--|
| 準備体制 | 気象情報その他から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警備準備室の設置 2. 関係機関との連絡 3. 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 4. 通信の確保 5. 住民に対する事前広報 6. 装備資機材の整備 |
| 警戒体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 風水害に関する警報が発せられた場合。 2. 津波注意報が発せられた場合。 3. 震度4以上の地震が発生した場合 4. 火口周辺警 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害警備対策室の設置 2. 警備要員の招集 3. 航空隊の待機 4. 関係機関との連絡 5. 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 6. 被害調査 7. 救助活動の把握と措置 8. 避難状況の把握 9. 装備資機材の配分、補給及び整備 10. 避難の指示及び誘導 |

| 種別 | 時期 | 活動内容 |
|------|--------------------------------------|--|
| | (噴火警戒レベル3(入山規制))が発せられた場合 | 11. 交通秩序の維持 12. 通信の確保 |
| 非常体制 | 風水害、地震等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 | 1. 災害警備本部の設置 2. 連絡員の派遣 3. 応援派遣部隊の編成及び派遣 4. 関係機関との連絡 5. 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 6. 被害調査 7. 救助活動の把握と措置 8. 避難状況の把握 9. 行方不明者の捜索及び手配 10. 装備資機材の配分、補給及び整備 11. 広報体制の確立及び広報活動 12. 交通秩序の維持 13. 犯罪の予防及び検挙 14. 通信の確保 15. その他大規模災害警備活動に必要な措置 |

3. 事故災害

多数の死傷者を伴い、又は伴うおそれがある事故災害については、関係規定により対応する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画（陸上自衛隊第8師団）

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1. 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条及び同法施行令第105条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- ① 知事
- ② 第十管区海上保安本部長
- ③ 熊本空港事務所長

2. 災害派遣要請の基準

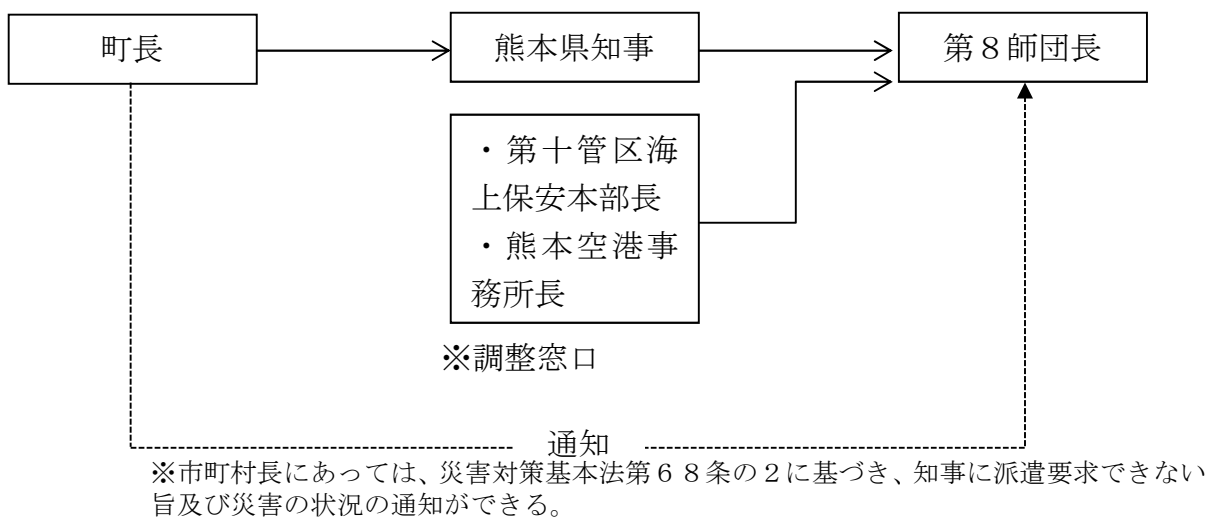
知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、それぞれの所管に応じて災害派遣を要請することができる。

この際、特に次の点について留意すること。

- (1) 公共性
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。
- (2) 緊急性
さし迫った必要性がある。
- (3) 非代替性
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

3. 災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報（知事においては、町長からの要求を含む。）等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は、第8師団長に対して行うものとする。



4. 災害派遣要請に含める事項

知事等が第8師団長に対し、災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても、最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

5. 災害派遣の要請手段

- (1) 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

6. 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- ① 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出・救助
- ② 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- ③ 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- ④ 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物質の輸送
- ⑤ 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- ⑥ 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- ⑦ 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水

- ⑧ 給食：炊事車による炊飯（温食）
- ⑨ 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- ⑩ 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

7. 自衛隊の災害派遣要請に関する細部事項

(1) 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

| 機関 | 連絡窓口 | 電話番号 |
|-----------------------|-------------------|------------------------------------|
| 陸上自衛隊 第8師団司令部 | 第3部防衛班 師団運用室 | 096-343-3141 内線 3237 夜間 内線 3299 |
| 海上自衛隊 佐世保地方総監室 | 防衛部第3幕僚室 運用作業室 | 0956-23-7111 内線 3225 夜間 内線 3222 |
| 航空自衛隊 西部方面航空隊司令部 | 防衛部運用2班 指令部当直 | 092-581-4031 内線 2334 夜間 内線 2850 |
| 熊本県庁 | 危機管理防災課 | 直通 096-333-2115（防災センター213-1000） |
| 熊本空港事務所 | 総務課 | 096-232-2853 |
| 第十管区海上保安本部 三角海上保安部 | 警備 救難課 | 096-452-4999 |

(2) 各自衛隊の担任区分

| 自衛隊別 | 担当地域 |
|---------------|--|
| 陸上自衛隊 第8師団 | 第42即応機動連隊 熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、 宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、 阿蘇郡、玉名郡 |
| | 西部方面特科連隊 八代市、人吉市、水俣市、天草郡、八代郡、球磨郡、 芦北郡 |
| 海上自衛隊佐世保地方隊 | 熊本県全域 |
| 航空自衛隊西部航空方面隊 | 熊本県全域 |

(3) 第8師団の保有機材

| 種類 | 数量 | 備考 | |
|----------|-------|--|----------------|
| 小型ドーザー | 13台 | 積載人員 20人/隻 1時間：7,000 ㍓の給水可能 1時間：100人/セット入浴可能 | |
| バケットローダー | 1台 | | |
| 渡河ボート | 6隻 | | |
| 浄水セット | 4セット | | |
| 入浴セット | 2セット | | |
| ダンプ | 約10台 | | |
| 中型トラック | 約150台 | | |
| 大型トラック | 約230台 | | |
| 炊事車1号 | 約50台 | | 1台で同時200人分炊飯可能 |

| 種類 | 数量 | 備考 |
|------------------------|---------------|-----|
| 中型ヘリコプター 1 t 水トレーラー | 4 機 約 50 台 | 輸送等 |

(4) 派遣部隊等に対する処置

自衛隊派遣に対し、受入市町村は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。

ア 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。

イ 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼すること。

ウ 自衛隊の作業に対し、関係市町村当局及び地域住民は積極的に協力すること。

エ 災害地における作業に関しては、市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。

オ 連絡幹部等の受入にあたっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。

カ 人命救助活動については、自治体が一元的な調整及び統制を行う。

(5) 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については次のとおりとする。

ア 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き市町村において準備することとする。

イ 災害救助又は復旧作業後等に使用される材料及び消耗品類は、全て受入市町村において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は全て受入市町村に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受入市町村においてでき得る限り返品又は弁償しなければならないこと。

(6) ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出又は救援物資の空輸を円滑にするためのヘリコプター発着場設置基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 地表面は、平坦でよく整理されていること。

イ 回転翼の回転によって砂じん等が上がらないような場所を指定すること。

ウ ヘリコプターの進入区域 50m以内に高さ 5 m以上の障害物がないこと。

エ 発着場の所要地積

| 機種 | 昼間 | 夜間 |
|------------------|-----------|-----------|
| 中型ヘリコプター (10 人乗) | 直径 50m | 直径 75m |
| 大型ヘリコプター (40 人乗) | 100m×100m | 100m×100m |

(7) 地上と航空機との交信

災害派遣時に通信が途絶した状況下において、航空機との交信は次によるものとする。

ア 地上から航空機に対する信号の種類

| 標旗又はライトガン(強カライト)の区分 | 要望事項 |
|---------------------|------------------|
| 青旗又はライトガン(強カライト) 青 | 航空機は、着陸又は隊員を卸下せよ |
| 赤旗又はライトガン(強カライト) 赤 | 航空機は、着陸の必要はない |

地上からの信号には、1辺1mの正方形の布又はライトガン(強カライト)を使用し、着陸地点近傍で上空の航空機から識別容易な場所及び角度で大きく振る。また、ライトガン(強カライト)を使用する場合は、航空機に向かってライトを照射するものとする。

イ 地上からの信号に対する航空機の回答要領

| 事項 | 航空機の行動 |
|----|-----------------------------------|
| 了解 | 機体を左右交互に傾斜させるか又は着陸灯の点滅(10秒以上) |
| 不可 | 蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)又は着陸灯の点滅(約1秒、数回) |

ウ 航空機から地上に対する信号

航空機は、地上から識別可能なように機体信号及び着陸灯を点灯するものとする。

| 区分 | 航空機の行動 |
|-----------------------|--|
| 航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下する。 | 航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下したい地点の上空で旋回を繰り返す又は、着陸灯を点灯し、旋回を繰り返す |

エ 航空機に対する着陸の要求

航空機を着陸させる場合は、着陸地点の飛散物等を除去し、直径約10mのHを標示するものとする。

(8) 経費の負担区分等

ア 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の市町村の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町村が協議して定めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- ② 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金
- ③ 宿泊施設の汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資材等の費用

イ その他

その他必要な事項については、知事等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

◎へりの派遣要請をした場合の菊陽町における発着予定地

| | 発着予定地 | 住所 | 予定地面積 | 備考 |
|----|------------------------|-------------------|-------------------------------------|--|
| 1 | 菊陽南小学校校庭 (へりサイン有) | 大字曲手 397 | 60×70 (4,200 m ²) | 北側に校舎 西側に体育館 |
| 2 | 菊陽北小学校校庭 (へりサイン有) | 大字原水 4652 | 50×80 (4,000 m ²) | 北側に校舎 周囲にナイター設備 |
| 3 | 菊陽西小学校校庭 (へりサイン有) | 大字原水 5666-40 | 70×160 (11,200 m ²) | 東側に校舎 |
| 4 | 武蔵ヶ丘北小学校校庭 (へりサイン有) | 武蔵ヶ丘北 3丁目 5番2号 | 50×90 (4,500 m ²) | 西側に校舎 南側に西部町民センター |
| 5 | 武蔵ヶ丘小学校校庭 (へりサイン有) | 武蔵ヶ丘北 1丁目 2番1号 | 70×80 (5,600 m ²) | 北側に校舎 東側に 5F 建県営住宅 南側に高压線 (西側より進入可) |
| 6 | 菊陽中学校校庭 | 大字久保田 2563 | 140×155 (21,700 m ²) | 東側に校舎 |
| 7 | 武蔵ヶ丘中学校校庭 | 光の森 1丁目 3518 | 56×150 (8,400 m ²) | 北西に校舎 周囲にナイター設備 |
| 8 | 町民総合運動場 | 大字久保田 2786 | 141×115 (18,000 m ²) | 東側に役場庁舎 周囲にナイター設備 |
| 9 | 菊陽杉並木公園 スポーツ広場 | 大字原水 5308-1 | 200×160 (32,000 m ²) | 4方向管理用道路 |
| 10 | 菊陽町光の森防災広場 | 光の森 3丁目 2番 2 | 107×103 (11,021 m ²) | 3方向町道 1方向緑道 西側に武蔵ヶ丘中学校 |

第6節 緊急消防援助隊受援計画

大規模災害等時において、迅速に人命救助活動を行い、被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保護と社会公共の福祉増進を図るためには被災地外からの応援が大変有効である。そのため全国の消防機関が協力して、高度な資機材を保有し、訓練を積んだ緊急消防援助隊をあらかじめ消防庁に登録している。

大規模災害発生時においては、必要に応じて、県を通じて消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求める事態に備えて円滑に活動できる体制の確保を図るものとする。

菊池広域連合消防本部においては、「熊本県広域消防応援基本計画に基づく応援計画・受援計画」を定めている。

1. 出動要請

ア 要請基準

町長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

- (ア) 大規模火災及び災害の多発により、消防活動の困難が予想される災害の場合
- (イ) 隣接市町村に被害が拡大するおそれがある災害の場合
- (ウ) 町長が、広域の消防力をもってしても、災害に対処できないと判断したとき
- (エ) その他、町長が応援部隊の出動を必要と判断したとき

イ 要請手続・連絡事項

応援要請する場合、別記様式1-2に記載する事項の他、次にあげる事項において、連絡する。

- (ア) 応援部隊の集結場所、当該地への応援可能ルート等
- (イ) ヘリコプターの離発着場所、位置等
- (ウ) その他

また、町長は、緊急消防援助隊の要請を行った場合は、菊池広域連合消防本部消防本部長へ連絡するものとする。

2. 菊陽町応援等調整本部

(1) 菊陽町応援等調整本部の設置

町長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、菊陽町での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せ菊陽町応援等調整本部を設置するものとする。

(2) 本部の構成員

応援等調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けたもの、菊池広域連合消防本部職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、又は県内広域応援消防隊の代表とし、町長を本部長とする。

(3) 実施内容

菊陽町応援等調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し次の事項を実施する。

- ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関する事。
- イ 関係機関との連携調整に関する事。
- ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関する事。
- エ その他必要な事項に関する事。

3. 熊本県応援活動調整本部への派遣

菊陽町を含む複数の市町村が被災し、熊本県応援活動調整本部が設置された場合は、町長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

4. 集結場所への誘導

県内・外消防本部の応援部隊の集結場所までの誘導については、高速道路、主要道路出入口に、消防署員、消防団員を配置する。

5. 応援部隊への情報提供

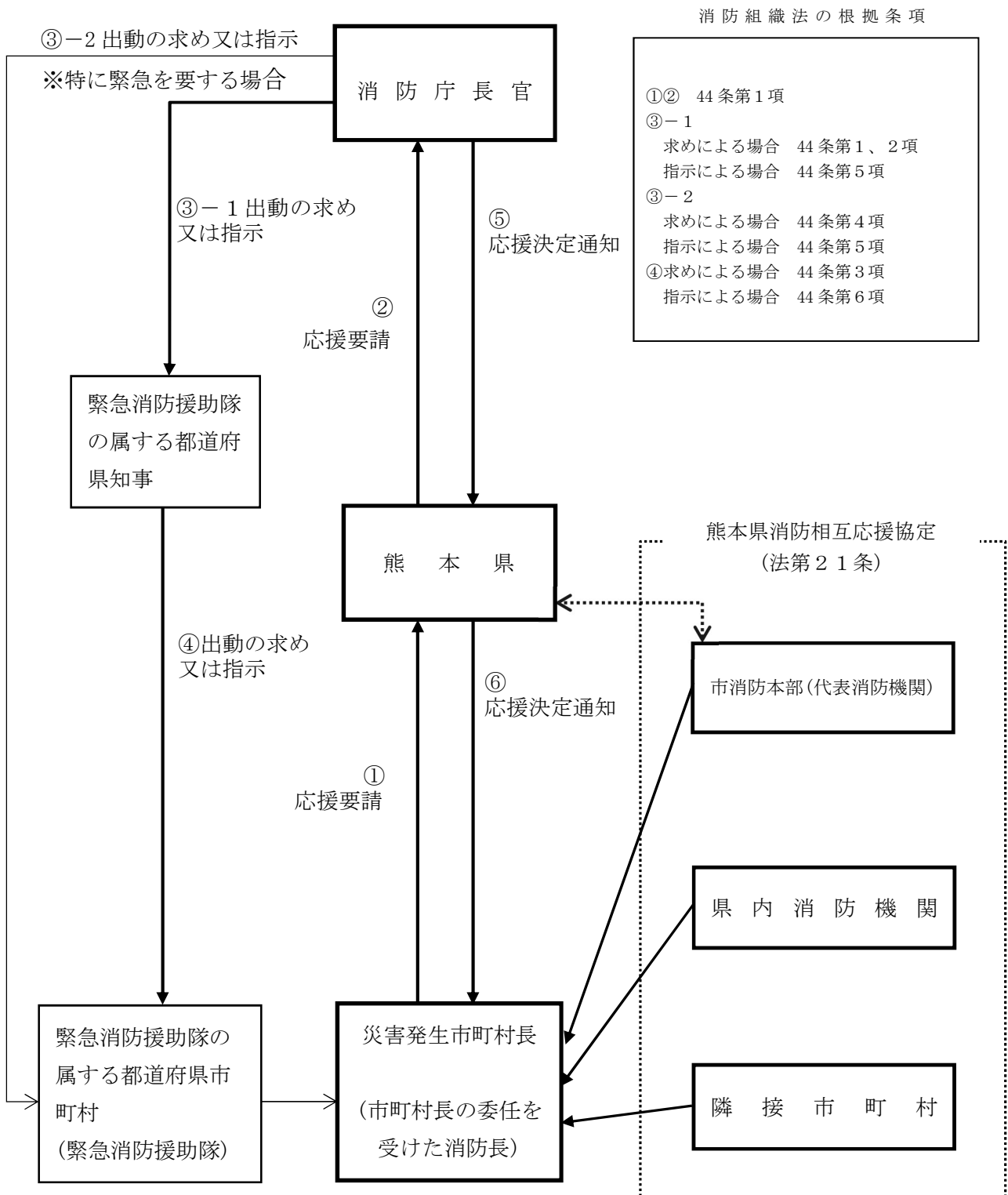
町長は、効果的な災害活動を図るため、応援部隊に対し、次にあげる事項について、指示又は情報提供を行うものとする。

- ・災害発生日時、場所
- ・災害の種別及び状況
- ・活動中の消防部隊名及び隊数
- ・活動方針及び活動地域水利の状況
- ・使用無線の種別
- ・現場指揮者及び連絡担当者
- ・災害現場への到着ルート及び道路状況
- ・宿营地場所
- ・その他応援部隊の活動に必要な事項

6. 応援活動終了

町長は、災害状況の推移により応援部隊の必要がないと判断したときは、速やかに応援活動の終了を指揮支援部隊長等に指示するものとする。町長は、災害活動の必要がないと判断したときは、菊陽町応援等調整本部を解散するものとする。

緊急消防援助隊応援要請系統図



緊急消防援助隊応援要請連絡票

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

| | | | |
|---------|--------------|------------|--|
| ※いずれかに● | 応援等の要請 | 増隊要請 (第 報) | |
| 送信時間 | 〇〇 年 月 日 時 分 | | |

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

| | | |
|-----------|---------------|------|
| 災害発生日時 | 〇〇 年 月 日 時 分頃 | |
| 災害発生場所 | 都道府県 | 市区町村 |
| 応援等要請日時 | 〇〇 年 月 日 時 分 | |
| 災害の状況 | | |
| 活動を要望する地域 | | |
| 要望する活動 | | |

・必要な都道府県大隊

| 対 象 ※いずれかに● | 出動可能な全隊 | 一部の指定した隊 ※下記に指定する隊 |
|-------------|---------|--------------------|
| 編成に係る連絡事項 | | |
| 必要な隊、資機材 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

| 部隊名 | | 連絡事項 |
|------------------|----------|------|
| 指揮支援部隊 | 統括指揮支援隊 | |
| | 指揮支援隊 | |
| | 航空指揮支援隊 | |
| 航空部隊 | 航空小隊 | |
| | 航空後方支援小隊 | |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 | | |
| NBC災害即応部隊 | | |
| 土砂・風水害機動支援部隊 | | |

<連絡責任者>

| | | | |
|---------|--|----------|--|
| 担当課室 | | 氏 名 | |
| NTT回線電話 | | NTT回線FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星FAX | |

第7節 気象予警報伝達計画

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という）を住民に迅速、かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 予報等の定義

この計画において、気象及び地象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

警報とは、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するため行う予報をいう。

注意報とは、災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準

| | 種類 | 発表基準 |
|------|---------|--|
| 特別警報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 |
| | 大雪特別警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 警報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |

| | 種類 | 発表基準 |
|-----|--------|--|
| | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 |
| | 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 雷注意報 | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |
| | 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 |
| | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 着氷注意報 | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき |

| | 種類 | 発表基準 |
|--|-------|---|
| | | に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 着雪注意報 | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 |
| | 霜注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。 |
| | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生するおそれがあるとき、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 |

(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生危険度の危険度を示す指標。土壌雨量指数基準は、1 km格子毎に値を設定し、基準の最低値を示している。

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに、予告的に発表する情報。

イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、警報や注意報などを行っている場合などに、警報・注意報を補完するための情報。

ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「危険」(紫)に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて、熊本地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

ア 火災気象通報を行う基準

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想

される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(4) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(5) 指定河川（白川）洪水予報の発表基準

白川の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川洪水予報の種類は、次のとおりである。

| 種類 | 発表基準 |
|------------------------------------|---|
| 氾濫注意情報（洪水注意報） （警戒レベル2相当情報 [洪水]） | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。 |
| 氾濫警戒情報（洪水警報） （警戒レベル3相当情報 [洪水]） | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき |
| 氾濫危険情報（洪水警報） （警戒レベル4相当情報 [洪水]） | 基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき |
| 氾濫発生情報（洪水警報） （警戒レベル5相当情報 [洪水]） | 氾濫が発生したとき。 |

(6) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については国土交通省の出先機関の長（菊池川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については知事が、水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(7) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震振動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震振動階級4以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るこ

とを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない（平成28年熊本地震においても本町では間に合わなかった）。

(8) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(9) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に発表する。

(10) 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

2. 予警報等の伝達系統

(1) 気象等の特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については関係機関が、注意報の種類、又は時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。

なお、町及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

次の種類の警報・注意報の伝達系統は119ページのとおりである。

ア 特別警報...暴風、暴風雪、大雨及び大雪特別警報

イ 警報...暴風、暴風雪、大雨、大雪及び洪水警報

ウ 注意報...風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷(雪)、融雪及びなだれ注意報

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達系統は120ページのとおりである。

(3) 火災気象通報及び火災警報

火災気象通報の発令解除及び火災警報の伝達系統は121ページのとおりである。火災警報は、町長が、火災予防上危険であると認めるときに発令するものとする。

(4) 白川洪水予報の伝達系統は121ページのとおりである。

(5) 水防警報の伝達系統は122ページのとおりである。

3. 気象予警報等の取扱い

(1) 町における措置

町長は、熊本地方気象台から特別警報・警報・注意報が通報されたときは、速やかに住民に徹底するように努めるものとする。

このうち、特別警報については、防災行政無線等により速やかに住民に情報を伝達す

るとともに、最大級の警戒を行い、災害即応体制の確立に努めるものとする。

(2) 気象防災アドバイザーの活用

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適時適切な判断を行う。

4. 予警報等伝達責任者

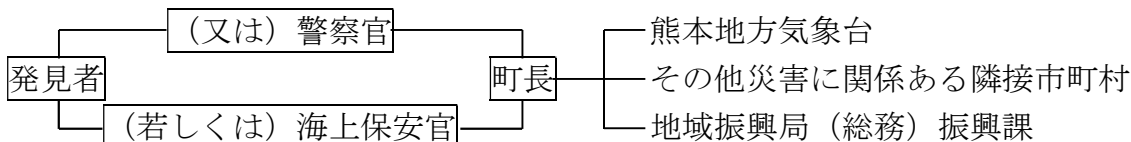
特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速かつ適確にして実施するため、町長は次の基準によって予報伝達責任者を定めておくものとする。ただし、注意報は必要に応じて伝達するものとする。

- (1) 危機管理防災課職員の内から 1 名
- (2) 建設課職員の内から 1 名
- (3) 農政課職員の内から 1 名（ただし、霜注意報及び低温注意報のみ）

5. 異常発見時における措置

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により、町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。（災害対策基本法第 54 条）
- (2) ここにいう異常現象とは、県計画に掲げる自然現象をいう。
- (3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

ア 系統



イ 通報の方法

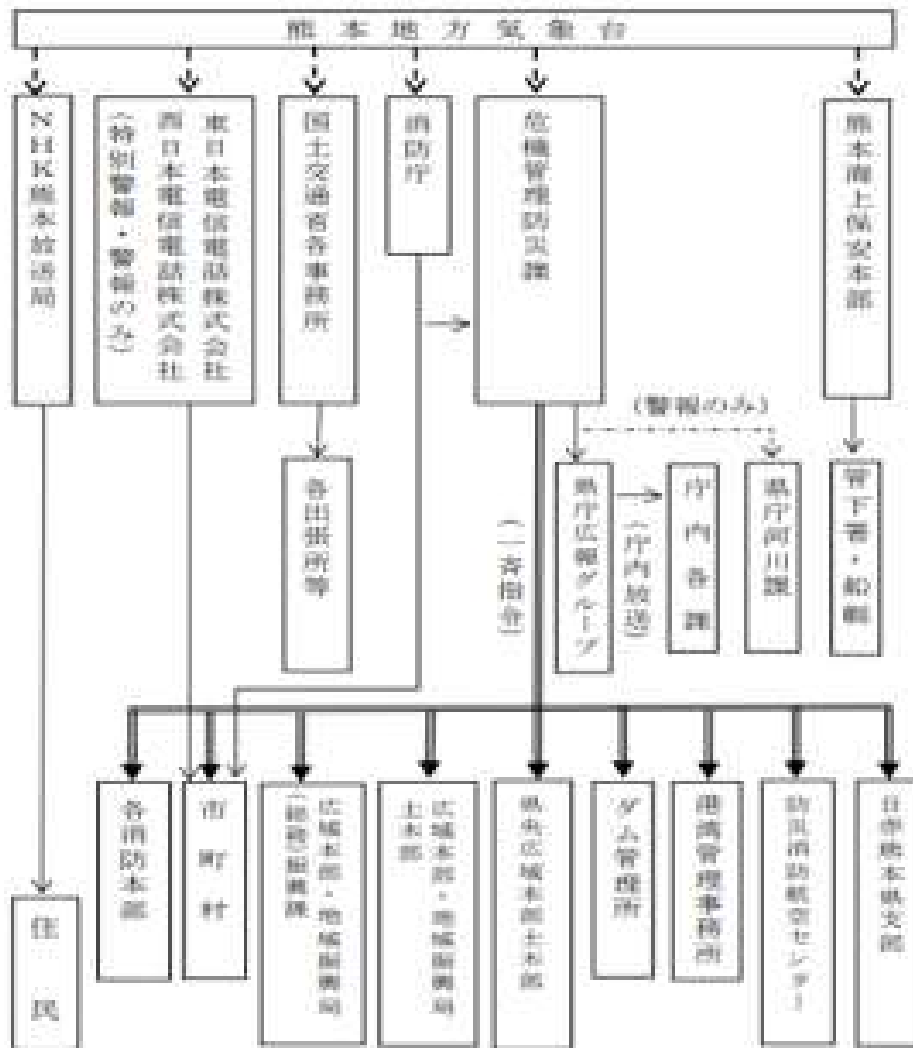
町長より熊本地方気象台に対する通報は、公衆電報及び電話によることを原則とする。ただし、地震に関する事項については、文書によるものでもよい。

6. 気象等伝達についての応急措置等

- (1) 火災の発生その他の事情により、気象等の伝達について、2 及び 3 に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、注意報及び警報を町民に周知させるための措置を講ずることとする。
- (2) 気象業務法第 15 条に基づく N T T 西日本から市町村長あての警報の伝達は、警報文（たとえば、“警報発表暴風です”）のみの伝達で、詳細は伝達されない。したがって、市町村はラジオ等を整備し、気象台が発表する予報、注意報、警報等の内容に注意するよう努めるものとする。

気象予警報等の伝達系統

(1) 警報・注意報の伝達系統

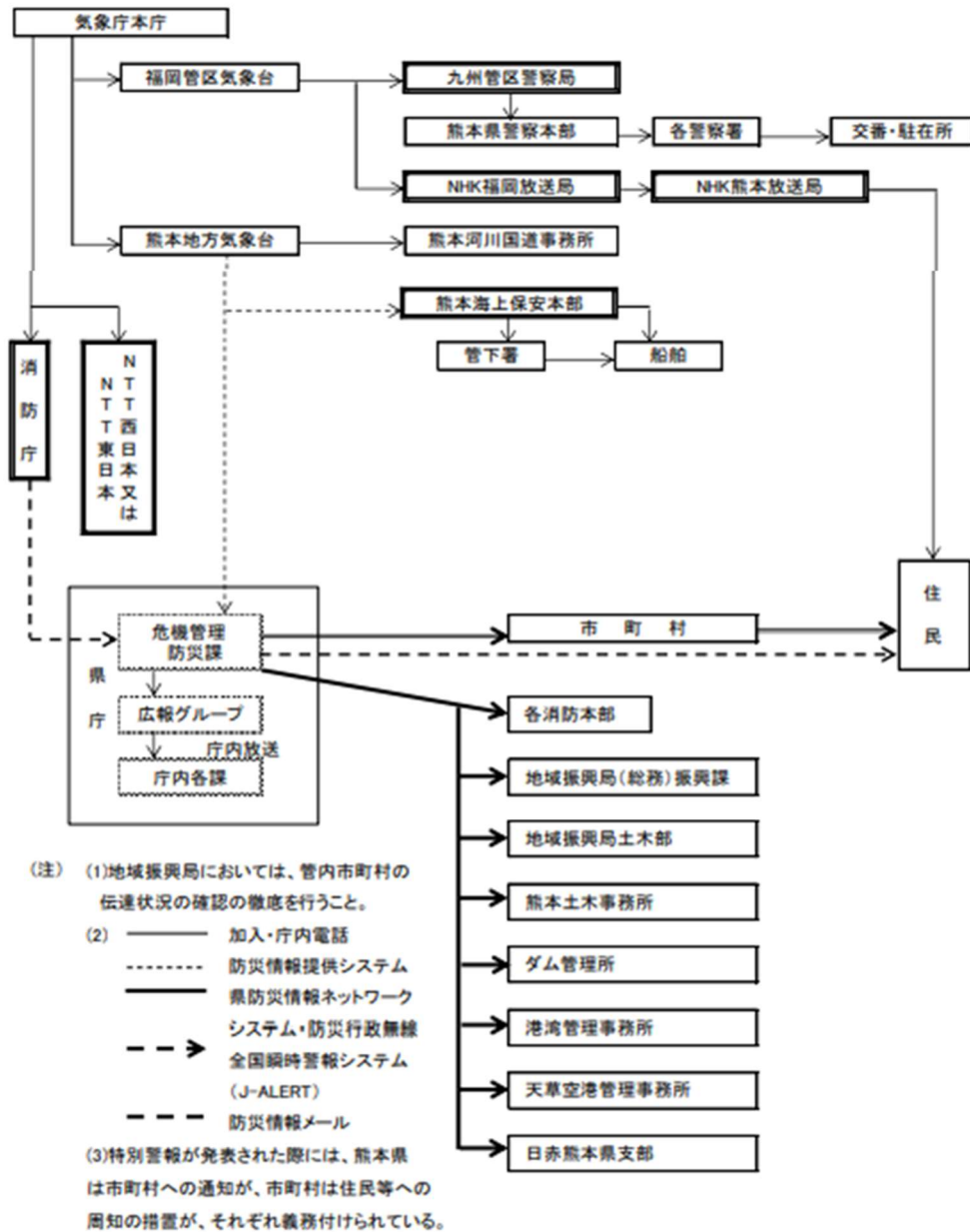


(注) (1)地域振興局及び県央広域本部土木部においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行うこと。

(2) ——— 加入電話・庁内電話 ——— 防災情報ネットワーク
 - - - - 法定伝達先 ······· 防災行政無線

(3)特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知措置が、それぞれ義務付けられている。

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達系統

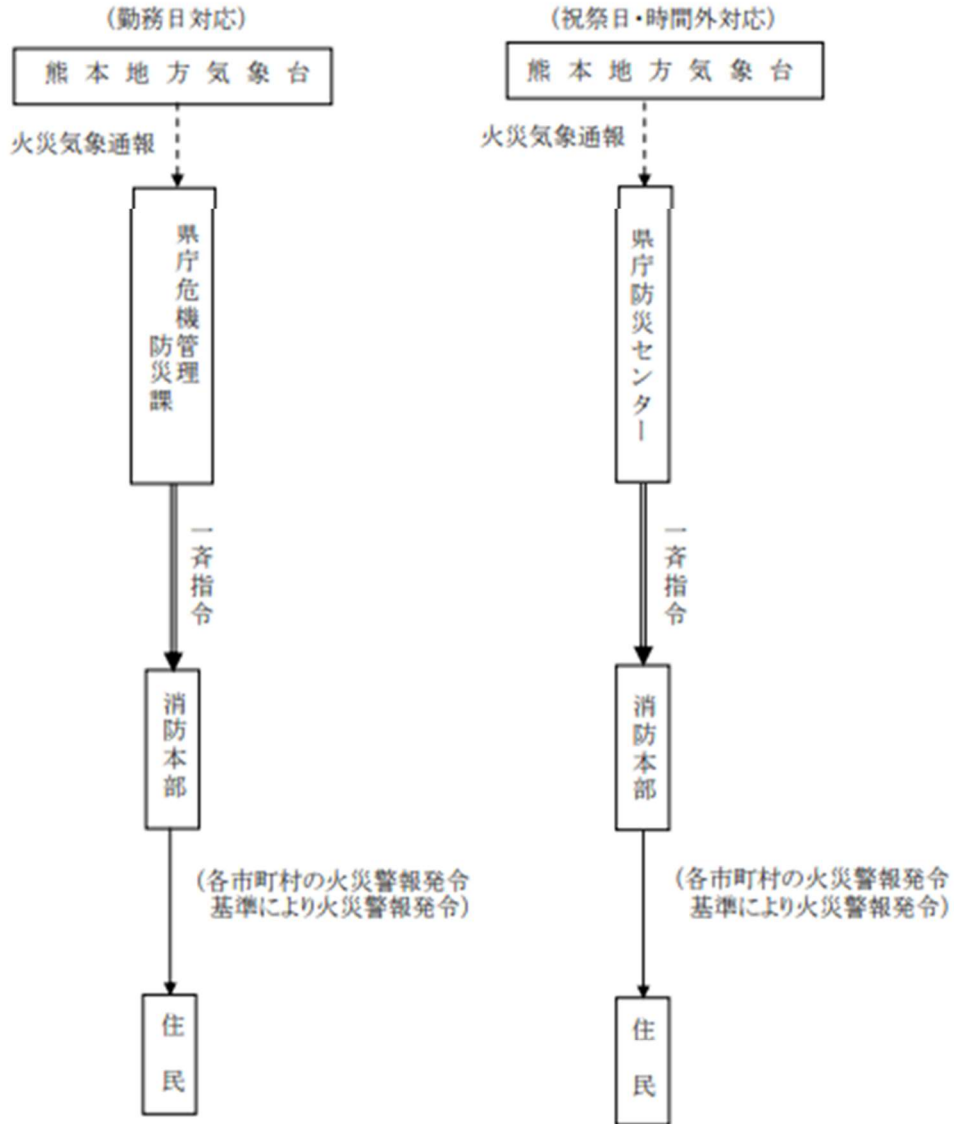


(注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

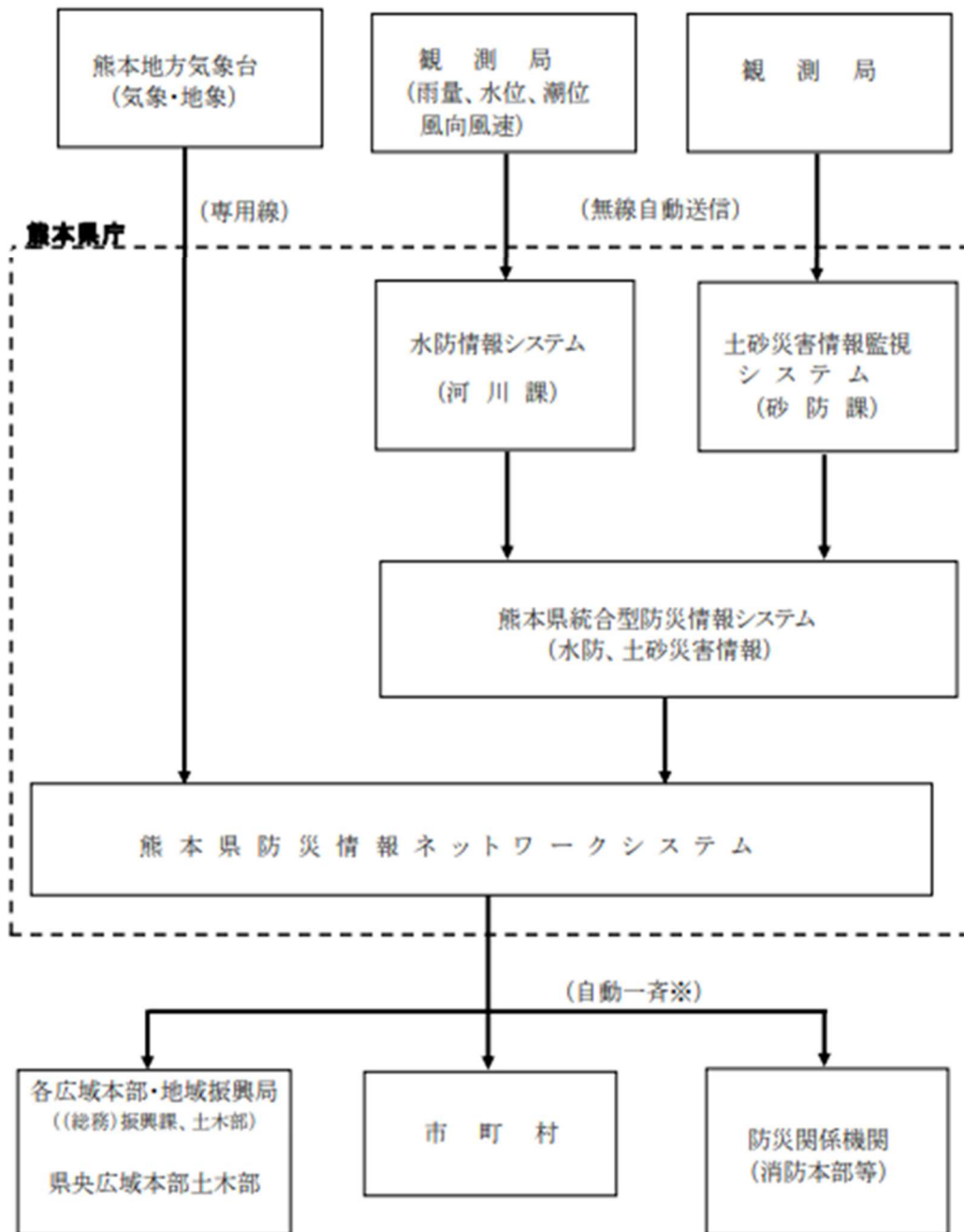
(3) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速、かつ確実に伝達する。
 ただし、火災警報は、市町村長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。



(注) ————— 広報車による広報等
 - - - - - 防災情報提供システム
 _____ 県防災行政ネットワークシステム・防災行政無線

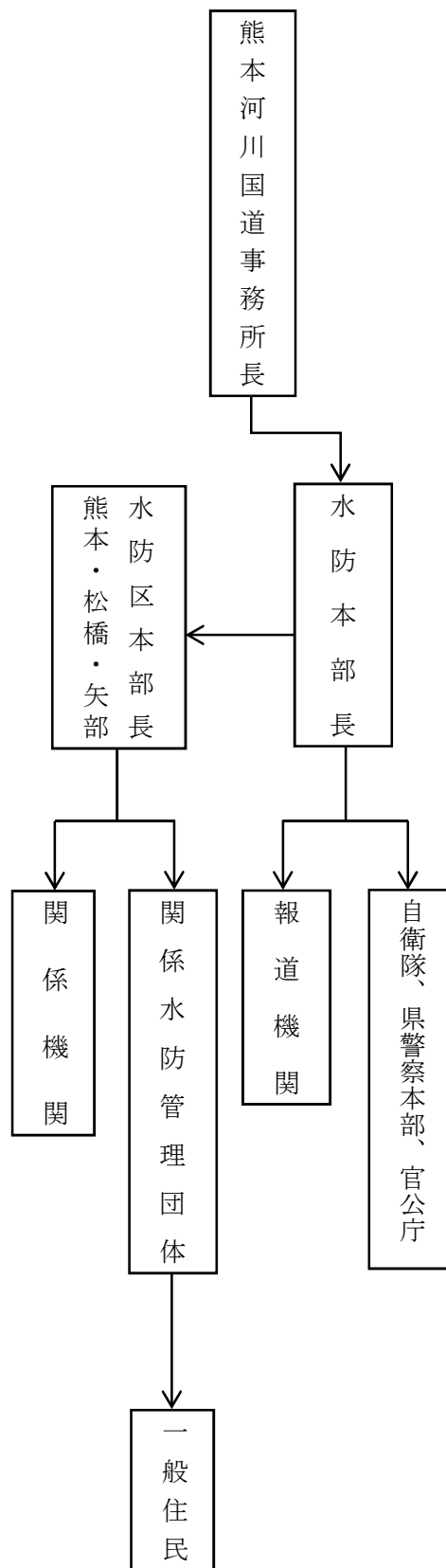
(4) 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統



※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

参考：気象情報伝達の詳細は、「1. 特別警報、警報、注意報の伝達系統」を参照すること。

(5) 水防警報の伝達系統



第8節 通信施設利用計画

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るものとする。

1. 通常の場合における通信施設の利用

(1) 町防災行政無線による通信

役場と行政区を無線で結び、緊急時における火災・風水害など、防災対策上必要な情報を住民に伝達する。

(2) 電報による通信

(3) 県防災行政無線による通信

(4) 有線電話による通信

(5) アマチュア無線クラブによる通信

(6) 普通電話による通信

2. 非常無線通信の利用

危機管理防災課長は、直ちに通信統制員を待機させ、若しくは配備を命じ、非常無線通信を利用して通信するものとする。

【菊陽町防災行政無線の現況】

常時及び非常時において、その機能を適切に発揮できるよう、次のとおり整備しておく。

(R5. 5. 1 現在)

| 品名 | 数量 | 配備先 | 品名 | 数量 | 配備先 |
|---------|-----|-------------------------|---------------------|----|---------|
| 同報無線系親局 | 1 | 危機管理防災課 | 移動無線系基地局 | 1 | 危機管理防災課 |
| 同報無線系子局 | 58 | 各地区 | 移動無線系可搬型 MCA 無線機 | 3 | 危機管理防災課 |
| 戸別受信機 | 231 | 防災関係者 社会福祉施設 小中学校 | | 26 | 消防積載車 |
| | 8 | 音域エリア外地区 | | 13 | 消防団幹部 |

3. その他

(1) 民間のアマチュア無線クラブの協力による情報収集を図る。

(2) 全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、各種の交通機関を利用し、又は徒歩による使者をもって連絡するものとする。

第9節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という）の取扱いについては、関係各省庁等からの指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

1. 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

また、町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については市町村が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）

2. 被害報告取扱責任者

被害報告等を迅速かつ的確に処理するため、被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- ・危機管理防災課職員の内から1名

3. 防災情報共有システムの活用

町及び県は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用した情報収集についても検討を行うものとする。

なお、町は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Lアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平常時から町、県及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

4. 被害報告等の調査

町は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち(1)～(5)の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。また、災害時の個人情報の取り扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において、人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

(1) 人的被害（行方不明者の数を含む。）

※ 安否不明者の情報収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

- (2) 火災の発生状況
- (3) 家屋等の被災状況
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 土砂災害等の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 孤立集落の発生状況
- (8) 医療救護関係情報
- (9) その他町の業務継続に必要な情報

5. 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

(1) 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。

イ 被害の判定基準は、次のとおりである。

| 区分 | | 判定基準 |
|-------|--|---|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し死体を確認した者及び死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。 |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。 |
| | 重傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。 |
| | 軽傷者 | 災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。 |
| 住家の被害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。 |
| | 戸数 | 独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。 |
| | 世帯 | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。 |
| | 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| | 住家半壊 (半焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 |
| | 床上浸水 | 住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。 |
| | 床下浸水 | 住家の床上浸水にいたらないものとする。 |
| 一部破損 | 全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。 | |

| 区分 | | 判定基準 |
|---------|---------------|---|
| 非住家の被害 | 公共建物 | 例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。 |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。 |
| り災者等 | り災世帯 | 災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。 |
| | り災者 | り災世帯の構成員とする。 |
| 文教施設等 | 文教施設 | 地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。 |
| | 社会教育施設 | 学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。 |
| | 文化財 | 文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。 |
| 農林水産業施設 | 田の流失・埋没 | 田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 |
| | 田の冠水 | 作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。 |
| | 畑の流失・埋没及び畑の冠水 | 田の例に準じて取扱う。 |
| | 農業用施設 | 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設。 |
| | 林業用施設 | 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 |

| 区分 | | 判定基準 |
|--------|------------|---|
| | | 1. 林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く) 2. 林道 |
| | 漁業用施設 | 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次のものとする。 1. 沿岸漁場整備開発施設 2. 漁港施設 |
| | 共同利用施設 | 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。 |
| 公共土木施設 | 河川 | 河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
| | 海岸 | 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。 |
| | 砂防 | 砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。 |
| | 林地荒廃防止施設 | 山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)とする。 |
| | 地すべり防止施設 | 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。 |
| | 急傾斜地崩壊防止施設 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。 |
| | 道路 | 道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 |
| | 橋梁 | 道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 |
| | 港湾 | 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。 |
| | 漁港 | 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。 |
| | 下水道 | 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に |

| 区分 | | 判定基準 |
|--------|-------------------------|---|
| | | 規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。 |
| | 集落排水施設 | 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。 |
| 衛生施設 | 医療施設 | 病院、診療所及び助産所とする。 |
| | その他 | 各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。 |
| 環境施設 | 水道施設 | 人の飲用に適する水として供給する施設であつて、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。 |
| | 水質特定施設 排水施設 対象事業場 | 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとする。 |
| | 廃棄物処理施設 | ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。 |
| 社会福祉施設 | 老人福祉施設 | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。 |
| | 児童福祉施設 | 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。 |
| | 心身障がい者福祉施設 | 障害者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。 |
| | 介護保険施設 | 介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。 |
| 都市施設 | 公園等 | 都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。 |
| | その他 | 街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。 |
| 公営住宅 | | 公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。 |
| 農業 | 農作物等 | 米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。 |

| 区分 | | 判定基準 |
|---------|---------|---|
| | 樹体 | 果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。 |
| | 家畜等 | 牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。 |
| | 在庫品 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物(生産資材、食料品、消費生活物資等)とする。 |
| | 非共同利用施設 | 個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。 |
| 林業関係被害 | 山地崩壊 | 土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。 |
| | 造林地等 | 人工造林地における造林木及び天然木(利用伐期齢級未満のもの)とする。 |
| | 林産施設 | 木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。 |
| | 苗畑等 | 幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。 |
| | 林作物 | 立木(利用伐期齢級以上のもの)、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。 |
| | 在庫品 | 森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有又は管理する物(木材、薪炭、特殊林産物)とする。 |
| 水産業関係被害 | 水産物 | 漁獲物、養殖物及び加工品等とする。 |
| | 漁船 | 漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。 |
| | 漁具 | 大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。 |
| | 養殖施設 | のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。 |
| | 漁場 | 漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。 |
| | 在庫品 | 水産業協同組合の所有又は管理するものとする。 |
| 商工業関係被害 | 商業 | 商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。 |
| | 工業 | 原料を加工して有用物とする事業とする。 |
| | 鉱業 | 鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。 |
| | 観光施設 | 観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びそ |

| 区分 | | 判定基準 |
|--------|-----------|---|
| | | の附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。 |
| | 船舶（漁船を除く） | ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 |
| 火災発生 | | 地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。 |
| その他の被害 | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。 |
| | 交通止め | 冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。 |
| | がけ崩れ | 道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に計上したものを除いたものとする。 |
| | 電話 | 災害により通信不能となった電話の回線数とする。 |
| | 電気 | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| | 水道 | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 |
| | ブロック塀等 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 |

6. 収集および報告要領

(1) 町における措置

- ア 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を別紙様式1（災害情報）により、その都度地域振興局（熊本市にあつては熊本土木事務所。以下「地域振興局等」という。）に報告すること。
- イ 災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、地域振興局等に報告すること。
- ウ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめの上、県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該市町村内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。
- エ 同一災害による被害状況については、被害調査および応急対策が終了した後10日以内に文書（様式2号）をもって地域振興局等に報告すること。

オ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報（様式5号））について、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに地域振興局等に報告するものとする。

(2) 地域振興局等における措置

ア 地域振興局等は、市町村からの災害状況および災害に対してとるべき措置の報告をその都度県危機管理防災課（災害対策本部）に報告（様式1号）するものとする。

イ 市町村からの災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日10時まで及び15時までの2回）に、県危機管理防災課（災害対策本部）に報告すること。

ウ 併せて市町村からの各部門別の被害状況を取りまとめの上、本庁各関係部（課）に報告すること。

エ 市町村からの同一災害による被害状況について、市町村別に取りまとめの上、10日以内に県危機管理防災課に報告すること。

オ 市町村からの毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報）を取りまとめの上、4月10日までに県危機管理防災課長に報告するものとする。

(3) 県（本庁）における措置

ア 災害情報（様式1号）については、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。

イ 地域振興局等からの災害による被害状況及び応急措置状況（様式2号）は、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。

ウ 出先機関からの部門別被害状況については、それぞれの担当部（局）において市町村別に取りまとめの上、一定時間（特に指定しない場合には、毎日10時まで、及び15時までの2回）に、県危機管理防災課（災害対策本部）に報告するものとする。

エ 同一災害による部門別被害状況について、各担当部（局）は、市町村別、振興局別に取りまとめの上、10日以内に県危機管理防災課（災害対策本部）に報告するものとする。

オ 県危機管理防災課は、それぞれ報告のあった事項について項目別に取りまとめるものとする。

カ 県危機管理防災課長は、取りまとめた被害状況を東京事務所長に連絡するものとする。

キ 県危機管理防災課（災害対策本部）は、電力施設、通信施設、交通機関（鉄道、船舶、バス、航空機等）の被害状況については、それぞれの関係機関から報告を求めるものとする。

ク 毎年1月1日から12月31日までの災害による部門別被害状況を4月1日現在で明らかになったものを、それぞれ担当部（局）において取りまとめの上4月10日までに県危機管理防災課に報告するものとする。

7. 報告等の種別

被害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

| 報告区分 | 報告責任者 | 報告様式 | 摘要 |
|------------------------------|--|---|---|
| (1) 災害情報 | 町長 県の出先機関の長 | 様式第1号 | 災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。 |
| (2) 被害状況報告 (速報) | 町長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 | 様式第2号 | 災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間置きに報告するものとし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。 |
| (3) 被害状況報告 (確定) | 町長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 | 様式第2号 | 同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。 この場合、様式2号により市町村別とし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。 |
| (4) 部門別被害 状況報告 (速報・確定) | 各部門担当部(局) 長 | 部門ごとの 報告取扱要 領による様 式とする。た だし、県危機 管理防災課 の取りまと めは様式3 号による。 | 災害により発生した被害状況及び応急措置状況を部門別に一定時間置きに報告すること。この場合は、市町村別とし、集計表を付すること。また、同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。 |
| (5) 住民避難等 報告 | 町長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 | 様式第4号 | 住民の避難状況を一定時間置きに報告するものとする。 |
| (6) 災害年報 | 町長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 各部門担当部(局) 長 | 様式第5号 別途照会す る様式とす る。 | 毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかにしたものを報告する。 |

8. 報告等の様式及び報告等の系統

町、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

- (1) 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)

(様式第2号) 住民避難等報告 (様式第4号)

町 → 県北広域本部振興課(地方災害対策本部) → 県危機管理防災課(災害対策本部)

(2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋梁)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)

町 → 県北広域本部土木部 → 土木部河川課 → 土木部監理課 → 県危機管理防災課

(3) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)

町 → 県北広域本部土木部 → 土木部都市計画課・土木部下水環境課 → 土木部監理課 → 県危機管理防災課

(4) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)

町 → 土木部住宅課 → 土木部監理課 → 県危機管理防災課

(5) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)

町 → 県北広域本部土木部 → 土木部砂防課 → 土木部監理課 → 県危機管理防災課

(6) 農地および農業用施設関係被害報告(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領)

町、土地改良区、その他施設の管理者 → 町 → 県北広域本部農地整備課・土木部技術管理課 → 農林水産部農地整備課・土木部下水環境課 → 農林水産部農林水産政策課・土木部監理課 → 県危機管理防災課

(7) 農業関係被害報告(農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」)

町 → 県北広域本部農業普及・振興課 → 農林水産部農林水産政策課 → 県危機管理防災課
農林水産部関係各課
協議

(8) 林業関係被害報告(農林水産業被害取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条)

町 → 県北広域本部林務課 → 農林水産部農林水産政策課 → 県危機管理防災課

協議

農林水産部関係各課

(9) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」）

町→県北広域本部保健福祉環境部→健康福祉部（健康危機管理課）→県危機管理防災課

(10) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告

町→県福祉事務所→健康福祉部健康福祉政策課、高齢者支援課、社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課→県危機管理防災課

(11) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）

町→県北広域本部保健福祉環境部→健康福祉部関係各課→健康福祉部健康福祉政策課→県危機管理防災課

(12) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）

町・施設等管理者→県北広域本部保健福祉環境部→環境生活部関係各課→環境生活部環境政策課→県危機管理防災課
↳健康福祉部・農林水産部・企業局

(13) 商工関係被害報告（商業、工業、鉱業、船舶）

町→県北広域本部振興課→商工観光労働部商工政策課→県危機管理防災課

(14) 公立学校施設関係被害報告（文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」）

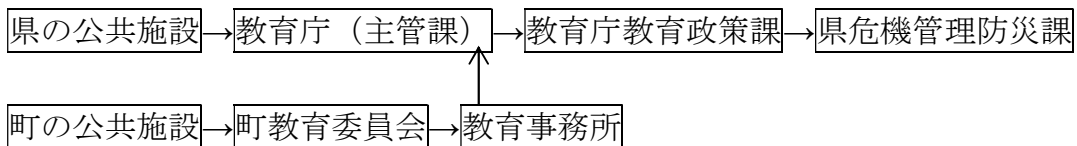
町立学校→町教育委員会→県教育事務所→教育庁（施設課）→県危機管理防災課

県立学校→教育庁（施設課）→県危機管理防災課

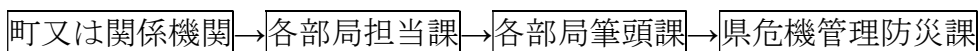
(15) 私立学校関係被害報告（文部省管理局長通知「私立学校の被害状況報告について」）

県所轄学校法人→総務部私学振興課→県危機管理防災課

(16) 県（地方機関を含む）、町の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(17) その他の被害報告



様式第1号

災害情報

| | | | |
|---|-----------------|--------|--------------|
| 災害の種類別 | | 災害発生日時 | 平成 年 月 日 時ごろ |
| 災害発生場所 | 市 町 郡 村 | | |
| 発信機関 | | 受信機関 | |
| 発信者 | | 災害発生日時 | |
| 発信時刻 | 平成 年 月 日() 時 分 | | |
| 受信事項 | | | |
| 処理事項 | | | |
| <p>(注意)</p> <p>災害状況は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <p>1 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動状況等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。</p> <p>2 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。</p> <p>3 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。</p> <p>4 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況を記載すること。</p> <p>5 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。</p> | | | |

被害状況報告(速報・確定)

平成 年 月 日 時 分現在

| 区分 | | 市町村名 | | 摘要 |
|-----------|-------|--------------|--|----|
| | | 報告者名 | | |
| 人的被害 | 死者 | 人 | | |
| | 行方不明者 | 人 | | |
| | 重傷者 | 人 | | |
| | 軽傷者 | 人 | | |
| | 全壊 | 棟 | | |
| | | 世帯 | | |
| | | 人 | | |
| | 半壊 | 棟 | | |
| | | 世帯 | | |
| | | 人 | | |
| | 床上浸水 | 棟 | | |
| | | 世帯 | | |
| | | 人 | | |
| | 床下浸水 | 棟 | | |
| | | 世帯 | | |
| | | 人 | | |
| 一部損壊 | 棟 | | | |
| | 世帯 | | | |
| | 人 | | | |
| 非住家 | 公共建物 | 棟 | | |
| | その他 | 棟 | | |
| り災世帯数 | | 世帯 | | |
| り災者数 | | 人 | | |
| 災害対策本部設置 | | 平成 年 月 日 時 分 | | |
| 災害対策本部解散 | | 平成 年 月 日 時 分 | | |
| 災害救助法適用 | | 平成 年 月 日 時 分 | | |
| 消防職員出動延人数 | | 人 | | |
| 消防団員出動延人数 | | 人 | | |

各 部 局 別 被 害 報 告 (速 報 ・ 確 定)

| 年 月 日 (~ 月 日) の に 係 る 被 害 報 告 者 名 : | 年 月 日 (~ 月 日) の に 係 る 被 害 報 告 者 名 : | | 被 害 額 千 円 | 件 数 | 被 害 額 千 円 | 件 数 | 被 害 額 千 円 | 件 数 | 被 害 額 千 円 | 件 数 | 被 害 額 千 円 | 件 数 | 被 害 額 千 円 | 件 数 | 被 害 額 千 円 | 熊 本 県 |
|---|---|-------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-------|
| | 第 一 報 | 第 二 報 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告者名: | 報告者名: | 報告者名: | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 | 福祉 |
| 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 | 環境 |
| 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 | 生活 |
| 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 | 労働 |
| 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 | 農政 |
| 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 | 土木 |
| 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 | 建設 |
| 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 | 教育 |
| 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 |
| その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 | その他 |
| 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 | 合計 |

様式4号

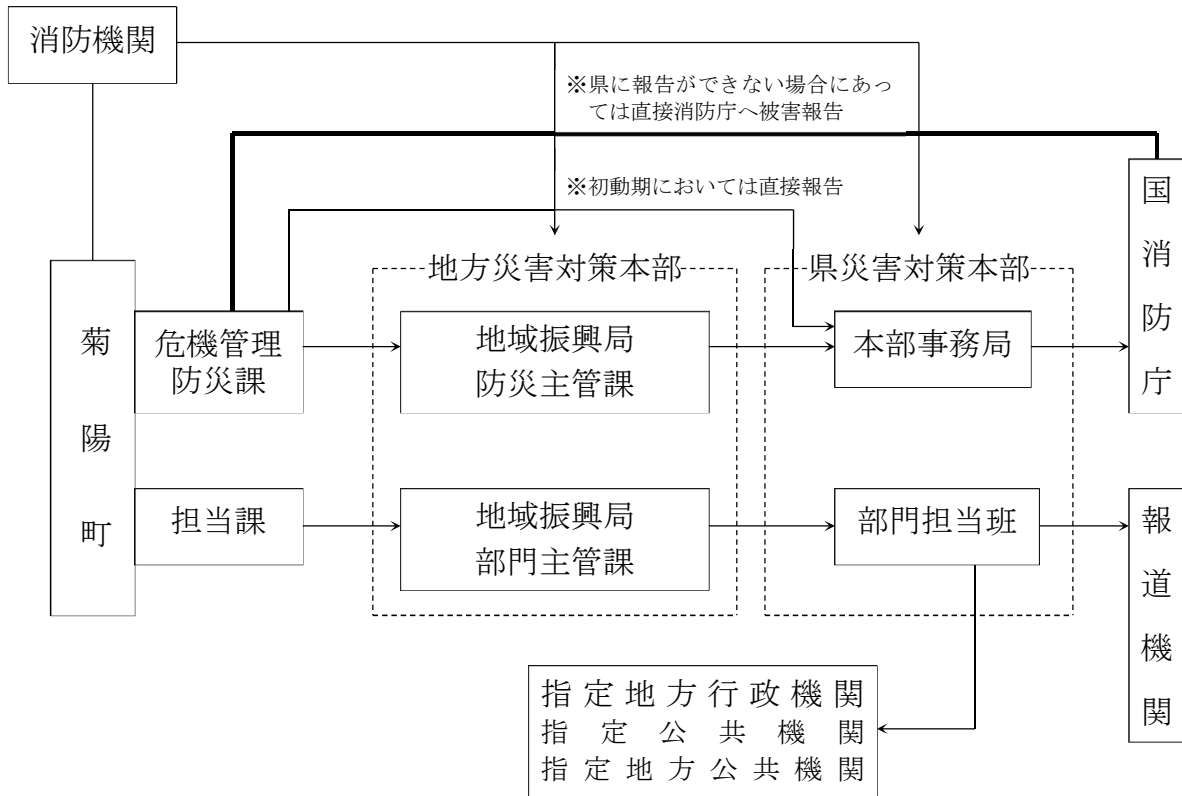
| 住 民 避 難 等 報 告 書 | | | | | | |
|----------------------------|--------|-------|------|------|------|-------|
| 市町村名 | | 報告責任者 | | 報告時間 | 日 | 時 分 |
| 避難勧告及び避難指示(以下「勧告等」という。)の状況 | | | | | | |
| 地区名 | 勧告等の原因 | 勧告等日時 | 対象世帯 | 対象人員 | 避難場所 | 解除日時 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| 警 戒 区 域 設 定 の 状 況 | | | | | | |
| 地区名 | 設定の原因 | 設定日時 | 対象世帯 | 対象人員 | 避難場所 | 解除日時 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| 自 主 避 難 の 状 況 | | | | | | |
| 地区名 | 避難の原因 | 避難日時 | 避難世帯 | 避難人員 | 避難場所 | 帰宅日時 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |
| | | 日 時 分 | 世帯 | 人 | | 日 時 分 |

※解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載すればよいものである。

9. 情報の伝達系統

情報の伝達及び指揮系統は、次のとおりである。

町長は住民等に対する情報の伝達に際し、災害により防災行政無線が使用できないときは、直接放送局に対し放送を依頼することができる



——— 電話等による伝達ルート

| 消防庁連絡窓口 | |
|-----------------|---------|
| NTT回線 | 消防防災無線 |
| 03-5574-0119 | 6060 |
| FAX03-5574-0190 | FAX6069 |

10. 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局総務部経由）に対して文書で災害確定報告を行う。

なお、県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官（窓口消防庁）に文書で報告することになっている。

第10節 広報計画

町内の災害時における情報及び被害状況等を、速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図る。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1. 実施機関

災害対策基本法に定められている災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条、第51条）は、それぞれ分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

2. 実施機関の相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うものとする。

3. 町における広報活動

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 情報等収集要領

原則として第8節「通信施設利用計画」及び第9節「情報収集及び被害報告取扱計画」により、情報の収集を行う。

(2) 情報の発表と広報活動

ア 町広報媒体の利用（広報紙、チラシ、ポスター、町ホームページ、きくよう安心メール、SNS等）

イ 収集した情報及び対策については、速やかに報道機関（新聞、ラジオ、テレビ等）に発表し、住民に対し周知徹底を図るとともに、その他関係機関へ広報するものとする。

ウ 広報活動の資料並びに記録用として、災害写真の撮影及び被災現場等の取材を行う。

エ 広報車等の活用により、被災地域における応急対策等について周知徹底を図る。

オ その他必要事項

4. 住民等からの問合せ対応

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよ

う当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

5. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者、地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、町からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手したりする手段として、インターネットを活用する。

6. 報道機関への対応

町は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口を設置し、情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第11節 水防計画

水防計画については、巻末の「菊陽町水防計画書」により水防対策の万全を期する。

第12節 消防計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

- (1) 町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は市町村長が行うものとする。
- (2) 知事は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第43条の規定に基づき、市町村長、消防長又は水防法（昭和24年法律第193号）に規定する水防管理者に対して、災害防御の措置に関し必要な指示を行うものとする。これに基づき、町長及び消防長並びに水防管理者は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

2. 消防活動計画

- (1) 町は、消防施設及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。
- (2) 災害時における危険物等の保安については次のとおりとする。

ア 町は、保安についての適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況報告を速報するものとする。

イ 県からの指示、又は現地において指揮を受けた場合は、上記同様適切な処置を講じるものとする。

(3) 林野火災に対応する空中消火

町長は、大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合には、次の措置をとるものとする。

ア 町長又は消防長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。

イ 町長は、知事に対して、「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送及び活動隊員の派遣を要求することができる。知事は、町長から自衛隊災害派遣の要請を受けた場合は、「自衛隊災害派遣要領」により、速やかに自衛隊に対し災害派遣の要求を行うものとする。

ウ 町長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行うものとする。

(4) 消防団の状況

団員総数5分団398名をもって編成しており、各町内又は行政区はいずれかの分団が担当し、災害報知と同時に速やかに出動ができるよう編成している。

(5) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したときは、町長は団長と緊密な連絡をとり、待機、出動等適切な措置をとり遺憾なきを期するものとする。

(6) 高齢者等の要配慮者の把握に努め、区長、民生委員児童委員、近隣住民、社会福祉協議会等と協力し合い、災害弱者の安全対策に配慮する。

3. 相互応援協定

町長は、熊本縣市町村消防相互応援協定書（平成27年4月1日）の円滑な実施を図るため、隣接市町村との連携を図り、消防出動体制の確立を図るものとする。

第13節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、町民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりである。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者

等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

また、町長が避難指示を発令できない場合は、副町長、総務部長、危機管理防災課長の順で発令権限を有することとする。

| 区分 | 災害の種別 | 実施責任者 |
|------------------|--------|-----------------------------------|
| 高齢者等避難 | 全災害 | 町長 |
| 避難指示 | 全災害 | 町長（災害対策基本法第 60 条） |
| | | 警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条） |
| | | 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条） |
| | 洪水災害 | 知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条） |
| 水防管理者（水防法第 29 条） | | |
| | 地すべり災害 | 知事又は、その命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条） |
| 緊急安全確保 | 全災害 | 町長 |

2. 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように 5 段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

また、町は、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

さらに、町は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、県から積極的に助言を受けるものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

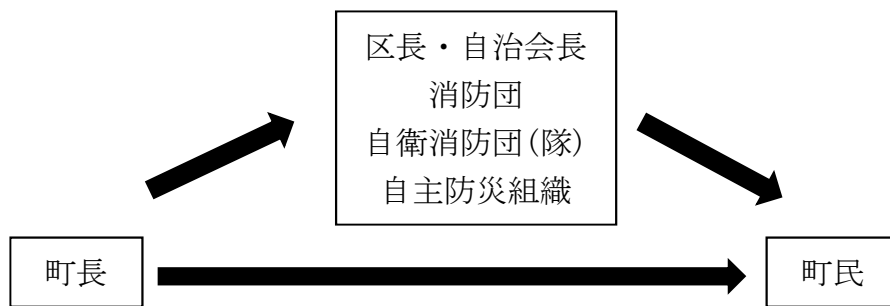
避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ア 防災行政無線による伝達周知
- イ Lアラートによる伝達周知
- ウ J-ALERTによる伝達周知

- エ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知
- オ サイレン及び警鐘による伝達周知
- カ 広報車等による伝達周知
- キ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- ク 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送及び電話等による伝達周知
- ケ 報道関係機関（コミュニティFMを含む。）を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の設備が整備されていない市町村においては、整備促進を図るものとし、防災行政無線等の設備が整備されている市町村においては、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。



- (3) 町長は、町地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。
- (4) 町長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告するものとする。
- (5) 町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考とする。避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と、洪水等及び土砂災害における発令基準設定の考え方は、以下のとおりとする。

(1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方

ア 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対し、警戒する必要があることもある。

また、町が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災害対策基本法第60条第1項）であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、

①防災気象情報の切迫度の高まり

②災害リスクのある区域等

との両方が重なり合った場所に、①の防災基本情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。町は、可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し、絞り込みの参考とする。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は、「旧市区町村界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。ただし、細分化すればするほど伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、町の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断する。

ウ 発令タイミングの設定

いざというときに町長が躊躇なく発令できるよう、町は、河川事務所・气象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。

警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、町長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令する。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早目に避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水やがけ崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早目の判断を行う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、深夜に大雨等が予想される場合、極力、前日夕方の明るいうちからの予防的避難に住民に呼びかけるものとする。

町長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・防災気象情報
- ・日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・河川事務所・ダム事務所・气象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、

段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をする。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令する。

また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等のみの安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努める。

(2) 洪水等

ア 発令対象の災害

[洪水予報河川・水位周知河川]

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川及び水位周知河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。

[その他河川等]

その他河川等の洪水については、国・県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった水路等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから、発令対象としなくてよい。

他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路等であっても、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

<避難情報の発令対象としない水路等の条件>

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水発生時における実際の発令に当たっては、河川の状況や氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて設定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・气象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、その他河川等のうち、アで水路等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくてもよい。

■発令基準の設定

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|------------|----------------|---|
| (ア) 洪水予報河川 | 【警戒レベル3】高年齢者等避 | ・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この |

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|-------|------|--|
| | 難 | <p>水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。 ・避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。 ・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を越えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。 ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の判断材料とする。 ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。 |

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|-------|----------------|--|
| | 【警戒レベル4】避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。 ・ ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区間は長い ため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難指示の判断材料とする。 ・ 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する前であっても、氾濫開始相当水位（仮）に到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫開始相当推移（仮）については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。 ・ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。 ・ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・侵食等の状況を把握した場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。 ・ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していない中急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ・ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表の3時間後には暴風となるおそれがある）。 |
| | 【警戒レベル5】緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても、居住者等に |

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|-------|------|---|
| | | <p>行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（黒）」になった場合、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な量の漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認された場合であり、かつ、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な以上の場合、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該洪水予報河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるを得ない場合は、当該洪水予報河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は支川合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定した上で、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ・氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報[洪水]）や水防団からの報告等をもとに決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ・なお、大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4 避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予がある（リードタイムがある）ことから、町の実情によっては、氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報[洪水]）を基に警戒レベル4 避難指示を発令することも考えられる。 |

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|------------|----------------|--|
| (イ) 水位周知河川 | 【警戒レベル3】高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。 ・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。 ・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意情報（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。 ・急激な水位情報が見込まれるため高齢者等の避難に要する事案等を考慮して避難判断水位（レベル3水位）が設定できないなど氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）以外の水位が設定されていない河川については、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3 高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。 ・堤防の決壊要因、台風等の接近等については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。 |

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|-------|----------------|---|
| | 【警戒レベル4】避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令する場合がある。 ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。 ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位（レベル3水位）や氾濫注意水位（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。 ・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。 |
| | 【警戒レベル5】緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、洪水予報河川における場合と同様に、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当する場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 ・水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に到達した場合（水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（仮）に間もなく到達することが明らかな場合も含む） ・水防団等からの報告によって堤防に漏水、浸食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 ・水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合（水位到達情報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）は必ず発表されるものではない。） |

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|------------|----------------|--|
| (ウ) その他河川等 | 【警戒レベル3】高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。 ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所棟と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。 ・水位を観測していない河川においては、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。 ・堤防に軽微な漏水等が発見された場合や台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。 |
| | 【警戒レベル4】避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）やが設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4 避難指示を発令することも考えられる。 ・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4 避難指示の発令の参考とすることも考えられる。 ・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。 |

| 河川の分類 | 発令項目 | 発令基準等 |
|-------|----------------|---|
| | 【警戒レベル5】緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他河川における警戒レベル5 緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当する場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 ・河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。 ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・浸食等も考えられる。このため、水防団等から漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ・水位情報がないような中小河川における氾濫は、崖錐氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警報の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定した上で、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。 |

(3) 土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることが検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令することとなる。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

■発令基準の設定

| 発令項目 | 発令基準 |
|----------------|---|
| 【警戒レベル3】高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none">・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数184以上）となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 |

| 発令項目 | 発令基準 |
|---------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。 ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。 |
| <p>【警戒レベル4】避難指示</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。 ・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の状態になると、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。 ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～2に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。 ・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。 |

| 発令項目 | 発令基準 |
|----------------|---|
| 【警戒レベル5】緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル5 緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。 ・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5 緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。 |

4. 警戒区域の設定

土砂災害防止法第6条の規定に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、次のとおり警戒避難体制を定める。

ア 本町と指定区域の住民等は協力して、避難場所及び避難路を選定し、周知する。

イ 指定区域の住民等は、本町から避難指示があった場合は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。

ウ 本町は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。

エ 避難にあたっては、自主防災組織等が中心となって、障がい者や高齢者等避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。

5. 避難の誘導

(1) 避難誘導方針

町長は、町民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織等の協力を得てできるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の避難に配慮するものとする。

避難指導にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には表示や縄張りを行う他、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 町民に対して、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

エ 深夜の突発的な豪雨や落雷など、指定された避難所への誘導が危険な場合は、「避難が困難な場合は、自宅内外のより安全な場所に逃げてください」などの表現等で、安全な場所への避難を促すものとする。

また、町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 避難行動要支援者等に関する避難の指示等

避難指示等の実施責任者は、避難行動要支援者等を対象とした避難指示等の伝達方法及び誘導方法等について特に配慮するものとする。

(3) 社会福祉施設等

ア 被災した社会福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

イ 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入に努めるものとする。

6. 避難所の開設及び収容

県が災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより行うものとし、その方法及び基準の概要は次のとおりである。

なお、県が同法を適用しない場合も、これに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

町は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 収容施設等

避難所は、学校、町民センター、公民館等の公共施設等を使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でのバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 住民への周知

町長は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護するものとする。

また、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者として町職員を派遣するものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

町長は、避難所を開設した場合に関係機関による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定時間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の管理運営

- ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。
- イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 町は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、避難所外避難者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市町村の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや導線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- キ 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ク 町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

とする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

サ 避難期間が長期化する場合、町及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

シ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

ス 町は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

セ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

ソ 市町村は、必要に応じ、指定一般避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

タ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

7. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応

町は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、町及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

8. 浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第15条の規定に基づき指定された、白川水系白川及び坪井川水系堀川に係る浸水想定区域について、次のとおり警戒体制を定める。

- (1) 浸水想定区域内の住民等は、本町から避難指示の発令があった場合、堤防から水があふれる危険や堤防の決壊のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
- (2) 避難にあたっては、自主防災組織等が中心となって、障がい者や高齢者等避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。

9. 避難行動要支援者に対する対策

- (1) 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

避難支援計画を策定している町にあっては、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

町は、指定一般避難所、指定福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(3) 生活の支援

ア 相談体制の整備

町は、指定一般避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

イ 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積したりするなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

10. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 実施方法

ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をと

らせるものとする。

イ 学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は、速やかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

ア 教育長の避難の指示等は、町長の指示により行うほか、安全を考慮して、速やかに実施するものとする。

イ 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険がせまっている学校から順次指示するものとする。

ウ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

エ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。

オ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 留意事項

ア 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速、かつ的確に行われるように、平常時から連絡網を整備しておくものとする。

イ 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

(ア) 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎及び高層建築の校舎については、特に平常時から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておくものとする。

エ 災害が校内又は学校付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するものとする。

オ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。

(ア) 地区担当教師の誘導を必要とする場合は、地区ごとに安全な場所まで誘導するものとする。

(イ) 地区ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所の通行は避けるように配慮するものとする。

カ 児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告及び連絡等の方法を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。

キ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平常時から実施するものとする。

(4) 避難場所

- ア 教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害の種別及び程度に応じて学校ごとに避難場所を定めるものとする。
- イ 学校が町地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡すものとする。

11. 避難場所

菊陽町における指定緊急避難場所及び指定避難所は第2章第6節「避難対策」に定めるとおりとする。

12. 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

13. 地震災害時の避難計画

地震災害の対応について、特記すべき内容は、第4章第6節「避難収容計画（応急）」に定めるとおりとする。

第14節 災害救助法の適用計画

一定の程度以上の災害については、災害救助法を適用することとなるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1. 災害救助の実施機関

救助の実施は、本来国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。また、この救助を迅速に行うため、県は、次の救助の実施に関する職権を町長に委任（熊本県災害救助法施行細則）している。

災害救助法による救助が円滑に実施できるよう、県が開催する説明会に参加するなど、平常時から知識の向上を図る。

- (1) 収容施設の供与（避難所、応急仮設住宅）
- (2) 災害にかかった住宅の応急修理
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 死体の搜索
- (8) 埋葬
- (9) 死体の処理
- (10) 学用品の給与
- (11) 障害物の除去
- (12) 応急救助のための輸送及び賃金職員

2. 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

ア 本町の住家滅失世帯数が、60世帯以上に達したとき。

イ 県の区域内において、1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本町の住家滅失世帯数が、30世帯以上に達したとき。

ウ 県の区域内において、7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事業（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- オ 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とすると判断されること。

(2) 被害世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

第3章第9節情報収集・共有及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱要領5(1)に基づく。

ウ 世帯及び住家の単位

第3章第9節情報収集・共有及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱要領5(1)に基づく。

(3) 災害救助法の適用手続

町における災害の程度が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

3. 救助の種類及び実施方法

| 救助の種類 | 救助の対象 | 救助の方法 | 救助の期間 |
|--------|--|---|--------------|
| 避難所の設置 | 避難所に收容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に限るものとする。 | (1) 避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用するものとする。これらが無い場合、又はこれらで充足できない場合はその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そう | 原則として最大限7日以内 |

| 救助の種類 | 救助の対象 | 救助の方法 | 救助の期間 |
|------------------|---|---|--|
| | | <p>でない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を収容する場合には指定福祉避難所を設置できる。</p> <p>(3) 避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。</p> <p>(4) 避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。</p> <p>① 避難所開設の日時及び場所</p> <p>② 箇所数及び収容人員</p> <p>③ 開設予定期間</p> <p>(5) 要配慮者に対して旅館・ホテルなど宿泊施設の借上げを実施し、供与することができる。</p> | |
| <p>応急仮設住宅の供与</p> | <p>(1) 住家が全焼、全壊、又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。</p> <p>(2) 入居の単位は、被災者1世帯1戸とする。</p> | <p>○建設型仮設住宅</p> <p>(1) 設置場所は、県又は市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難しい場合は、民有地を利用することが可能なものとする。</p> <p>(2) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、構造は、1戸建、長屋建もしくはアパート式のいずれかとする。</p> <p>(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等であって日常生活上特別な配慮を要する者を数人以</p> | <p>災害発生の日から20日以内着工。</p> <p>供与期間は、当該工事が完了した日から2箇年以内とする。</p> |

| 救助の種類 | 救助の対象 | 救助の方法 | 救助の期間 |
|-----------------------|--|---|--|
| | | <p>上收容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。</p> <p>(5) 建設型仮設住宅に收容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員児童委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査の上決定するものとする。</p> | |
| 被災した住宅の応急修理 | 災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者 | <p>○借上型仮設住宅</p> <p>(1) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準ずる。</p> <p>(2) 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。</p> | <p>災害発生の日から速やかに借上げて提供供与。</p> <p>期間は、建設型仮設住宅と同様とする。</p> |
| 炊き出し、その他による食品の給与 | <p>(1) 避難所に收容された者であること</p> <p>(2) 住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができないものであること。</p> <p>(3) その他給与が必要であると認められた者であること。</p> | <p>(1) 通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。</p> <p>(2) 副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。</p> | 災害発生の日から7日以内 |
| 飲料水の提供 | 災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。（飲料水及び炊事のための水であること） | 水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。 | 原則として災害発生の日から7日間 |
| 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | <p>(1) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、及び床上浸水）を受けた者であること。</p> <p>(2) 被服・寝具・その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であること。</p> <p>(3) 被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。</p> | <p>被災者の実情に応じ</p> <ol style="list-style-type: none"> 被服、寝具及び身廻品 日用品 炊事用具及び食器 光熱材料 | 災害発生の日から10日以内 |

| 救助の種類 | 救助の対象 | 救助の方法 | 救助の期間 |
|--------|---|---|----------------------|
| 医療 | (1) 医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者とする。(応急的処置) | (1) 原則として救護班によって行うものとする。 (2) 救護班では医療が実施できない程度の重傷者及び救護班の到着を待つことができない緊急患者については、一般診療機関への入院又は通院も止むを得ない。 (3) 本県の救護班は、法第 16 条により日本赤十字社熊本県支部と契約している。 | 災害発生の日から 14 日以内 |
| 助産 | 災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む）であること。 | (1) 救護班によって行われることが望ましいが助産師によることもできるものとする。 (2) 救護班及び助産師のほか、助産所又は一般医療機関で行っても差し支えない。 | 分べんした日から 7 日以内 |
| 被災者の救出 | (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者 (2) 災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者。 | 生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も適確かつ迅速に実施できる方法とする。 | 災害発生の日から 3 日以内 |
| 死体の捜索 | (1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 イ、行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 ロ、災害の規模が極めて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合 ハ、行方不明になった者が重度の身体障害者又は重病人であった場合 ニ、災害発生後、極めて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合 | 警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行うものとする。 | 原則として災害発生の日から 10 日以内 |

| 救助の種類 | 救助の対象 | 救助の方法 | 救助の期間 |
|------------------|---|--|---|
| 埋葬 | 災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことが極めて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。 | (1) 埋葬は応急仮葬である。 (2) 救助の実施機関が現物給付することを原則とする。 | 原則として災害発生の日から10日以内 |
| 死体の処理 | (1) 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。 (2) 通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。 | (1) 救助の実施機関が現物給付として行うものであること。 (2) 刑事訴訟法及び死体取扱規則等の法令規定に基づいて実施すること。 | 原則として災害発生の日から10日以内 |
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は、床上浸水により、学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒 | 学用品の品目 1. 教科書及び教材 2. 文房具 3. 通学用品 | 原則として教科書及び教材については、災害発生の日から1ヶ月以内 文房具・通学用品については15日以内 |
| 障害物の除去 | (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。 (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。 (4) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。 | 賃金職員又は技術者を動員して除去を実施する。 | 原則として災害発生の日から10日以内 |
| 応急救助のための輸送及び賃金職員 | 1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分 | (1) 輸送業者との契約によるもの (2) 輸送業者以外のもの (3) 官公署及び公共的団体によるもの | 救助種目毎の実施期間 |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

第 15 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図る上からも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1. 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

2. 行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の捜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3. 遺体の検視、身元確認

警察は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）及び死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）に基づき、遺体の検視、見分（以下「検視等」という。）を行うものとする。

遺体の検視等に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、検視等終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、警察医会、警察歯科医会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な検視等、身元確認に努めるものとする。

4. 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、戸籍法第 92 条第 1 項に規定する検視調書等を添えて、町長に引き渡すものとする。

5. 遺体の収容

町は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、町は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

6. 遺体の火葬

(1) 町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- ア 火葬場の被災状況の把握
- イ 死亡者数の把握
- ウ 火葬相談窓口の設置
- エ 遺体安置所の確保
- オ 作業要員の確保
- カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- ク 火葬用燃料の確保

(2) 県は、被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

7. 災害救助法に基づく死体の搜索、死体の処理、埋葬

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第16節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜査し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法および他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

2. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者は、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため、倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流された、あるいは孤立した地域等に取り残されたような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者。

3. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、町長は直ちに県等の出先機関と連絡をとるとともに、消防団員、その他奉仕団員等を動員して、速やかに救出作業を実施するものとする。

4. 応援の手続

町長において救出作業ができないとき、又は機関器材等の調達ができない場合の応援の手続は、次によるものとする。

町長において応援を受ける必要があると認めたときは、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。

第17節 食料調達・供給計画

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

また、被災者及び災害応急現場従事者等に配給する食料の確保と、炊き出しその他の食品の給与は、緊急時における物資等の供給に関する協定に定めるほか、次の要領により実施する。

1. 実施機関

被災者及び災害応急現地従事者に対する食料の供給は、町が実施するものとする。

町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2. 災害時における米穀の応急供給

農林水産省の定める「政府所有米穀の販売要領」並びに「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」により迅速にかつ適正に処理するものとする。

(1) 供給を行う場合

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 罹災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給方法は、販売業者に連絡し、業者において供給する。

3. 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

町が多大の被害を受けたことにより、当該町において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

(2) 食料の配分

被災された町民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るため責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

4. 災害救助法による炊き出し及び食品の給与

- (1) 災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。
- (2) 炊き出しの方法については、民間団体及び女性の会等の協力を得て町長が必要と認めた場合炊き出しを実施する。(災害救助法の適用を受けない場合も同様)

5. 調達物資、来援物資の集積場所

調達物資及び来援物資は、町役場、各地区公民館等に集積する。

第18節 給水計画

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところにする。

1. 実施機関

飲料水供給の実施は、町が行う。

町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

2. 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

浄水処理後の水を提供可能な水道施設又は近郷水道から給水車（又は水槽付自動車）、あるいは給水槽等を用いて搬水し消毒の上緊急給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを基準とするが、被災状況等により増減する。

(2) 浄水セットによる給水

第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、消毒の上給水を行うものとする。

(3) 防災緊急給水用水袋及び給水ペットボトルによる給水

大津菊陽水道企業団により防災緊急給水用水袋（6リットル）5,000枚を主要配水施設と500mlの緊急ペットボトル約10,000本（大津・菊陽両町分）を大津菊陽水道企業団防災倉庫（大津町）に保管している。

(4) 緊急時対応型の飲料水自動販売機の設置による給水

庁舎等に設置した自動販売機の管理会社との協定により、災害時の飲料の無償提供と、災害に対応する職員分の飲料水を備蓄している。

(5) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3. 給水に関する広報

町及び県は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページや報道機関（新聞、ラジオ、テレビ等）への発表など、適時的確な情報提供を行うものとする。

4. 飲料水以外の生活水の確保

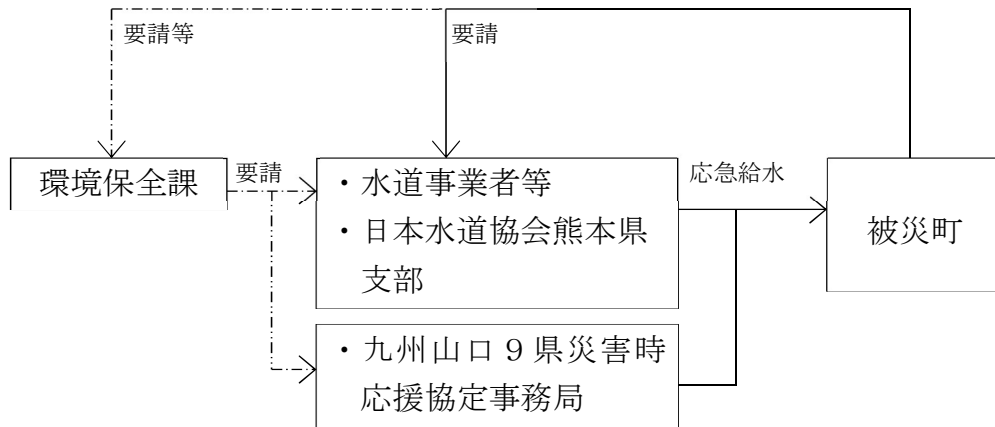
町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所

トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

5. 応援要請

町は、自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、県に応援要請を行うものとする。



- ・日本水道協会熊本県支部
熊本市上下水道局 096-381-1133
- ・九州山口9県被災地支援対策事務局（九州地方知事会会長県）
飲料水関係連絡担当局：水道行政主管部局

6. 復旧支援要請

(1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

7. 災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第19節 衣料品等物資供給計画

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難な被災者に対してこれらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における被災住民の安定を図るものとする。

1. 実施機関

- (1) 被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町が実施する。
- (2) 町だけで処理できないときは、隣接市町村、県その他の関係機関に応援を要請するものとする。

2. 生活必需品の円滑な提供

町及び県は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

3. 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第20節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

なお、町は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入の取扱いを決定し、ホームページや報道機関（新聞、ラジオ、テレビ等）への発表など、適時的確な情報発信を行うものとする。

1. 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入・供給体制

(1) 物資集積拠点の選定

町は、防災計画に定める避難所の位置を勘案の上、効率的に物資の受入、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておく。

(2) 受入・供給体制の整備

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、必要に応じて、民間事業者からのノウハウ等の提供を受けるなど、管理及び配分の万全を期するものとする。

町の物資集積拠点の管理責任者は、県の物資集積拠点の管理者等と連携して、町への輸送を円滑に行う。

町は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資需給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取扱い

町は、民間企業等からの支援の申し出に随時対応し、救援物資の確保に努めるものとする。

県は、町からの要請とのマッチングを随時行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

なお、救援物資の确实な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第21節 住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、第3章第13節「避難計画」に定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1. 実施期間

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。

町長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の建設

県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。

また、町は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、将来的な集約や復旧・復興のあり方も考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。

また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じて、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

イ 建設型応急住宅の運営管理

町は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、町は、県から建設型応急住宅（集会施設を含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を受け、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の

利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

(2) 賃貸型応急住宅

町及び県は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3. 住宅の応急修理

県が行う住宅の応急修理は、建設事業者団体等の協力を得て実施するものとする。発災直後から円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続等を定めるものとする。

4. 町営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が町営住宅への入居を希望した場合、町長は町営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について最大限の配慮をするものとする。

5. 住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置

県は、大規模又は甚大な被害が発生した場合、住宅の補修・再建に係る相談窓口を設置するとともに、相談ニーズのある人に対し、速やかに窓口の設置を周知することを目的として、ボランティア受付・派遣窓口となる社会福祉協議会と建築関係団体とが連携をとれるよう、平時から体制を整備する。

6. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

町及び県は、公営住宅などの募集案内の周知について、町ホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

7. 災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第 2 2 節 医療救護計画

災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合、応急的な医療提供体制を確保し、被災地の住民の医療救護を図るものとする。

1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとする。

2. 救護体制の整備

- (1) 町長は、地元医療機関の協力を得て、医療救護班を編成しておくものとする。

3. 救護活動

- (1) 町長は、災害の状況に即応し、医療救護班により医療救護活動を行う。本町だけで対応できないときは、市町村相互間の応援協定に基づき隣接市町村等に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。
- (2) 被災地の状況に応じ、適当な場所に医療救護所を設置する。

4. 災害救助法による医療救護

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

5. 町内の医療機関の状況

(R3. 5. 1 現在)

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
|---------------|------------------|----------|----|
| 熊本セントラル病院 | 原水 2 9 2 1 | 340-5001 | |
| 熊本リハビリテーション病院 | 曲手 7 6 0 | 232-3111 | |
| 東熊本第二病院 | 辛川 1 9 2 3 - 1 | 232-3939 | |
| 菊陽台病院 | 久保田 2 9 8 4 | 232-1191 | |
| 菊陽病院 | 原水 5 5 8 7 | 232-3171 | |
| 仁誠会クリニック大津 | 原水 2 9 7 3 | 232-9595 | |
| そうま眼科 | 原水 2 9 0 9 - 1 | 340-5520 | |
| ちが産婦人科医院 | 原水 2 9 5 1 - 1 | 232-9131 | |
| 矢野医院 | 原水 1 6 1 1 | 232-5266 | |
| アトピアクリニック | 辛川 4 9 6 - 6 | 349-2566 | |
| 本多内科胃腸科医院 | 馬場楠 4 2 7 | 232-2021 | |
| いけだ泌尿器科・内科 | 原水 1 1 6 6 - 1 | 233-1000 | |
| 菊陽あきたクリニック | 原水 1 1 5 6 - 1 3 | 232-8333 | |
| 菊陽中部クリニック | 津久礼 8 6 8 - 5 | 232-1566 | |
| つくれクリニック | 津久礼 2 5 2 8 - 5 | 285-3335 | |

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
|----------------|--------------------|----------|----|
| 堀田眼科 | 久保田 2 8 0 2 - 1 | 292-3455 | |
| よしもと小児科 | 原水 1 1 5 6 - 2 | 233-2520 | |
| 河野内科クリニック | 津久礼 3 0 1 1 - 4 | 233-1717 | |
| 菊陽レディースクリニック | 新山 2 丁目 8 - 2 3 | 213-5656 | |
| しもむら整形外科医院 | 津久礼 2 2 3 2 - 1 | 232-5836 | |
| 竹長小児科内科医院 | 杉並台 2 丁目 1 2 - 1 5 | 232-1110 | |
| 永田眼科 | 津久礼 2 4 2 0 - 5 | 285-1117 | |
| さかぐち消化器内科クリニック | 津久礼 2 4 1 7 - 2 | 349-2566 | |
| ハル内科皮フ科クリニック | 津久礼 2 3 7 7 - 1 | 232-8383 | |
| 松岡耳鼻咽喉科医院 | 津久礼 2 4 2 2 - 1 5 | 232-5011 | |
| いはら形成外科クリニック | 光の森 7 丁目 1 4 - 7 | 340-2560 | |
| かとう整形外科光の森 | 光の森 3 丁目 1 7 - 4 | 349-2255 | |
| さくら眼科内科クリニック | 光の森 7 丁目 3 3 - 1 | 340-2325 | |
| 仁誠会クリニック光の森 | 光の森 3 丁目 1 - 1 | 285-3466 | |
| たに耳鼻咽喉科アレルギー科 | 光の森 6 丁目 1 - 3 | 233-3387 | |
| たぶち内科循環器科 | 光の森 3 丁目 1 7 - 3 | 233-3588 | |
| ちとせ眼科 | 光の森 7 丁目 3 - 7 | 243-1100 | |
| なかふさ心療内科・光の森 | 光の森 7 丁目 2 5 - 5 | 288-6802 | |
| 光の森脳神経外科内科 | 光の森 6 丁目 1 - 6 | 232-7711 | |
| 光の森メンタルクリニック | 光の森 7 丁目 4 1 - 4 | 232-8102 | |
| 武蔵しもむら医院 | 武蔵ヶ丘 2 丁目 1 0 - 7 | 339-7561 | |

第23節 保健衛生計画

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は住民に対し、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の定めるところにより、公衆衛生の立場から伝染病予防上必要な防疫対策を実施し、伝染病の発生予防及びまん延の防止を図るものとする。

(1) 実施責任者

町長は、知事の指示にしたがって、防疫上必要な措置を行う。

(2) 検病調査及び健康診断

ア 本町における伝染病患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努めるとともに未収容患者等の隔離、収容、汚物物件の消毒、その他必要な予防及び防疫措置を行う。

イ 防疫業務の実施基準

(ア) 災害の発生により防疫業務を必要と町長が認めた場合は、緊急度に応じて計画的に実施する。

(イ) この調査に当たっては、町内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の把握に努めるものとする。

(ウ) 検病調査の結果、必要があると認めたときは、健康診断を行う。

(3) 防疫用品

本町の防疫用品として、備え付けの下記器具により防疫措置を行い、最高度に効果を発揮するよう努力する。

(R5.4.1 現在)

| 種別 | 数量 | 在庫場所 |
|-------|----|----------------|
| 動力煙霧機 | 5台 | 菊陽町役場（環境生活課保管） |

(4) 備蓄資材及び調達

防疫用薬品として、役場内に下記のとおり整備しているが、必要に応じてその数量を増加調達し万一に備える。

| 種別 | 数量 | 在庫場所 |
|-------------|-----|----------------|
| D P F 水性煙霧剤 | 5 缶 | 菊陽町役場（環境生活課保管） |

2. 食品衛生の確保

(1) 食中毒の未然防止

食品衛生協会は県と協力し、食品営業関係施設や被災地での炊き出し等に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて相談に応じ、指導を行うものとする。

3. 健康管理

(1) 健康管理活動の支援体制

町職員は、県が主催する災害時保健活動マニュアル（県作成）研修等に参加し、その体制整備に努めるものとする。

(2) 保健及び栄養指導

県保健所の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(3) エコノミークラス症候群の予防活動

ア 町及び県は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の的確な対応を行うものとする。

イ 町及び県は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(4) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア 町及び県は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ 町及び県は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

4. 生活衛生の確保

町及び県は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

第24節 廃棄物処理計画

1. 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再建の後押しを図るため定めた町災害廃棄物処理計画（平成31年3月）に基づき処理を行うものとする。

2. 被害状況調査、把握

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備する。

3. 廃棄物の仮置場候補地の選定等

- (1) 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。
また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。
- (2) 町は、平常時から災害廃棄物処理を委託する可能性のある廃棄物処理施設について、ヒアリング等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。

4. 災害廃棄物の処理

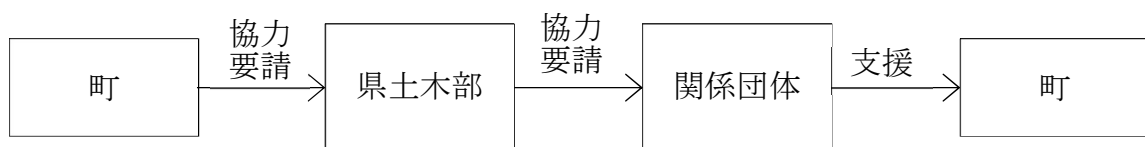
- (1) 町は、被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じる。
- (2) 市町村は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。
県は、町が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。

- (5) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (6) 町は、防疫上、腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (7) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら処理場（一時的仮置場を含む）に搬入するが、道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (8) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請を行う。



5. 堆積土砂の処理

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



6. し尿の処理

- (1) 町は、被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努める。

(3) 町は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じる。

7. 廃棄物処理の広域応援体制

(1) 町は、被災地の廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

(2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

(3) 町は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や、災害廃棄物に関する情報、D. Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。

第25節 交通規制計画

大規模災害時に、町道及び橋梁等の道路施設に被害が発生した場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連携を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

道路管理者：町長

道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合
道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

2. 交通規制の措置

(1) 措置要領

ア 降雨予測等から通行規則範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 道路管理者（町長）は、道路、橋梁など道路施設の巡回調査に努め、災害時により道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

3. 交通規制の実施

(1) 危険箇所の交通規制

道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止、又は交通を規制する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間、及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

第26節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資資材等の緊急輸送力の確保を図り、応急措置の万全を期する。

1. 実施機関

災害救助法が適用されたときは知事が行い、その他の場合は町長が行う。ただし、知事より委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2. 輸送方法

災害時の輸送は応急輸送を迅速的確に行うため、道路輸送は役場の車又は熊本県トラック協会と締結した「災害発生時の緊急物資輸送協定」に基づき支援を要請する。また、陸上輸送が困難若しくは不可能な場合第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

3. 災害救助法に基づく輸送

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第27節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等、並びに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1. 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は町長が行うものとし、町限りで実施不可能の場合、若しくは災害救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対象及び除去の方法

- (1) 障害物除去の対象災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。
 - ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
 - イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のための除去を必要とする場合
 - ウ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
 - エ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合
- (2) 障害物除去の方法
 - ア 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - イ 前記アにより実施困難な場合は、第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
 - ウ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

3. 災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

4. 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動を行うものとする。

5. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長、又は警察署長において、次のような場所に保管する。なお町長、又は警察署長は、その旨を、保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害とならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

6. 障害物の処分方法

町長又は警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めるときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随時契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第28節 労務供給計画

災害時における労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施の促進は、次に定めるところによる。

1. 通常の場合における労務者の供給要請

- (1) 町長は災害応急の実施について、労務者を必要とするときは、地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって要請する。
- (2) 町以外の機関における場合は、当該機関の長は直接公共職業安定所長へ要請する。
- (3) 同上の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- ア 求人者名
- イ 職種別、所要労務者数
- ウ 作業場所及び作業内容
- エ 労働条件
- オ 宿泊施設
- カ その他、必要事項

第29節 災害ボランティア連携計画

大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図る。

1. 災害ボランティアセンターに係る体制整備

大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、町社協は単独又は複数の市町村社協の連携による広域単位の災害ボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアセンター

ア 目的

災害ボランティアセンターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

町及び町社協等は、災害状況に応じて災害ボランティアセンターを町単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

町及び町社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。

ウ 役割と機能

- (ア) 町や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- (イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- (ウ) 活動用資材や機材の調達（県センター、市町村と連携）
- (エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (オ) ボランティアの受入
- (カ) ボランティア希望者の配置等
- (キ) ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
- (ク) 現地での支援活動の調整
- (ケ) ボランティアの健康管理
- (コ) その他

エ 町の対応

- (ア) 連絡調整窓口の設置
- (イ) 活動場所の提供
- (ウ) 行政情報の適切な提供
- (エ) その他必要な支援

オ 組織及び運営体制

(ア) 組織

関係団体と協議の上効率的・効果的な組織体制を整備する。

(イ) 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

カ 閉所の時期について

災害ボランティアセンターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。

2. 町と町内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、町は、災害ボランティアセンター及び当該町で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

3. 個々の分野における専門ボランティアとの連携

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。

(1) 災害発生時の対応

専門ボランティアの支援が必要な場合、各活動担当部局が把握している団体に対しては、各活動担当部局が直接、支援の要請等の連絡調整を図る。

(2) 平常時の取組み

専門知識、技能等を有する専門ボランティアについては、各担当部局課が直接、支援の要請等の対応を行うことから、各担当者は定期的に、専門ボランティア団体の状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るとともに、専門ボランティアの制度周知を行う。

4. その他

具体的な運用等については、各関係機関において要綱等を定めるものとする。

第30節 文教対策計画

この計画は災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合において、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒等の身体、生命及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図ることを目的とする。

1. 実施機関

- (1) 町立小・中学校の文教施設の災害応急復旧は町長が行う。
- (2) 町立小・中学校の児童・生徒に対する災害応急教育対策は、町教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、又は町教育委員会のみでは対策が困難な場合は、県知事又は県教育委員会、その他必要関係機関の協力を求めて、応急教育の確保に努める。

2. 待避及び避難について

- (1) 小・中学校長は災害発生のおそれがある場合においては、独断をもって事前に小・中学生を待避又は避難させ、その状況を速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会は気象、災害発生を刻々に把握し、災害発生のおそれがある地域の学校に対し、待避又は避難の時機を逸しないように指導する。
- (3) 小・中学校においては平常時より災害発生時における待避又は避難の場所及び方法、順序等を計画し、常時訓練しておくものとする。
- (4) 前諸項の待避・避難は、児童・生徒の身体生命を守ることを第一義とする。

3. 応急教育対策について

- (1) 文教施設の部分的罹災の場合は、まず応急復旧を速やかに実施し、とりあえず教育に支障のないように努める。
- (2) 全面的な罹災により応急復旧が不可能な場合は、被害を免れた隣接学校、公民館、神社、寺院、その他民有施設を借り上げ教育の再開に努める。
- (3) 教育委員会及び各小・中学校は前諸項の場合を想定し、あらかじめ具体的な場所等につき計画する。
- (4) 教材、学用品等の被害を受けた場合は町教育委員会に報告し、町教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告する（災害救助法が適用された場合は、町教育委員会が町長を経由して報告）。県教育委員会は、報告に基づき、必要に応じ、教材（教科書）については特約教科書供給所、学用品については熊本県文具紙製品卸商組合を通じて、調達を斡旋する。

4. 学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、町長から県教育委員会に速報し措置すべき事項につき指示を受けるものとする。

(1) 物資等対策

町は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法及び供給方法等について指示を受けるものとする。

5. 災害救助法に基づく学用品の支給について

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第31節 民間団体活動計画

災害時には、地域女性の会その他民間団体の応援協力を得て、社会秩序の維持と公共の福祉を確保し、災害応急対策を推進する。

1. 実施機関について

- (1) 民間団体の活用は、町長又は教育委員会が民間団体の協力を求めて行う。本町のみで処理不可能な場合は、被災を免れた隣接市町村に連絡し、その協力を求めて行う。
- (2) 大規模な災害又は広範囲にわたる災害のときは、知事又は県教育委員会に要請する。

2. 組織の種別及び可動人員並びに活動内容について

(1) 組織

菊陽町地域女性の会

(2) 活動範囲

活動範囲は、災害の規模又は範囲によって異なるが、おおむね町内とする。

(3) 活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、主として災害の炊き出し、被災者の収容、防疫等に当たる。

第32節 公共施設応急工事計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、被災者の民心安定を図るものとする。

1. 公共土木施設

災害によって河川、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

ア 河川

- (ア) 一級河川の直轄管理区間は国土交通省
- (イ) 一級河川のうち指定区間及び二級河川は県
- (ウ) 準用河川及びその他の普通河川は市町村

イ 道路

- (ア) 一般国道指定区間は国土交通省
- (イ) その他の一般国道及び県道については県
- (ウ) 市町村道については市町村
- (エ) 高速道路等については、国土交通省、西日本高速道路株式会社

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、第3章第28節「労務供給計画」及び第3章第31節「民間団体活用計画」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

(3) 応急工事の施工

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度を考慮の上、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

ア 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

イ その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、市町村道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に施工しなければならない仮道工事等が必要な場合

ウ 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を施工しなければならない場合

2. 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむを得ず応急工事を施工しなければならない場合は、次により行うものとする。

(1) 実施機関

ア 農地、農業用施設及び農林業協同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施工が困難な場合は、町長が行うものとする。

イ 前記アにおいて実施不可能な場合は、県（本庁）又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて施工するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(2)により確保するものとする。

3. 社会福祉施設

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施工しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施工する。

(1) 実施責任

老人福祉施設、児童福祉施設及び身体障がい者援護施設等の応急工事は、当該施設の管理者、又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記1の(2)に準じて確保する。

4. 医療衛生施設

医療衛生施設等が被災し、応急工事を施工しなければ診療が不可能なとき、又は、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施工する。

(1) 実施責任

ア 医療法第31条に規定する病院又は診療所

当該施設の管理者

イ その他の医療施設

当該施設の設置者又は管理者

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(2)に準じて確保する。

5. 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）

鉄道施設が被災し、通勤、通学輸送等の公共輸送に支障を与えた場合は、緊急工事に必要な機材等を搬入し、早期復旧を図るものとする。

- (1) 緊急工事の施工は、J R九州施工とするが、被災要因に基づき国及び県等の関係機関の協力により、公共輸送を確保する。

第33節 農林水産応急対策計画

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施するものとする。

1. 農業

異常気象により、水稲、果樹、畜産、野菜等の農作物等に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため県農政部は熊本県県北広域本部農業普及・振興課、町、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生のおそれがある場合についても被害の未然防止対策について指導するものとする。

第 3 4 節 ガス施設応急対策計画

災害時において都市ガス事業者が行うガス施設の応急対策は次のとおりとする。

1. 実施機関

(1) 町内における都市ガス事業者の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

| ガス事業者名 | 所在地 | 供給区域 |
|-------------------|-------------------------------------|---|
| 西部ガス株式会社 熊本供給部 | 熊本市中央区萩原町 1 4 - 1 0 TEL 370-0919 | 菊陽町の武蔵ヶ丘地域及 び光の森、新山、杉並台、 原水、津久礼、久保田地域 |

(2) 町内における L P ガス事業者の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

| L P ガス事業者名 | 所在地 | 供給区域 |
|------------------------------------|--|------|
| 大進商会 | 菊陽町大字原水 1 3 4 8 - 1 TEL 232-3823(昼夜間) | 町内全域 |
| J A 菊池 菊陽中央支所 | 菊陽町久保田 2 8 9 7 TEL 232-2211(昼夜間) | 町内全域 |
| E N E O S グローブ エナジー (株) 熊本支店 | 菊陽町原水 5 5 9 2 - 4 TEL 232-2200(昼夜間) | 町内全域 |

2. 保安体制

(1) 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第 24 条及び第 64 条並びに同法施行規則第 24 条及び第 92 条に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

(2) ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「防災業務計画」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

(3) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

3. 災害発生時におけるガス事業者の措置

(1) 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「防災業務計画」に基づき、速やかに次の非常体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

| 体制 | 体制確立の基準 |
|--------|-----------------------|
| 第1非常体制 | 被害又は予想される被害が軽度又は局地の場合 |
| 第2非常体制 | 被害又は予想される被害が中程度又の場合 |
| 第3非常体制 | 被害又は予想される被害が甚だしい場合 |
| 総合非常体制 | 被害又は予想される被害が広域で大規模な場合 |

(2) 処理体制

需要家からのガス漏えい及び導管事故等の通報に対する受付、連絡及び処理体制は次によるものとし、詳細については、各ガス事業者の定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」によるものとする。

ア 各ガス事業者は、次の要員を常時配置するものとする。

(ア) 保安責任者

通報に対する受付、連絡、出動及び処理に関する指示及び命令（特別出動体制の場合は除く）を行う者（熊本地区1名）

(イ) 受付担当者

通報を受け、これを関係箇所に連絡する者

(ウ) 通信担当者

処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者

(エ) 処理要員

通報を受けて現場に出動し、必要な措置を講じる者（熊本地区6名）

イ 事業所ごとに出勤した処理要員と無線連絡が可能な設備を整備しておくものとする。

ウ 受付担当者は受付けた通報の状況に応じ、ガス栓又はガスメーター、コックの閉止、火気使用の禁止、電気スイッチ点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等、必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請するものとする。

エ ガス事業者は通報又は現場に出勤した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生するおそれがある認められる場合には、直ちに菊池広域連合消防本部（232-9331）、菊陽町（232-2110）及び警察機関（294-0110）へ連絡し、協力を要請するものとする。

オ ガス事業者は、社会的に重要性が高い公共施設等へ優先的にガス供給を行うものとする。

4. ガス事業者と関係機関との連携

(1) 事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、

速やかに措置を講ずるものとする。なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事業者等の応援を求めるとともに必要に応じて九州産業保安監督部と連絡を密にして日本ガス協会の援助を依頼するものとする。

- (2) ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。
- (3) 関係の消防機関、警察機関及び特定地下街等の管理者等と協議の上、連絡専用の加入電話回線整備等の通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

5. 広報活動

ガス漏えいによる中毒、引火爆発のおそれがある場合、又は被害の程度によってガス路しゃ断、あるいは供給の停止の措置により復旧にあたる場合は、その旨を区域住民に周知徹底させるとともに、必要ある場合はラジオ、テレビ、広報車等を利用して一般に周知させるものとする。

第35節 航空機災害応急対策計画

阿蘇くまもと空港及び町内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策に定め、もって地域住民等を災害から守ることを目的とする。

1. 各関係機関の措置

航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所及び熊本国際空港株式会社は、県、県警察及び市町村長（消防機関を含む。）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体の協力を求めるものとする。

(1) 情報の通信連絡及び広報

ア 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。

(ア) 空港内で災害が発生した場合

関係機関への通報は、熊本空港緊急計画のとおり

(イ) 空港以外の地域で災害が発生した場合

発見者からの通報によりイ. の系統により連絡を行う。ただし、海上において災害が発生した場合は、三角海上保安部にも連絡を行う。

イ 情報の収集伝達はアに定める系統によるものとするが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達するものとする。

ウ イの情報の収集伝達は、有線電話、無線施設、広報車、ラジオ・テレビ等により行うものとする。

エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。

関係機関連絡先

| 区分 | 機関名 | 連絡窓口 |
|--------|---------------|--------------|
| 空港運営権者 | 熊本国際空港株式会社 | 空港運用本部 保安防災部 |
| 国の行政機関 | 大阪航空局 熊本空港事務所 | 総務課 |
| | 陸上自衛隊 | 高遊原分屯地 |
| | 陸上自衛隊 第8師団 | 西部方面衛生隊 |
| | 長崎税関 八代税関支署 | 空港出張所 |
| | 福岡出入国在留管理局 | 熊本出張所 |
| | 福岡検疫所 | 熊本空港出張所 |
| | 動物検疫所 門司支所 | 福岡空港出張所 |
| 地方自治体 | 門司動物検疫所 | 八代出張所 |
| | 熊本県 知事公室 | 危機管理防災課 |
| | 熊本県 健康福祉部 | 健康局 医療政策課 |
| | 熊本市 | 政策局 危機管理防災総室 |
| | 大津町 | 防災交通課 |
| | 菊陽町 | 危機管理防災課 |
| 益城町 | 危機管理課 | |

| 区分 | 機関名 | 連絡窓口 |
|----------|---------------------------|-------------|
| | 西原村 | 総務課 |
| 警察機関 | 熊本県警察本部 | 警備部警備第二課 |
| | 熊本県警察 | 熊本東警察署 |
| 消防機関 | 熊本市消防局 | 警防部警防課 |
| | 菊池広域連合消防本部 | 警防課 |
| | 熊本県防災消防航空センター | |
| | (一財) 航空保安協会 | 熊本第一事務所 |
| 医師会・医療機関 | 日本赤十字社熊本県支部 | 事業推進課 |
| | (公社) 熊本県医師会 | 業務 I 課 |
| | (一社) 熊本市医師会 | |
| | (一社) 菊池郡市医師会 | |
| | (一社) 阿蘇郡市医師会 | |
| | (一社) 上益城郡医師会 | |
| | (一社) 熊本県歯科医師会 | |
| 航空運送事業者 | 全日本空輸 (株) | 阿蘇くまもと熊本空港所 |
| | 日本航空 (株) | 阿蘇くまもと空港所 |
| | (株) ソラシドエア | 阿蘇くまもと空港支店 |
| | (株) フジドリームエアラインズ (エスエーエス) | 阿蘇くまもと空港支店 |
| | 天草エアライン (株) | |
| | ジェットスター・ジャパン (株) | 事業・戦略本部 |
| | チャイナエアライン | 熊本営業所 |
| | (株) ティーウェイ航空 | 熊本支店 |
| | エアソウル (株) | 熊本支店 |
| | 香港エクスプレス | |
| 航空機使用事業者 | (学) 君が淵学園 崇城大学 | 航空機操縦訓練本部 |
| 空港内事業者 | 九州産交ツーリズム (株) | |
| | 西鉄エアサービス (株) | 阿蘇くまもと空港所 |
| | 熊本空港警備 (株) | |
| | 熊本空港給油施設 (株) | |
| | (株) センコー | 九州主管支店空港営業所 |
| その他関係機関 | 九州産交バス (株) | |
| | 西日本電信電話 (株) | 熊本支店 |

(2) 広報

災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を求めるため報道機関等を通じ又は広報機関等により地域住民に対し広報を行う。

ア 住民に対する状況の伝達

- イ 菊陽町及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し
- ウ 避難の指示、及び避難先の指示
- エ その他必要な事項

(3) 消防活動及び警戒区域の設定

- ア 阿蘇くまもと空港において航空機事故により火災が発生した場合、熊本国際空港株式会社、地元消防機関及び陸上自衛隊高遊原分屯地は、化学消防車等による消火救難活動等を実施する。
- イ 阿蘇くまもと空港及び菊陽町において航空機事故により火災が発生した場合、その災害の規模等により地元消防機関で対処できない場合は、菊池広域連合消防本部は消防相互応援協定に基づく応援を求めるものとする。
- ウ 航空機の墜落等により災害が発生した場合、市町村長、消防機関及び警察は、必要に応じて地域住民の生命、身体の安全を図るとともに応急活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。
- エ 熊本国際空港株式会社が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。

(ア) 阿蘇くまもと空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

| | |
|-----------|--|
| 自治体関係 | 熊本市、益城町、菊陽町、大津町、西原村 菊池広域連合消防本部 |
| | 熊本県防災消防航空センター |
| 熊本空港消火救難隊 | 日本航空（株）、全日本空輸（株）、 ANAラインメンテナンステクニクス（株）、 （株）ソラシドエア、九州産交ツーリズム（株）、 西鉄エアサービス（株）、（株）エスエーエス、 熊本空港警備（株）、 熊本給油施設（株）、センコー（株）、 （一財）航空保安協会熊本第二事務所 |

(イ) 阿蘇くまもと空港及びその周辺における消火救難活動等の行動基準等に関する申合せ事項

熊本国際空港株式会社 ————— 陸上自衛隊高遊原分屯地

- オ 各市町村が締結している消防相互協定は次のとおりである。

協定の名称「熊本県市町村消防相互応援協定」

熊本県内市町村相互間（消防組合を含む）

45 市町村

12 消防組合

- カ 熊本国際空港株式会社及び陸上自衛隊高遊原分屯地は消防資機材、化学消火薬剤を備蓄するものとする。

(4) 救出救護及び死体の捜索活動

- ア 阿蘇くまもと空港において航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本空港緊急計画に基づき、迅速に救出活動を実施するものとする。
- イ 阿蘇くまもと空港以外の地域で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、

地元市町村、地元消防機関、県及び県警察は、協議に基づき救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施するものとする。

ウ 阿蘇くまもと空港及び県内において航空機災害により死傷者が発生した場合、県、地元市町村、日赤熊本県支部及び地元医師会等で編成する医療班を現地に派遣し応急措置を施した後、最寄りの医療機関に搬送する。

エ 阿蘇くまもと空港及び県内の地域において航空機災害により死傷者等が発生した場合、地元市町村、消防機関、県警察及び自衛隊は、行方不明者の捜索、負傷者の救出及び遺体の収容を実施するものとする。

(5) 交通規制

ア 阿蘇くまもと空港及び県内において航空機災害が発生した場合、県警察及び道路管理者は、応急対策実施に支障があると認めるときは、一時的な交通止規制を行うものとする。

イ 道路の交通止等規制を実施したときは、その旨を交通機関並びに地域住民に対し、広報し協力を求めるものとする。

第36節 電力施設応急対策計画

熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支店（以下「九電熊本支店」という）及び、九州電力送配電株式会社（以下「九電送配熊本支社という」）が荒尾市（福岡支社管轄）及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、波野村（大分支社管轄）を除き、県下一円を統括して供給している。

電力設備の非常災害応急復旧対策について九電熊本支店及び九電送配熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「熊本支社非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。

本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。

1. 電力施設の状況（2020年3月末）

熊本支社管内の電力施設は26発電所（204万kW）、88変電所（984万kVA）、送電線（亘長1,346km）及び配電線（亘長21,927km）がある。

2. 応急対策の方法

台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「熊本支社非常災害時の指令伝達・情報連絡系統」（別図）のとおり本店に非常災害対策総本部、支店には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。

また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。

3. 応急対策実施に当たっての留意点

(1) 県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害情報連絡本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と停電情報等の提供及び復旧作業の迅速かつ的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に行うものとする。

(2) 電力復旧の優先順位

電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。

(3) 停電孤立地域への対応

停電孤立地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、町からの要請にもとづき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

(4) 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等の協力を求めるものとする。

(5) 停電、復旧状況の広報

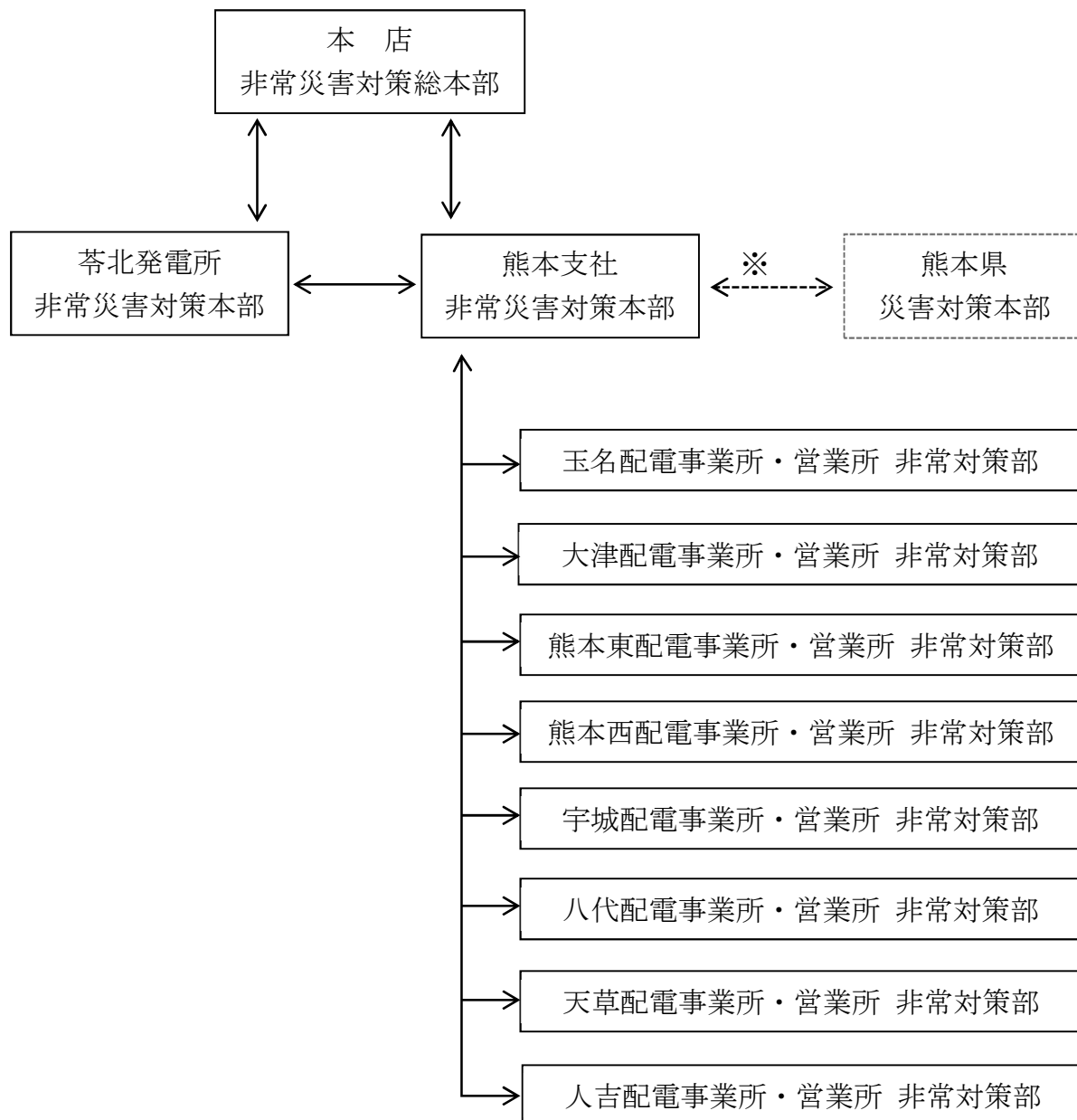
停電が広範囲あるいは長期に亘り、広報対応が困難な場合は、県及び市町村に防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

(6) 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支社及び各配電事業所・営業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管している。

熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統



(※)九州電力対策本部未設置時の連絡箇所は総合制御所

第 4 章 震災対策計画

本章には大地震における対策計画を掲載する。基本的には第 3 章災害応急対策計画を踏襲するが、地震発生に対しては基本的に事後対応となることから、特に異なる対応を行う項目について掲載することとする。

第 1 節 地震情報伝達計画

1. 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2. 地震情報の種類等

(1) 地震に関する情報

地震に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報を行い、その種類は次のとおり。

ア 地震に関する情報

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------|---|---|
| 震度速報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 3 以上 | 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 3 以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない) | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 3 以上 ・ 大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想さ | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------|---|---|
| | れる場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 |

(2) 地震情報の伝達系統図

第3章第7節 気象予報伝達計画による

3. 予報等伝達責任者

地震に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、町は、情報伝達に関する責任者1名を定めておく。

4. 異常発見時における措置

地割れ等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。また、何人もこの通報が迅速に関係機関に到達するよう協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、熊本地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

第2節 情報収集及び被害報告取扱計画

災害状況の収集は、第3章第9節「情報収集及び被害報告取扱計画」に定めるところによるものとするが、大地震による被害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、被害状況の把握を行うものとする。

第3節 広報計画

大地震における災害情報の町民に対する広報は、第3章第10節「広報計画」に定めるところによるものとするが、町は特に災害情報、災害応急対策及び余震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

第4節 消防計画

1. 消火対策

大地震における消火対策は、第3章第12節「消防計画」に定めるところによるものとするが、町は特に次の措置を講じ、大地震における消火の万全を期するものとする。

- (1) 町長は、県を通じて地震直後直ちにラジオ、ラレビ等報道機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ被災地への電気・ガスの供給停止を要請するものとする。
- (2) 町長は、大火が予想されるときは、必要に応じ隣接市町村の消防機関に応援を要請するとともに、県振興局を経由して知事に自衛隊の災害派遣を要請し、消防力の結集を図るものとする。

2. 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、町及び消防本部は、火災予防の徹底に努める。

(1) 出火防止、初期消火

ア 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

イ 立入査察の指導強化

各消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分に把握し、それに基づき消防計画、防火管理体制、消防用設備等の維持管理について適切な指導を行うこととする。

ウ 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完

する防火管理者の役割の重要性が増加している。大規模地震時にあっても防火管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者に対する講習会を実施するものとする。

エ 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の要配慮者が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

オ 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

カ 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

(2) 火災拡大要因の除去

ア 火災危険区域の設定

地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼するところにあるので、市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導するものとする。

イ 市街地の計画的な不燃化

(ア) 防火帯（街路樹、垣根等）の整備指導

市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討することとする。また、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進するものとする。

ウ 市街地整備事業（土地区画整理事業等）の推進

良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指して、町は、様々な市街地整備事業（土地区画整理事業等）により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

エ 建築物の不燃化の促進

町は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進めるものとする。

また、各種説明会やパンフレットにより、密集市街地における住宅の不燃化について普及啓発を図るものとする。

(3) 消防力の強化

ア 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に消防本部及び消防団車庫等の建物は災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺及び防災活動拠点等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

イ 広域応援体制の整備

町、消防本部は、隣接市町村、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

ウ 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第 44 条第 1 項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、町、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。

さらに、県、町、消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第5節 避難収容計画（予防）

地震災害に関する避難収容計画（予防）について、以下にまとめる。

1. 避難場所、避難路の整備

(1) 地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定一般避難所は相互に兼ねることができるものとする。

指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定することとし、指定の際は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。なお、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

指定一般避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平常時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

避難場所は第2章第6節「避難対策」に準ずる。

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

町は、避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備を検討するものとする。

イ 地震発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の選定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

2. 避難誘導の事前措置

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

町は、大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平常時から次の事項の住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

イ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

ウ 避難指示の伝達方法

エ 避難後の心構え

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

住民等は、ア～エの内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(2) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(3) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、町及び県の相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(4) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、町担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

第6節 避難収容対策計画（応急）

災害が発生した場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等を行うものとする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりである。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

また、町長が避難指示を発令できない場合は、副町長、総務部長、危機管理防災課長の順で発令権限を有することとする。

| 区分 | 災害の種別 | 実施責任者 |
|----------------|------------------------------|-------------------------------|
| 高齢者等避難 | 全災害 | 町長 |
| 避難指示 | 全災害 | 町長（災害対策基本法第60条） |
| | | 警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条） |
| | | 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条） |
| | 洪水災害 | 知事又は、その命を受けた職員（水防法第29条） |
| 水防管理者（水防法第29条） | | |
| 地すべり災害 | 知事又は、その命を受けた職員（地すべり等防止法第25条） | |
| 緊急安全確保 | 全災害 | 町長 |

2. 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路

オ 避難時の注意事項

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

ア 防災行政無線による伝達周知

イ Lアラートによる伝達周知

ウ J-ALERTによる伝達周知

エ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知

オ サイレン及び警鐘による伝達周知

カ 広報車等による伝達周知

キ 携帯電話メールサービスによる伝達周知

ク 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送及び電話等による伝達周知

ケ 報道関係機関（コミュニティFMを含む。）を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の設備が整備されていない市町村においては、整備促進を図るものとし、防災行政無線等の設備が整備されている市町村においては、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

(3) 町長は、町地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

(4) 町長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告するものとする。

(5) 町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする（災害対策基本法第63条）。

町長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

知事は、町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行するものとする（災害対策基本法第73条）。

4. 避難の誘導

(1) 避難誘導方針

町長は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織等の協力を得てできるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

また、町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 社会福祉施設等

ア 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、町等に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

イ 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入に努めるものとする。

5. 避難所の開設及び収容

県が災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより行うものとし、その方法および基準の概要は次のとおりである。

なお、県が同法を適用しない場合も、これに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

町は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持するこ

との適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 収容施設等

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

また、既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、出来る限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スペースの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

町長は、避難所を開設した場合に関係機関による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の運営管理

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。

- イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ウ 避難者は、避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 町は、自治会・町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、避難所外避難者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市町村の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- キ 町は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ在世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ク 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ケ 避難期間が長期化する場合、県及び町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- コ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意する。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努める。また、感染症の症状が出た者のための

専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・蔓延防止のための対策を行うものとする。

サ 町は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

シ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

ス 市町村は、必要に応じ、指定一般避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

セ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

6. 車中避難者を含む指定避難所外避難者への対応

町は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

7. 避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

また、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

町は、指定一般避難所、指定福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(3) 生活の支援

ア 相談体制の整備

町は、指定避難所、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

イ 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積したりするなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

8. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長は、地震の程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

ウ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示に当たっては、地震発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

イ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、

緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする

(ア) 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋・堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

(イ) 通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする

エ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする

なお、この場合、速やかに町等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

イ 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

ウ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

イ 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ 避難訓練の実施

学校長は、地震災害に応じた避難訓練を、平常時から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平常時から連絡網を整備しておくものとする。

オ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

(ア) 地震・津波災害に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 緊急避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(カ) 負傷者の救護方法

(キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法

(ク) 登下校中の避難方法

9. 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

10. 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他県の市町村への

受入については県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

県は、町から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

11. 被災者等への的確な情報活動関係

町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第7節 救出計画

大地震における被災者の救出は、第3章第16節「救出計画」に定めるところによるものとするが、関係機関は特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

(1) 住民による救出

住民は積極的に消防職員及び消防団員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(2) 消防職員、消防団員及び警察による救出

消防職員、消防団員及び警察官は、相互に連絡協力し、被災者の救出に努めるものとする。

(3) 町職員による救出

町長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

町は、必要を認めるときは、第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、知事を経由して自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

第8節 交通規制計画

大地震における交通規制計画は、第3章第25節「交通規制計画」及び下図の定めるところによるものとする。

特に、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、県と連携し、空港等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

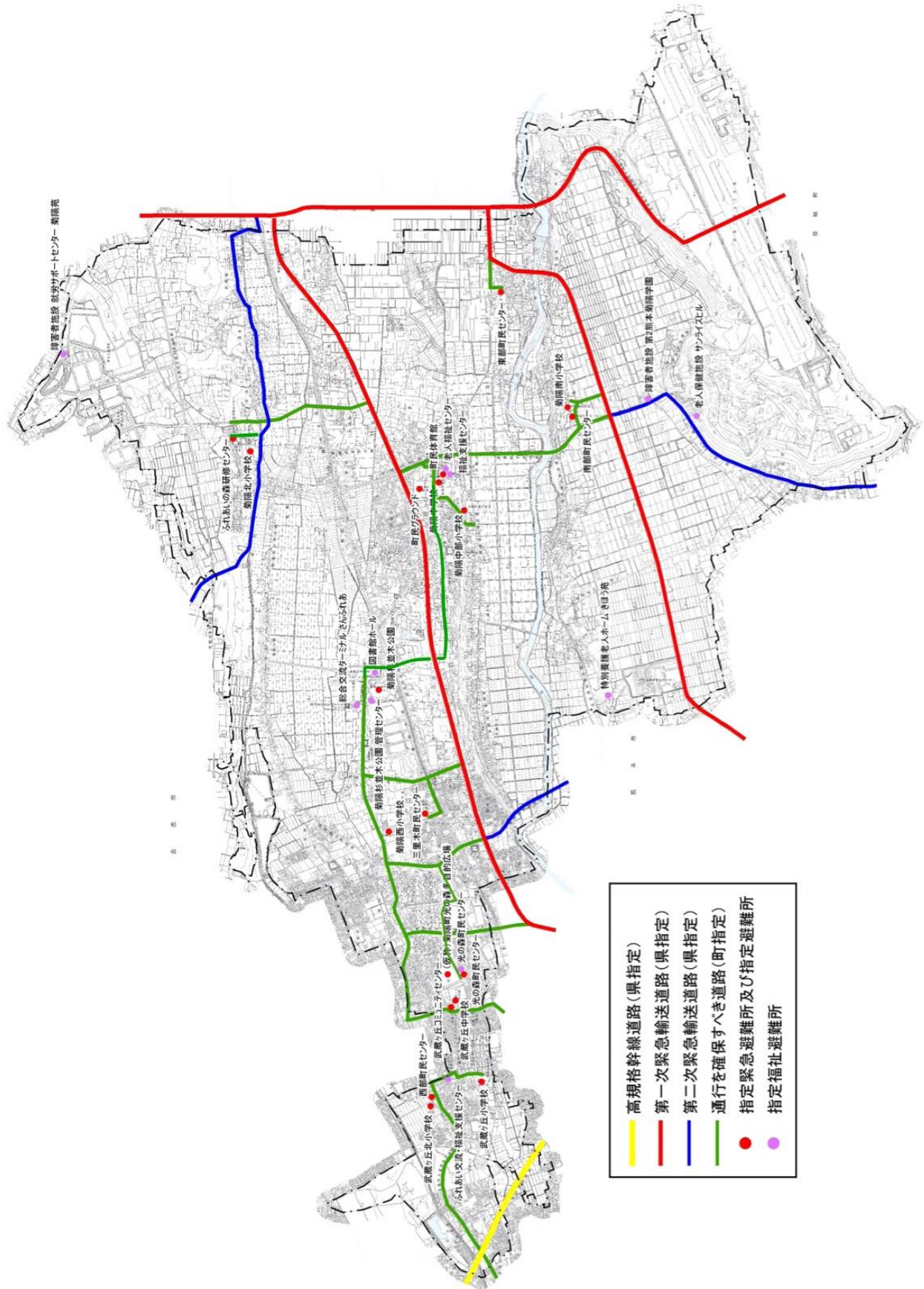


図 地震発生時に通行を確保すべき道路

第9節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

1. 人材育成の確保

- (1) 講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- (2) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。
- (3) 県は、日本アスベスト調査診断協会及び建築物石綿含有建材調査者協会等の団体と連携し、アスベスト専門家（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）の災害時派遣を要請できる体制の整備を図るものとする。

2. 応急危険度判定活動

- (1) 町は県、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は県に被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣要請し、県と連携して判定活動を実施するものとする。
- (3) 県は被災により損壊した建築物からの石綿飛散を防止するために、次の対応を行う。
 - ア 建築部局が実施した建築物吹付アスベスト調査における建築物リストを活用し、被災地域に在る鉄骨造・鉄筋コンクリート造の被災建築物について、環境部局が石綿（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2）飛散の危険性を調査するものとする。
 - イ 被災により調査対象石綿が露出し、周辺への飛散の危険性が認められた場合は、ビニールシート被覆、立入禁止等の措置を所有者に要請するものとする。

また、被災による解体が見込まれる鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建築物については、所有者に対して、解体工事前にアスベストに関する適切な事前調査の実施を周知するものとする。
 - ウ アの調査は、アスベスト専門家（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）と適時同行し、実施するものとする。

3. 被災建築物等への対応

- (1) 町及び県は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。
- (2) 県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。

ア 使い捨ての防じんマスク（D S 2規格もしくは同等の規格）を県庁及び各保健所にそれぞれ常備し、地震発生時に町で防じんマスクが不足する場合は、環境部局及び保健所より配布するものとする。

マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）に協力を要請するものとする。

イ 町及び解体工事・建設業等の業界団体に対して、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。

ウ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、特に飛散性の高いレベル1、2建材の有無が適切に調査されているかについて重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同立入し、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

エ 被災建築物周辺、避難所周辺、ガレキの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向

町は、被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- ① 河川 河川法第3条による施設等
- ② 海岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- ③ 砂防設備 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- ④ 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- ⑤ 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する施設
- ⑦ 道路 道路法第2条第1項に規定する道路
- ⑧ 港湾 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
- ⑨ 漁港 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設
- ⑩ 下水道 下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設
- ⑪ 公園 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急処置法第2条第1項第3号に規定する施設

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施工するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施工するものとする。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施工するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- ① 同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の異なるものは応急復旧、その他は査定後施工するものとする。
- ② 前記①の事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- ③ 農地等の復旧事業は3箇年を原則とし、初年度が30%、2年度50%、3年度20%の進捗で完了することとされている。
- ④ その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地 田及び畑
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機
 - ② 農業用道路、橋梁
 - ③ 農地保全施設、堤防
- (3) 林業用施設、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ① 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
 - ② 林道
- (4) 漁港施設、漁業の根拠地となる水域及び陸域内により、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、次のものをいう。

- ① 外かく施設
- ② けい留施設
- ③ 水域施設
- (5) 共同利用施設
- (6) 農業協同組合連合会、森林組合連合会、又は、水産業協同組合の所有する次のものをいう。
 - ① 倉庫
 - ② 加工施設
 - ③ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- ① 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- ⑤ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画

1. 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項の規定による）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に低所得者災害のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

ア 適用災害の規模

ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合

(ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 町の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

イ) 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 町の区域内の滅失戸数が当該市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は市町村が建設し、管理するものとする。ただし、県知事が必要と認めるときは県において建設し管理するものとする。

ウ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

| 区分 | 基準内容 |
|--------|--|
| 入居者の条件 | ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 ② 当該災害発生後3年間は月収26.8万円以下の世帯であること。 ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。 |
| 建設限度戸数 | ① 一般災害は滅失戸数の3割 ② 激甚災害は滅失戸数の5割 |
| 補助率 | ① 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の2/3 ② 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の3/4 |
| 規格 | 住宅1戸の床面積の合計が19平方メートル以上80平方メートル以下 |
| 家賃 | 管理者が必要に応じて、その都度決定する額 |

(2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は当該公営住宅に係る公営住宅の工事費若しくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融公庫による災害復旧住宅資金貸付け、又は、一般個人住宅特別貸付制度を活用して復旧に努めるものとする。

2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあつては知事、市町村立学校にあつては市町村長が行うものとする。

(2) 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、第 5 章第 2 節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法により国庫負担
- ② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- ④ 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債

第5節 被災農林漁業の経営安定計画

被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。

なお、被害が甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。

1. 天災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2. 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3. 日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。

4. 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5. 災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6. その他

1から5の支援は、町、国、県、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

なお、2、3、4の概要は、熊本県地域防災計画書資料編を参照。

第6節 被災中小企業振興計画

県は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置等を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、町及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。

1. 災害復興資金融資

県は、被災中小企業者に長期低利の融資を行い経営の安定と早期復興を図る。

2. 償還の延期等

県は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

3. 信用補完制度の充実

県は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

4. その他

県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図っている。

なお、政府関係中小企業金融三機関の融資要領は熊本県地域防災計画書資料編を参照。

また、金融支援の他、被災状況をかんがみ、必要な支援措置について国や関係機関と連携して取り組む。

第7節 生業及び復旧資金貸与計画

零細な資本で生業を営んでいる者又は低所得者が災害を受けた場合、これらの被災者に対し、生業に必要な資金を貸付け、速やかに自立更正を図ることを目的とする。

1. 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）

(1) 取扱機関

民生委員児童委員及び市町村社会福祉協議会を經由して、県社会福祉協議会で取り扱う。

(2) 対象

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の適用されない小規模な災害、又は火災等自然災害以外の場合の災害により災した低所得世帯でかつ資金の貸付けと民生委員児童委員の援助指導を受けることによって独立自活できる者で、他の機関等からの融資が困難な者。

(3) 資金の種類及び限度額等

資料：生活福祉資金の貸付方法

(1) 生活福祉資金の福祉資金

① 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

ア 貸付限度額の日安 1世帯当り 150万円以内

但し、住宅の補修等に必要な経費と重複貸付の場合は

a 家財のみの破損 150万円以内（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

b 住宅の半壊、半焼 170万円以内（住宅の補修等に必要な経費との重複貸付）

c 住宅の全壊、全焼 250万円以内（住宅の補修等に必要な経費との重複貸付）

d cの場合であって特別の事情がある場合 350万円以内（住宅の補修等に必要な経費との重複貸付）

イ 償還期限

据置期間（6月以内）経過後7年以内

ウ 貸付利率

連帯保証人あり：無利子

連帯保証人なし：年1.5%

エ 申込期間

被災日の属する月の翌月1日から6ヶ月以内

② 緊急小口資金（被災によって必要となる生活費）

ア 貸付限度額の日安

1世帯当り 10万円以内

イ 償還期限

据置期間（2月以内）経過後8月以内

ウ 貸付利率

連帯保証人不要：無利子

2. 母子父子寡婦福祉資金

20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子又は男子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉を増進する目的で貸付ける資金であり、激甚災害の被害を受けた場合は、優先的に貸付ける。

(1) 事業開始資金

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が自ら事業を開始するのに必要な設備費、什器材料等の購入費に充てるための資金

(2) 事業継続資金

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が現に事業を継続していくために必要な商品、材料等の購入費に充てるための資金

(3) 住宅資金

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が現に居住し、かつ原則として所有する住宅を補修し、又は、増改築・取得をするのに必要な資金

(取扱機関) 各県事務所福祉課 (受付は市町村)

(根拠法令) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号)

資料：母子福祉資金等の貸付方法

(2) 母子・寡婦福祉資金

① 事業開始資金

ア 貸付限度額 283 万円

イ 償還期限 7 年以内

ウ 利率

保証人あり：無利子、保証人なし：年 1.5%

② 事業継続資金

ア 貸付限度額 142 万円

イ 償還期限 7 年以内

ウ 利率

保証人あり：無利子、保証人なし：年 1.5%

③ 住宅資金 (被災の場合)

ア 貸付限度額 200 万円

イ 償還期限 7 年以内

ウ 利率

保証人あり：無利子、保証人なし：年 1.5%

第8節 被災者自立支援対策計画

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1. 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。

また、町が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、県から情報提供や連携構築、地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築などの支援を受ける。

2. 被災者に対する生活相談

県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

町は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

3. 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、町及び県は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

町は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、町の進捗状況を県に

報告するとともに、被害の規模と比較して被災村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に対して必要な支援の要請を行う。

市町村へ応援職員の派遣が必要な場合、町は、派遣職員の人材育成を通じて自らの災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員の派遣に努める。

4. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、町は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成するため、被災者に関する情報の提供を県に要請することができる。

5. 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取扱いは個人の申請によるが、災害時に要配慮者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6. 被災者自立支援対策の充実に向けた平常時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平常時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

7. 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

町は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、県と連携の上、ホームページや広報紙などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (5) 生活福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

なお、制度の詳細については、第5章第7節「生業及び復旧資金貸与計画」のとおりである。

8. 被災者の自立支援に資する情報の提供

町は、県がとりまとめた各種制度における減免措置などの被災者の自立支援に資する情報について、県と連携の上、ホームページや広報紙などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

第9節 被災者生活再建支援部の設置

1. 被災者生活再建支援部の設置

前節の被災者自立支援対策計画を確実に実行するため、災害発生後一定期間ののち、被災者生活再建支援部を設置する。班編成と事務分掌は次のとおりとする。

| 部名 | 班名 | 事務分掌 |
|------------|---------|-----------------------------|
| 被災者生活再建支援部 | 調査班 | 1. 被災建築物応急危険度判定に関する事 |
| | | 2. 被災宅地危険度判定に関する事 |
| | | 3. 住家被害認定に関する事 |
| | | 4. 罹災証明書の発行に関する事（大規模災害時） |
| | 生活再建支援班 | 1. 義援金の配分及び支給に関する事 |
| | | 2. 住宅の応急修理に関する事 |
| | | 3. 応急仮設住宅及びみなし仮設住宅に関する事 |
| | | 4. 住家の公費解体に関する事 |
| | | 5. 被災者生活再建支援金に関する事 |
| | | 6. 災害見舞金・災害援護資金の受付・貸付等に関する事 |

第10節 復興計画

大規模災害により社会経済活動に甚大な影響が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

併せて、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を要請するものとする。

第6章 広域避難受入計画

第1節 広域避難受入方針

東日本大震災や熊本地震にみられるように、規模の大きな地震では、個々の被害が大きだけでなく広範囲に及ぶ。また、高速道路や鉄道が寸断されると移動や流通が止まり、被災者の支援に大きな影響を及ぼす。実際、これらの災害では、住むことがままならない被災地から、親類のいる別の地域に支援を求め、住み慣れた地から離れることを余儀なくされた人々もいる。

本町には阿蘇くまもと空港が所在しているため、発生が予想されている南海トラフ地震により移動や流通がままならなくなったとしても、航空機による広域での移動や流通がしやすい位置にある。そのような利点を生かし、本町では、熊本県内に限らず規模の大きな災害が発生した場合はその被災者（以下「広域避難者」という。）を受け入れ、生活再建のためあるいは新たに本町で生活を始めるための支援を実施する。

第2節 広域避難受入の条件

次節以降に定める体制で広域避難を受け入れるのは、災害救助法が適用される災害が発生した場合とする。

第3節 広域避難受入体制の整備

広域避難を受け入れるため、本町では次のとおり受入体制を整備する。

1. 避難所の開設場所

広域避難のための避難所（以下「広域避難所」という。）は、菊陽町老人福祉センターに開設する。広域避難者が多い場合は、併せて菊陽町光の森町民センターに開設する。

2. 広域避難所の整備

広域避難所には、広域避難者が利用するため次に掲げる物資や設備を整えることとする。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 支援物資 | 内容：毛布、簡易ベッド 分量：20名分程度 |
| 設備 | 無料Wi-Fiスポット（携帯電話事業者に協力を要請） |

※通常備蓄している中から提供する。

3. 避難のための移動経路の確保

広域避難者の受入のための移動経路を確保するため、広域避難所にアクセスする道路の整備に関し、本町においても事業を推進するとともに、国や県に対し整備を要望していく。

第4節 広域避難者への支援

1. 広域避難所の開設期間

広域避難所の開設期間は、災害救助法の規定に準じることを原則とし、当該災害の被害程度に応じ、広域避難者の避難元自治体（広域避難者が登載されている住民基本台帳のある自治体をいう。以下同じ）と協議の上定めることとする。

2. 生活支援体制の整備

広域避難者には自らの移動手段を喪失したものが多くと想定されるため、広域避難所では、日常生活に必要な物資の調達や通院などが本町内でできるよう支援する。

併せて、広域避難者が避難元自治体での生活に復すことができるよう、当該自治体と連絡調整を行う。

3. 応急仮設住宅

災害救助法が適用となる災害で、避難生活が長期化すると見込まれる場合、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）」第 2 条第 2 項へに規定されているいわゆるみなし仮設住宅の提供ができるよう、国や熊本県、避難元自治体と調整を図る。

4. 連絡調整

広域避難所を設置した場合は、広域避難者への支援の在り方をはじめ、広域避難に関する費用弁償その他広域避難に関することについて、避難元自治体と連絡調整を行う。